

2014年版（平成26年）
日本のバス事業



公益社団法人 **日本バス協会**

53

日本のバス事業・目次

I. バス事業の現状	1
1. 概況	1
(1) 国内輸送	1
(2) バス事業の現状	1
2. 乗合バス輸送状況推移表	2
3. 貸切バス輸送状況推移表	4
4. バス事業の経営規模	6
5. 国内輸送の現状	8
6. 業態別保有自動車数の推移	10
7. 高速バスの運行状況	12
II. バス事業	13
1. 乗合バス事業	13
(1) 平成25年度乗合バス事業の収支状況	13
2. 都市交通	21
(1) 概要	21
(2) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業） （国土交通省）	21
(3) PTPS、バス専用通行帯、バス優先通行帯等	23
3. 地方交通	24
(1) 概要	24
(2) 地域公共交通確保維持改善事業	24
(3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財政措置	27
4. 乗合バス運賃	30
(1) 上限運賃改定	30
(2) ICカードの導入および営業政策的な割引	31
(3) 地方自治体の補助による敬老乗車券	43
5. 貸切バス事業	45
(1) 貸切バスの新たな運賃・料金制度	45
(2) 貸切バス事業の収支状況	50
(3) 貸切バス事業者の安全性評価認定制度	56
III. 安全輸送の取組み	57
1. 安全輸送体制の確立	57
(1) 運輸安全マネジメントの推進	57
(2) バス事業における総合安全プラン2009	58
(3) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策	58
2. 大規模災害への対応	59
3. 飲酒運転防止対策の推進	59
(1) 飲酒運転防止対策の推進	59
(2) アルコール検知器の使用義務化	60
4. 車内事故防止対策	60
5. 改正道路交通法への対応	61
6. バスジャック・テロ対策	61
(1) バスジャック対策の推進	61
(2) テロ対策の徹底	62
7. 平成24・25年の交通事故	64

(1) 全国の交通事故の現状	64
(2) バス（事業用）に係る交通事故情報	65
(3) 事業用自動車の事故	68
8. 安全に資する装置の導入状況	70
(1) デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー	70
(2) 衝突被害軽減ブレーキ等	71
IV. バスに係る技術面の向上	72
1. 中央技術委員会の活動	72
2. バス車両の技術開発	72
V. 環境対策と交通バリアフリー法への対応	73
1. 環境対策	73
(1) バス事業における低炭素社会実行計画	73
(2) 平成25年度の日本バス協会の対応	73
(3) NOx・PM 対策	73
(4) グリーン経営の推進	74
2. 交通バリアフリー法への対応	74
(1) 交通バリアフリー法の概要	74
(2) ノンステップバスの普及方策	75
(3) 平成25年度の日本バス協会の対応	75
3. 人と環境にやさしいバスの導入状況	76
(1) 「人にやさしいバス」の導入状況	76
(2) 「環境にやさしいバス」の導入状況	77
VI. 労務関係	79
1. 平成25年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果	79
(1) 年間総労働時間の実態（回答数 乗合358、貸切459）	79
(2) 女性運転者雇用状況（回答数267）	79
(3) 高齢運転者の雇用状況（回答数648）	80
(4) バスガイドの雇用状況（回答数249）	80
(5) 障害者の雇用状況（回答数213）	80
2. 平成26年度春季労使交渉	81
(1) 経済の好循環実現に向けた政労使会議の状況	81
(2) 各労働組合の春闘に関する動向	81
(3) バス事業における春季労使交渉妥結結果（公営を除く。）	82
3. 平成26年度産業別最低賃金	83
VII. 交付金制度及び事業について	85
1. 運輸事業振興助成交付金	85
(1) 制度の創設	85
(2) 最近の交付金制度について	85
(3) 交付金の額	86
(4) 交付金事業	88
VIII. 税制改正	94
1. 平成27年度税制改正要望	94
資料	97
1. 自動車関係諸税一覧表	98
2. 地域別旅行業者数	100
3. 日本のバス事業略年表（H19. 4. 1～）	101
4. 都道府県バス協会名簿	104

I. バス事業の現状

1. 概況

(1) 国内輸送

平成24年度の国内輸送機関別の旅客輸送人員をみると、総輸送人員は292億92百万人（前年288億69百万人）と対前年1.5%増と前年から4億人増加した。内訳をみるとJRは89億63百万人（前年88億37百万人）と対前年1.4%増、民鉄は140億70百万人（前年137億95百万人）と対前年2.0%減、バスは44億37百万人（前年44億14百万人）と対前年0.5%増、ハイタクは16億40百万人（前年16億60百万人）と対前年1.2%減、航空は86百万人（前年79百万人）と対前年8.9%増となっており、JR、バス、航空の輸送人員が増加している。

次に輸送人員の分担率をみると民鉄48.0%に次いで、JRが30.6%、バスは15.1%と第3位、第4位はハイタクの5.7%、第5位は航空の0.3%の順になっている。^{※1)}

また、自動車保有台数の推移をみると昭和51年央3,000万台、56年9月4,000万台、61年11月5,000万台、平成2年10月6,000万台、平成25年3月7,963万台となり、昭和51年央から平成25年3月まで37年間で2.6倍の伸びとなっており、このうち軽自動車は昭和53年に600万台であったが、平成25年3月では3,025万台と5倍の伸びを示している。^{※2)}

従って、バス事業は益々陸上交通において自家用車にその領域を侵され、特に、軽自動車の伸びにより悪戦苦闘を続けている状況である。

(2) バス事業の現状

乗合バスの輸送人員は昭和42年前後の100億人台から年々減少傾向を辿っていたが、平成24年度は41億2,500万人（前年41億1,770万人）、平成23年度対比0.2%増加（前年度1.0%減）した。輸送人キロは298億人キロ（前年293億人キロ）と対前年1.7%増（前年2.4%増）となっており、平成11年度を底に微増傾向にある。

営業収入をみると平成4年度をピークに減収になっていたが、平成24年度は9,715億2,900万円（前年9,650億6,900万円）と対前年0.7%増（前年3.8%増）となった。

貸切バスの輸送人員は長期的には増加傾向にあるが、平成24年度は3億1,226万人（前年2億9,605万人）と対前年5.5%増（前年は0.1%減）となっており、輸送人キロも387億人キロ（前年374億人キロ）と対前年3.5%増（9.4%減）となっている。

また、営業収入は4,494億5,700万円（前年4,351億8,800万円）と対前年3.2%増（前年0.4%増）となった。実働率は平成2年度から実働一日一車当り営業収入は平成4年度をピークに減少傾向にある。

※1) 資料8頁 ※2) 資料10頁

(表1)

2. 乗 合 バ ス 輸

項 目 年 度	事業者数	車 両 数 両	実 働 率 %	許可キロ キロ	総走行キロ 千キロ	輸送人員 千人	営業収入 百万円
昭和22	237	12,532		84,095	229,302	735,175	2,570
23	25	13,490		85,054	274,662	804,497	7,809
24	276	16,532		85,339	361,994	1,024,961	14,450
25	303	17,741	80.0	89,688	491,240	1,376,000	19,922
26	316	19,394	80.0	95,975	616,392	1,789,153	31,448
27	326	21,771	84.0	101,299	761,858	2,021,367	39,216
28	331	24,293	87.0	110,637	856,228	2,497,396	49,361
29	341	26,681	85.0	118,894	973,727	3,013,121	57,114
30	346	28,932	84.0	125,741	1,103,937	3,461,000	64,117
31	344	32,193	86.0	131,912	1,223,268	4,008,000	72,946
32	344	35,908	86.0	138,060	1,377,857	4,642,000	84,994
33	349	39,014	86.0	140,938	1,524,800	5,094,000	94,560
34	344	41,932	86.0	147,128	1,673,068	5,767,000	107,074
35	347	44,912	83.7	152,475	1,680,671	6,044,498	118,578
36	342	48,457	86.0	156,770	1,837,869	6,913,597	129,638
37	354	50,575	85.9	162,877	1,980,675	7,583,269	147,348
38	354	56,893	83.9	165,004	2,149,524	8,052,227	184,403
39	362	59,827	85.9	173,301	2,502,315	8,793,067	203,600
40	362	62,923	87.9	177,390	2,636,126	9,862,056	233,500
41	361	64,716	85.8	185,319	2,770,647	9,938,061	268,741
42	360	66,888	91.1	187,890	2,857,427	10,116,590	288,065
43	361	67,694	85.2	191,165	2,906,389	10,143,807	309,280
44	362	66,891	84.8	193,703	2,910,987	10,133,880	323,079
45	359	67,911	84.7	190,040	2,935,122	10,073,704	368,914
46	352	66,250	85.0	191,348	2,897,130	9,946,964	381,502
47	368	66,377	85.0	193,852	2,886,363	9,941,805	427,333
48	359	67,336	83.8	192,362	2,858,792	9,607,238	502,345
49	363	67,694	84.5	191,226	2,831,276	9,506,234	600,951
50	364	68,435	84.8	180,879	2,878,520	9,118,868	713,266
51	359	68,037	85.1	180,187	2,894,431	8,772,854	806,006
52	358	67,660	85.6	178,805	2,893,703	8,588,962	834,572
53	356	67,620	85.6	177,104	2,897,740	8,307,541	878,969
54	354	67,309	85.8	177,340	2,910,665	8,176,373	920,987
55	355	67,142	85.6	177,310	2,909,759	8,096,622	971,369
56	358	66,897	86.4	178,074	2,917,489	7,902,624	1,017,640
57	358	66,843	86.4	179,521	2,917,514	7,654,324	1,059,905
58	351	66,222	86.4	177,709	2,909,086	7,432,056	1,074,326
59	349	65,636	86.5	176,972	2,886,305	7,179,130	1,085,948
60	350	65,258	86.2	176,532	2,879,928	6,997,602	1,124,663
61	349	65,093	85.9	177,007	2,878,784	6,847,944	1,129,206
62	362	65,081	86.1	181,052	2,907,885	6,698,574	1,128,354
63	370	65,121	86.2	210,080	2,939,657	6,629,258	1,151,416
平成元	372	65,278	86.2	258,488	3,000,772	6,552,089	1,156,362
2	377	64,972	85.7	282,841	3,038,390	6,500,489	1,193,909
3	390	64,469	85.7	293,701	3,039,816	6,496,094	1,216,663
4	393	63,857	85.4	296,414	3,018,431	6,358,294	1,233,184
5	398	63,263	85.1	299,700	2,992,589	6,195,844	1,216,118
6	405	62,568	84.8	297,576	2,969,970	5,938,505	1,205,256
7	404	61,861	84.4	298,886	2,955,635	5,756,231	1,189,332
8	404	61,171	84.7	296,140	2,935,727	5,599,617	1,170,042
9	406	60,354	84.5	298,054	2,916,750	5,399,848	1,133,086
10	414	59,426	84.5	297,998	2,904,569	5,171,516	1,109,413
11	430	58,689	84.0	300,368	2,900,487	4,937,130	1,069,592
12	444	58,348	83.9	304,931	2,896,959	4,803,141	1,050,944
13	451	58,273	83.6	314,376	2,924,444	4,633,010	1,020,818
14	485	58,801	83.4	330,465	2,951,699	4,502,726	992,755
15	511	58,335	83.6	340,898	3,008,903	4,447,859	990,574
16	516	58,119	83.6	352,687	3,028,566	4,335,453	974,281
17	513	58,430	83.7	357,103	3,015,339	4,243,854	968,320
18	1,087	58,252	83.6	372,654	3,013,347	4,241,284	971,999
19	1,185	59,313	83.0	396,955	3,034,001	4,264,106	980,863
20	1,347	58,944	82.6	417,285	3,046,438	4,303,817	992,414
21	1,453	58,793	82.0	417,394	3,042,916	4,177,722	973,742
22	1,640	59,195	82.0	420,757	3,034,289	4,158,180	929,762
23	1,836	59,100	81.2	420,844	3,017,914	4,117,704	965,069
24	1,991	58,994	81.2	433,597	3,026,989	4,124,997	971,529

送 状 況 推 移 表

従業員総数 人	運転者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
		20.3	80			昭和22
		21.0	83			23
		19.0	86			24
		17.7	100	274		25
		17.8	110	324		26
		16.2	117	328		27
		18.7	121	346		28
		17.5	122	384	7,079	29
		17.5	127	405	7,403	30
		18.2	127	423	7,768	31
		18.0	128	438	7,922	32
		17.7	129	439	8,043	33
		18.3	131	459	8,437	34
		20.1	124	444	8,894	35
		20.1	124	467	8,758	36
		19.8	124	477	9,261	37
		20.9	128	480	11,206	38
		22.2	140	548	11,097	39
240,312	89,118	21.2	137	514	11,858	40
241,023	92,673	20.2	141	507	13,342	41
235,255	94,573	21.9	140	495	13,266	42
226,245	96,966	18.4	142	497	14,665	43
217,416	98,958	19.6	142	493	15,511	44
207,675	100,312	19.1	142	488	17,704	45
197,797	101,004	19.6	141	483	18,531	46
187,398	101,600	20.2	141	486	20,887	47
181,785	103,347	18.4	140	470	24,579	48
179,016	105,675	18.5	139	465	29,427	49
176,137	107,225	17.7	138	437	34,161	50
172,376	107,282	15.6	138	418	38,405	51
167,731	106,764	15.4	138	408	39,667	52
163,517	106,103	15.6	138	396	42,408	53
158,525	104,826	15.2	138	389	43,793	54
155,191	104,145	15.4	139	386	46,263	55
151,865	103,638	14.7	139	377	48,498	56
147,097	101,953	14.0	140	366	50,683	57
142,662	100,285	13.4	140	358	51,734	58
137,764	98,170	13.1	141	350	52,997	59
134,116	96,564	12.7	142	345	55,402	60
131,243	95,362	12.4	143	339	55,923	61
127,896	93,345	11.7	144	332	55,935	62
126,191	92,761	11.8	146	329	57,139	63
124,540	92,261	12.0	149	325	57,353	平成元
123,134	91,501	12.1	152	324	59,534	2
120,542	90,094	12.5	152	325	60,896	3
119,382	89,344	12.5	153	322	62,356	4
117,890	88,417	12.1	153	317	62,221	5
114,732	86,576	11.7	154	308	62,456	6
111,866	84,847	11.3	154	300	62,046	7
109,028	83,017	11.0	155	296	61,819	8
106,487	81,439	10.7	156	290	60,759	9
103,604	79,409	10.6	157	279	59,882	10
100,464	77,046	10.1	158	269	58,291	11
97,006	74,420	10.1	160	265	57,993	12
97,455	74,883	10.1	162	257	56,638	13
98,123	74,720	10.4	165	252	55,564	14
96,853	73,926	10.2	167	246	54,861	15
94,512	72,303	10.1	168	241	54,138	16
93,868	72,883	10.3	170	240	54,715	17
93,231	72,978	10.5	171	240	59,134	18
94,915	74,960	10.6	171	243	55,847	19
102,583	78,218	11.1	171	242	64,115	20
97,363	74,644	10.7	172	235	52,838	21
103,299	80,073		171	235	52,822	22
106,492	81,811		170	231	53,620	23
107,343	82,634		170	231	52,883	24

(表2)

3. 貸 切 バ ス 輸

項 目 年 度	事業者数	車 両 数 両	実 働 率 %	総走行キロ 千キロ	輸送人員 千人	営業収入 百万円
昭和25	312	1,112		20,197	12,284	
26	353	1,729		38,192	23,472	
27	373	2,321		60,539	38,475	4,356
28	401	3,233		81,359	47,026	6,364
29	416	3,842	72.0	205,237	64,522	8,839
30	428	4,153	73.0	122,695	73,082	10,364
31	431	4,854	70.0	152,276	88,268	13,222
32	440	5,517	72.0	170,575	94,014	15,908
33	431	6,424	70.0	190,129	105,161	17,141
34	428	6,853	68.0	219,392	117,246	20,182
35	442	8,256	66.5	265,175	134,307	24,858
36	448	10,232	58.5	306,431	116,551	30,943
37	491	11,682	58.8	362,381	137,607	36,327
38	520	13,345	62.4	468,393	168,050	43,459
39	526	14,585	61.5	506,225	189,907	50,300
40	529	14,587	59.1	511,633	166,927	55,700
41	530	14,918	61.2	574,437	173,457	63,029
42	527	15,056	63.6	630,479	177,619	70,278
43	531	13,483	64.5	675,258	180,728	75,406
44	534	17,978	64.1	691,312	176,768	94,001
45	559	17,017	63.1	739,061	180,989	115,416
46	568	18,029	62.9	732,221	176,803	112,427
47	604	17,662	65.1	783,985	183,750	124,032
48	623	17,851	63.7	766,128	178,097	169,050
49	636	18,090	61.6	744,775	171,911	202,931
50	661	18,352	60.8	744,177	174,609	241,925
51	682	18,701	63.0	800,784	176,107	257,645
52	695	19,394	63.6	835,633	181,657	290,613
53	714	19,650	65.0	888,350	186,549	318,984
54	732	20,308	65.3	952,541	203,146	345,656
55	755	21,326	64.8	980,422	203,692	391,040
56	778	21,883	65.3	1,037,006	209,165	411,533
57	809	22,383	64.9	1,063,590	205,856	442,946
58	829	23,110	65.3	1,116,812	210,059	459,850
59	862	24,186	66.5	1,179,836	216,893	496,722
60	904	24,842	66.8	1,235,135	232,192	538,825
61	974	25,610	65.7	1,257,107	219,709	531,439
62	1,032	26,726	66.0	1,343,838	224,916	555,541
63	1,074	27,707	67.0	1,451,941	237,111	605,061
平成元	1,137	28,682	67.3	1,500,700	246,355	639,369
2	1,205	29,858	67.3	1,571,311	255,762	702,876
3	1,259	31,099	66.0	1,579,837	252,781	739,302
4	1,325	32,334	63.5	1,542,921	249,049	744,547
5	1,401	32,934	61.4	1,553,674	247,655	705,623
6	1,456	33,194	61.2	1,549,207	248,120	612,933
7	1,537	33,357	61.6	1,575,352	248,941	592,304
8	1,663	33,804	62.1	1,584,471	247,835	587,430
9	1,905	35,327	61.4	1,583,394	247,384	580,175
10	2,122	36,508	59.8	1,589,543	247,861	544,400
11	2,336	37,661	59.0	1,614,264	251,614	543,354
12	2,864	36,815	58.0	1,628,838	254,714	509,908
13	3,281	39,806	56.8	1,649,602	260,958	477,407
14	3,521	41,115	56.0	1,668,243	272,295	468,354
15	3,581	42,718	54.8	1,674,217	278,375	473,796
16	3,743	44,685	54.6	1,698,226	290,595	454,051
17	3,923	45,625	54.6	1,729,257	301,563	389,896
18	4,110	45,668	54.3	1,708,699	296,401	429,945
19	4,159	44,832	53.5	1,699,166	296,040	477,851
20	4,196	45,785	52.4	1,704,464	303,363	409,999
21	4,392	46,676	50.2	1,677,422	298,582	421,999
22	4,492	47,452	50.1	1,651,699	300,049	433,422
23	4,533	47,693	50.0	1,544,059	296,053	435,188
24	4,536	48,135	51.6	1,604,607	312,256	449,457

送 状 況 推 移 表

従業員総数 人	運 転 者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
						昭和25
						26
						27
						28
			106	63	9,029	29
			111	66	8,716	30
			118	65	10,269	31
			12	68	11,672	32
			124	68	11,235	33
			133	71	12,247	34
		50.0	143	72	13,519	35
		48.4	153	58	15,676	36
		58.2	149	56	15,447	37
		44.7	157	56	15,247	38
		42.3	154	58	16,003	39
47,921	16,374	42.3	157	51	17,703	40
49,461	16,737	45.8	166	50	17,126	41
48,562	16,914	45.5	172	48	20,200	42
48,132	17,211	45.3	187	48	22,446	43
48,870	18,172	45.6	188	46	23,977	44
47,906	18,009	46.7	192	46	27,843	45
47,903	18,529	46.4	197	45	27,171	46
47,144	18,739	43.7	200	45	30,298	47
45,526	18,900	45.3	216	44	41,768	48
44,924	18,746	52.8	199	44	52,115	49
47,497	19,338	52.4	200	45	62,020	50
47,420	19,285	44.4	204	43	63,355	51
48,221	19,621	44.4	206	43	69,352	52
50,580	20,489	43.7	208	43	72,781	53
50,950	20,882	41.0	211	43	73,671	54
52,030	21,479	39.8	211	43	81,627	55
53,331	22,003	38.9	216	42	82,310	56
54,900	22,316	38.2	217	40	86,779	57
55,949	22,810	37.1	223	40	87,054	58
56,884	23,579	36.8	222	39	90,429	59
57,951	24,258	36.6	225	41	94,353	60
59,266	24,859	35.3	219	38	93,059	61
57,623	24,507	35.3	223	37	92,125	62
63,196	27,340	35.0	228	37	94,995	63
62,973	28,053	34.4	228	37	97,173	平成元
93,486	28,972	34.1	230	37	102,787	2
66,418	30,739	32.8	229	37	107,223	3
67,051	31,056	34.3	226	37	109,165	4
67,299	31,195	34.6	227	37	104,353	5
65,436	30,807	34.2	229	37	90,549	6
64,585	30,923	34.0	232	37	87,098	7
63,811	30,992	33.7	231	36	85,744	8
62,129	31,038	33.6	231	36	84,729	9
58,732	30,405	33.3	230	36	78,767	10
63,262	32,646	33.0	232	36	77,935	11
64,971	36,241	32.6	232	36	72,523	12
65,663	37,817	32.4	231	37	66,808	13
65,116	39,434	32.2	230	38	49,109	14
67,427	41,544	32.5	228	38	64,467	15
67,212	41,898	32.8	226	39	60,522	16
58,010	36,996	33.0	228	40	51,326	17
64,546	42,420	32.9	225	39	54,096	18
65,411	41,890	31.6	225	40	59,674	19
64,490	42,323	32.4	228	41	57,206	20
67,908	41,173	32.1	232	41	52,226	21
64,171	45,392		223	40		22
65,378	45,504		223	40		23
69,851	46,653		212	41		24

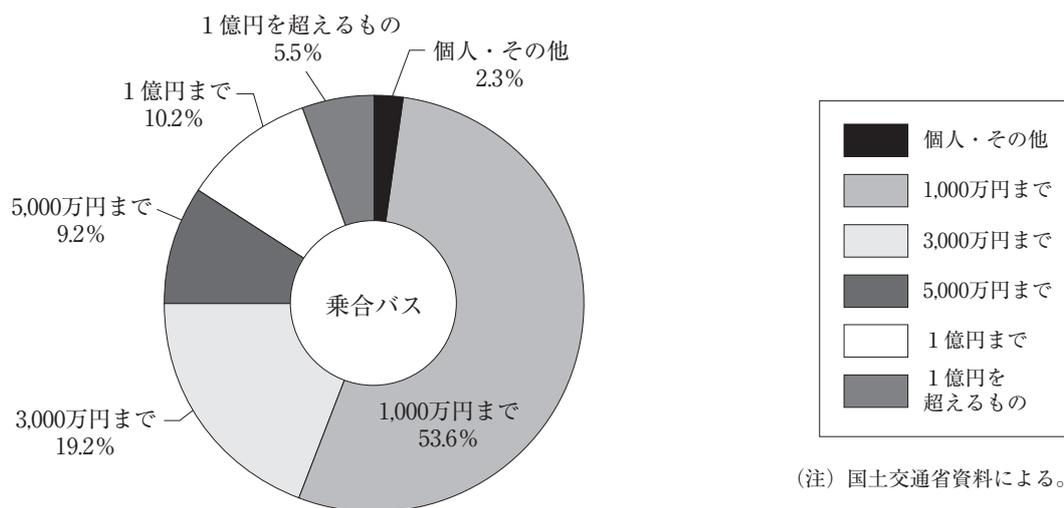
4. バス事業の経営規模

(表4-1) 資本金規模別事業者数

(25年3月末現在)

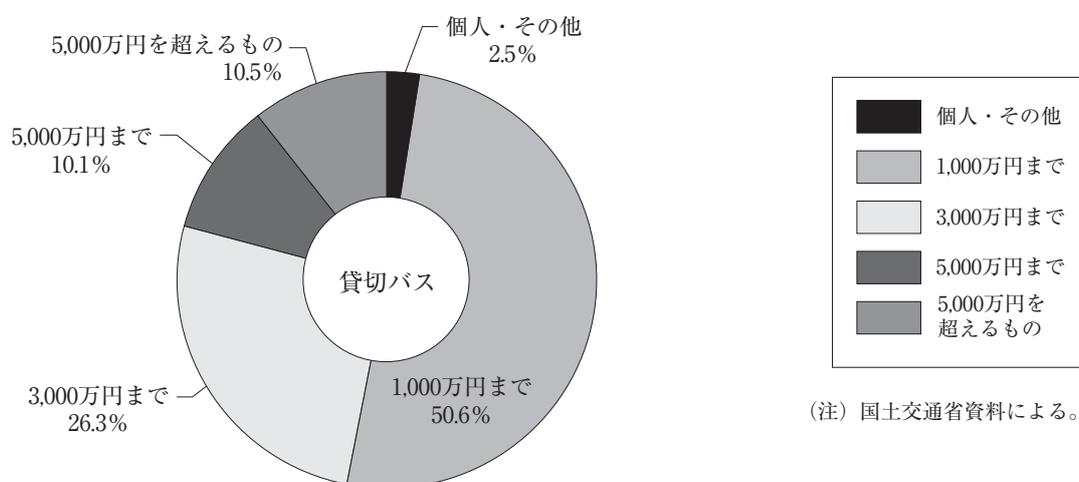
業種	個人、その他	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	1億円まで	1億円を超えるもの	計	公 営	合 計
乗合バス	45	1,048	375	180	199	109	1,956	35	1,991

(図7) 資本金別事業者数の構成比率



(25年3月末現在)

業種	個人、その他	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	5,000万円を超えるもの	計	公 営	合 計
貸切バス	115	2,284	1,184	454	473	4,510	26	4,536

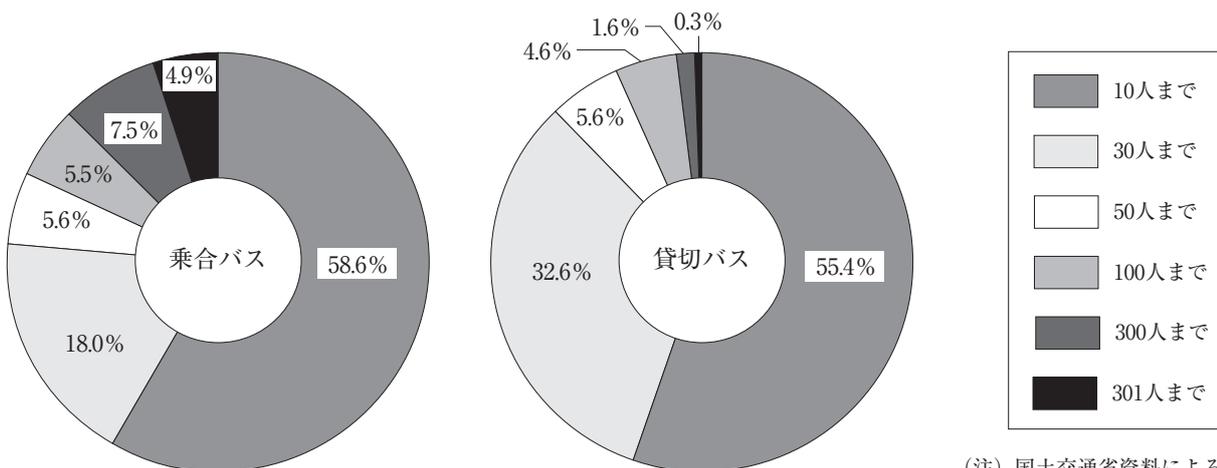


(表4-2) 従業員数別事業者数

(25年3月末現在)

業種	規模						合計
	10人まで	30人まで	50人まで	100人まで	300人まで	301人以上	
乗合バス	1,167	359	111	110	149	95	1,991
貸切バス	2,513	1,480	252	207	72	12	4,536

(図8) 従業員数別事業者数の構成比率



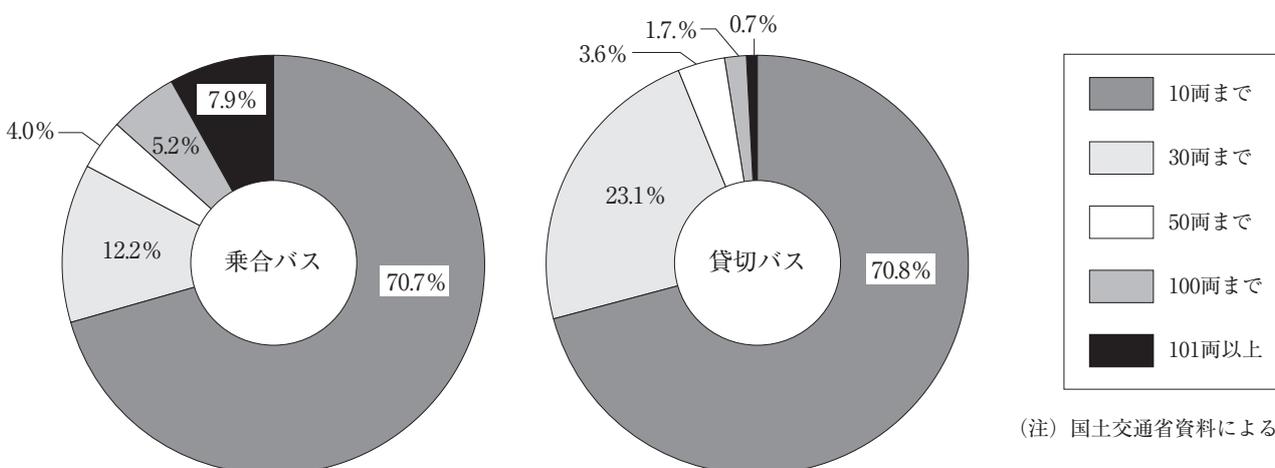
(注) 国土交通省資料による。

(表4-3) 車両数規模別事業者数

(25年3月末現在)

業種	規模					合計
	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	101両以上	
乗合バス	1,408	242	80	103	158	1,991
貸切バス	3,212	1,047	165	78	34	4,536

(図9) 車両数規模別事業者数の構成比率



(注) 国土交通省資料による。

5. 国内輸送の現状

(表3) 国内輸送機関別旅客輸送人員の推移および分担率の推移

(単位：百万人)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)
	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)						
昭和25	1,376 (14.6)		12 (0.1)		73 (0.8)		3,001 (31.9)		4,961 (52.6)		(0.0)		(0.0)		9,423 (100.0)	
30	3,461 (24.8)		73 (0.5)		562 (4.0)		3,849 (27.6)		5,932 (42.6)		74 (0.5)		(0.0)		13,951 (100.0)	
35	6,044 (30.6)		134 (0.7)		1,205 (6.1)		5,124 (25.9)		7,166 (36.2)		101 (0.5)		1 (0.0)		19,775 (100.0)	
40	9,862 (34.5)		167 (0.6)		2,627 (9.2)		6,722 (23.5)		9,076 (31.8)		119 (0.4)		5 (0.0)		28,578 (100.0)	
45	10,074 (32.4)		181 (0.6)		4,288 (13.8)		6,534 (21.0)		9,850 (31.7)		137 (0.5)		15 (0.0)		31,079 (100.0)	
46	9,947 (32.0)		171 (0.6)		4,251 (13.7)		6,659 (21.4)		9,836 (31.7)		178 (0.6)		16 (0.0)		31,064 (100.0)	
47	9,942 (32.0)		184 (0.6)		3,919 (12.6)		6,724 (21.7)		10,061 (32.4)		188 (0.7)		19 (0.0)		31,037 (100.0)	
48	9,607 (31.2)		178 (0.6)		3,737 (12.2)		6,871 (22.3)		10,185 (33.1)		171 (0.6)		24 (0.0)		30,773 (100.0)	
49	9,506 (31.0)		172 (0.6)		3,222 (10.5)		7,113 (23.2)		10,476 (34.2)		178 (0.6)		25 (0.0)		30,692 (100.0)	
50	9,119 (30.1)		175 (0.6)		3,220 (10.6)		7,048 (23.3)		10,540 (34.8)		170 (0.5)		25 (0.1)		30,297 (100.0)	
51	8,773 (29.3)		176 (0.6)		3,269 (10.8)		7,180 (24.0)		10,402 (34.7)		164 (0.5)		28 (0.1)		29,992 (100.0)	
52	8,589 (28.7)		182 (0.6)		3,249 (10.8)		7,068 (23.6)		10,699 (35.7)		162 (0.5)		33 (0.1)		29,982 (100.0)	
53	8,308 (27.9)		187 (0.6)		3,373 (11.3)		6,997 (23.5)		10,763 (36.1)		162 (0.5)		37 (0.1)		29,827 (100.0)	
54	8,176 (27.3)		203 (0.7)		3,515 (11.7)		6,931 (23.2)		10,907 (36.4)		166 (0.6)		41 (0.1)		29,939 (100.0)	
55	8,097 (27.1)		204 (0.7)		3,427 (11.4)		6,825 (22.8)		11,180 (37.4)		160 (0.5)		40 (0.1)		29,932 (100.0)	
56	7,903 (26.4)		209 (0.7)		3,408 (11.4)		6,793 (22.7)		11,425 (38.2)		161 (0.5)		42 (0.1)		29,940 (100.0)	
57	7,654 (25.8)		207 (0.7)		3,323 (11.2)		6,742 (22.8)		11,527 (38.9)		156 (0.5)		40 (0.1)		29,648 (100.0)	
58	7,432 (25.0)		210 (0.7)		3,315 (11.2)		6,797 (22.9)		11,741 (39.6)		153 (0.5)		41 (0.1)		29,689 (100.0)	
59	7,179 (24.2)		217 (0.7)		3,284 (11.1)		6,884 (23.2)		11,868 (40.1)		155 (0.5)		45 (0.1)		29,633 (100.0)	
60	6,998 (23.6)		232 (0.8)		3,257 (11.0)		6,941 (23.4)		12,048 (40.6)		154 (0.5)		44 (0.1)		29,674 (100.0)	
61	6,848 (22.9)		220 (0.7)		3,267 (10.9)		7,104 (23.7)		12,310 (41.1)		154 (0.5)		46 (0.2)		29,949 (100.0)	
62	6,699 (22.0)		225 (0.7)		3,342 (11.0)		7,356 (24.2)		12,616 (41.4)		165 (0.5)		50 (0.2)		30,453 (100.0)	
63	6,629 (21.3)		237 (0.7)		3,326 (10.7)		7,761 (24.9)		12,981 (41.7)		157 (0.5)		53 (0.2)		31,144 (100.0)	
平成元	6,552 (20.8)		246 (0.8)		3,301 (10.4)		7,980 (25.3)		13,231 (42.0)		160 (0.5)		60 (0.2)		31,530 (100.0)	
2	6,500 (20.2)		256 (0.8)		3,223 (10.0)		8,358 (26.0)		13,581 (42.3)		163 (0.5)		65 (0.2)		32,146 (100.0)	
3	6,496 (19.9)		253 (0.8)		3,177 (9.7)		8,676 (26.5)		13,884 (42.4)		162 (0.5)		69 (0.2)		32,717 (100.0)	
4	6,358 (19.5)		249 (0.8)		3,041 (9.3)		8,818 (27.1)		13,876 (42.6)		158 (0.5)		70 (0.2)		32,570 (100.0)	
5	6,196 (19.2)		248 (0.8)		2,922 (9.0)		8,906 (27.5)		13,853 (42.8)		157 (0.5)		70 (0.2)		32,352 (100.0)	
6	5,939 (18.6)		248 (0.8)		2,822 (8.9)		8,884 (27.9)		13,714 (43.1)		151 (0.5)		75 (0.2)		31,833 (100.0)	
7	5,756 (18.2)		249 (0.8)		2,758 (8.7)		8,982 (28.4)		13,648 (43.2)		149 (0.5)		78 (0.2)		31,620 (100.0)	
8	5,600 (17.8)		248 (0.8)		2,684 (8.5)		8,997 (28.7)		13,596 (43.4)		148 (0.5)		82 (0.3)		31,355 (100.0)	
9	5,400 (17.6)		247 (0.8)		2,615 (8.5)		8,859 (28.9)		13,339 (43.4)		145 (0.5)		86 (0.3)		30,691 (100.0)	
10	5,172 (17.2)		248 (0.8)		2,515 (8.3)		8,764 (29.1)		13,249 (43.9)		128 (0.4)		88 (0.3)		30,164 (100.0)	
11	4,937 (16.7)		252 (0.8)		2,466 (8.3)		8,718 (29.4)		13,033 (44.0)		120 (0.4)		91 (0.3)		29,617 (100.0)	
12	4,803 (16.4)		255 (0.9)		2,433 (8.3)		8,671 (29.5)		12,976 (44.2)		110 (0.4)		93 (0.3)		29,341 (100.0)	
13	4,633 (15.9)		261 (0.9)		2,344 (8.0)		8,650 (29.7)		13,070 (44.8)		111 (0.4)		95 (0.3)		29,165 (100.0)	
14	4,503 (15.6)		272 (0.9)		2,366 (8.2)		8,585 (29.7)		12,976 (44.9)		109 (0.4)		97 (0.3)		28,908 (100.0)	
15	4,448 (15.3)		278 (0.9)		2,352 (8.1)		8,642 (29.8)		13,116 (45.2)		107 (0.4)		95 (0.3)		29,038 (100.0)	
16	4,335 (15.1)		291 (1.0)		2,244 (7.8)		8,618 (30.0)		13,068 (45.4)		101 (0.4)		94 (0.3)		28,751 (100.0)	
17	4,244 (14.7)		302 (1.0)		2,217 (7.7)		8,683 (30.0)		13,271 (45.9)		103 (0.4)		94 (0.3)		28,914 (100.0)	
18	4,241 (14.5)		296 (1.0)		2,209 (7.6)		8,778 (30.1)		13,465 (46.2)		99 (0.3)		97 (0.3)		29,185 (100.0)	
19	4,264 (14.3)		296 (1.0)		2,137 (7.2)		8,988 (30.2)		13,853 (46.6)		100 (0.3)		95 (0.3)		29,733 (100.0)	
20	4,303 (14.4)		303 (1.0)		2,025 (6.8)		8,984 (30.2)		13,992 (47.0)		99 (0.3)		91 (0.3)		29,797 (100.0)	
21	4,178 (14.2)		299 (1.0)		1,948 (6.6)		8,841 (30.1)		13,883 (47.3)		93 (0.3)		84 (0.3)		29,326 (100.0)	
22	4,158 (14.3)		300 (1.0)		1,783 (6.1)		8,818 (30.3)		13,851 (47.6)		85 (0.3)		82 (0.3)		29,077 (100.0)	
23	4,118 (14.1)		296 (1.0)		1,660 (5.7)		8,837 (30.2)		13,795 (47.1)		84 (0.3)		79 (0.3)		28,869 (100.0)	
24	4,125 (14.1)		312 (1.0)		1,640 (5.7)		8,963 (30.6)		14,070 (48.0)		87 (0.3)		86 (0.3)		29,292 (100.0)	

※平成22年度及び23年度のハイヤータクシーの数値には、東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の23年3月、4月の数値を含まない。

(注) 国土交通省資料による。

(表4) 国内輸送機関別旅客輸送人キロの推移および分担率の推移

(単位：億人キロ)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)
	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)						
昭和30	187	(11.4)	44	(2.7)	25	(1.5)	912	(55.7)	449	(27.4)	20	(1.2)	2	(0.1)	1,639	(100.0)
35	314	(13.3)	111	(4.7)	52	(2.2)	1,240	(52.6)	604	(25.7)	27	(1.2)	7	(0.3)	2,355	(100.0)
40	533	(15.4)	199	(5.8)	113	(3.3)	1,740	(50.3)	814	(23.5)	31	(0.9)	29	(0.8)	3,459	(100.0)
45	524	(13.0)	295	(7.3)	193	(4.8)	1,897	(46.9)	991	(24.5)	48	(1.2)	94	(2.3)	4,042	(100.0)
46	517	(12.8)	290	(7.2)	191	(4.7)	1,903	(47.0)	997	(24.6)	50	(1.2)	103	(2.5)	4,051	(100.0)
47	547	(13.0)	290	(6.9)	188	(4.5)	1,978	(46.8)	1,025	(24.2)	67	(1.6)	127	(3.0)	4,222	(100.0)
48	490	(11.3)	293	(6.8)	187	(4.3)	2,081	(48.0)	1,048	(24.2)	74	(1.7)	160	(3.7)	4,333	(100.0)
49	494	(11.1)	330	(7.4)	158	(3.5)	2,156	(48.4)	1,085	(24.3)	78	(1.7)	160	(3.6)	4,461	(100.0)
50	475	(11.0)	326	(7.0)	156	(4.0)	2,153	(48.0)	1,085	(24.0)	69	(2.0)	191	(4.0)	4,455	(100.0)
51	421	(10.0)	296	(7.0)	154	(3.5)	2,107	(49.0)	1,088	(25.0)	67	(1.5)	201	(4.0)	4,334	(100.0)
52	412	(10.0)	308	(7.0)	149	(3.0)	1,997	(47.0)	1,126	(26.0)	65	(1.0)	236	(6.0)	4,293	(100.0)
53	415	(10.0)	321	(7.0)	159	(4.0)	1,958	(45.0)	1,153	(27.0)	64	(1.0)	269	(6.0)	4,339	(100.0)
54	409	(9.0)	322	(7.0)	165	(4.0)	1,947	(44.0)	1,178	(27.0)	64	(2.0)	302	(7.0)	4,387	(100.0)
55	413	(9.0)	324	(7.0)	161	(4.0)	1,931	(44.0)	1,214	(28.0)	61	(1.0)	297	(7.0)	4,400	(100.0)
56	403	(9.0)	334	(8.0)	164	(4.0)	1,921	(43.0)	1,241	(28.0)	60	(1.0)	310	(7.0)	4,433	(100.0)
57	383	(9.0)	335	(8.0)	153	(3.0)	1,908	(43.0)	1,256	(29.0)	59	(1.0)	301	(7.0)	4,395	(100.0)
58	364	(8.0)	341	(8.0)	157	(4.0)	1,929	(43.0)	1,285	(29.0)	57	(1.0)	306	(7.0)	4,439	(100.0)
59	351	(8.0)	356	(8.0)	156	(4.0)	1,942	(43.0)	1,302	(29.0)	58	(1.0)	335	(7.0)	4,500	(100.0)
60	338	(8.0)	370	(8.0)	158	(4.0)	1,972	(43.0)	1,326	(29.0)	57	(1.0)	335	(7.0)	4,556	(100.0)
61	329	(7.0)	363	(8.0)	157	(3.0)	1,983	(43.0)	1,365	(30.0)	57	(1.0)	353	(8.0)	4,607	(100.0)
62	314	(7.0)	387	(8.0)	161	(3.0)	2,047	(43.0)	1,400	(30.0)	59	(1.0)	385	(8.0)	4,753	(100.0)
63	319	(7.0)	414	(8.0)	161	(3.0)	2,176	(44.0)	1,442	(29.0)	57	(1.0)	411	(8.0)	4,980	(100.0)
平成元	330	(7.0)	420	(8.0)	159	(3.0)	2,227	(43.0)	1,462	(29.0)	60	(1.0)	471	(9.0)	5,129	(100.0)
2	337	(6.0)	436	(8.0)	156	(3.0)	2,377	(44.0)	1,498	(28.0)	63	(1.0)	516	(10.0)	5,383	(100.0)
3	347	(6.0)	422	(8.0)	161	(3.0)	2,470	(44.0)	1,531	(28.0)	62	(1.0)	553	(10.0)	5,546	(100.0)
4	345	(6.2)	430	(7.7)	156	(2.8)	2,496	(44.7)	1,527	(27.4)	61	(1.1)	567	(10.2)	5,582	(100.0)
5	331	(5.9)	431	(7.7)	152	(2.7)	2,500	(44.9)	1,527	(27.4)	61	(1.1)	571	(10.2)	5,573	(100.0)
6	319	(5.8)	429	(7.8)	144	(2.6)	2,444	(44.2)	1,520	(27.5)	60	(1.1)	613	(11.1)	5,529	(100.0)
7	306	(5.5)	433	(7.8)	138	(2.5)	2,490	(44.6)	1,511	(27.1)	55	(1.0)	650	(11.6)	5,583	(100.0)
8	293	(5.2)	430	(7.6)	133	(2.4)	2,517	(44.8)	1,504	(26.7)	56	(1.0)	690	(12.3)	5,623	(100.0)
9	283	(5.1)	428	(7.7)	128	(2.3)	2,477	(44.4)	1,473	(26.4)	54	(1.0)	732	(13.1)	5,575	(100.0)
10	281	(5.1)	425	(7.7)	123	(2.2)	2,428	(44.0)	1,461	(26.4)	46	(0.8)	760	(13.8)	5,524	(100.0)
11	266	(4.8)	428	(7.8)	121	(2.2)	2,408	(43.8)	1,443	(26.2)	45	(0.8)	793	(14.4)	5,504	(100.0)
12	270	(4.9)	426	(7.7)	121	(2.2)	2,407	(43.7)	1,438	(26.1)	43	(0.8)	797	(14.5)	5,502	(100.0)
13	268	(4.9)	427	(7.7)	118	(2.1)	2,411	(43.7)	1,443	(26.1)	40	(0.7)	815	(14.8)	5,521	(100.0)
14	275	(5.0)	429	(7.8)	119	(2.2)	2,392	(43.3)	1,430	(25.9)	39	(0.7)	839	(15.2)	5,525	(100.0)
15	277	(5.0)	434	(7.8)	120	(2.2)	2,412	(43.4)	1,438	(25.9)	40	(0.7)	833	(15.0)	5,554	(100.0)
16	274	(4.9)	442	(8.0)	116	(2.1)	2,420	(43.7)	1,432	(25.8)	39	(0.7)	818	(14.8)	5,541	(100.0)
17	277	(4.9)	451	(8.0)	115	(2.1)	2,460	(43.7)	1,452	(25.8)	40	(0.7)	832	(14.8)	5,627	(100.0)
18	281	(4.9)	445	(7.8)	115	(2.0)	2,490	(43.8)	1,469	(25.8)	38	(0.7)	857	(15.0)	5,695	(100.0)
19	286	(5.0)	434	(7.5)	111	(1.9)	2,552	(44.2)	1,503	(26.0)	38	(0.7)	843	(14.7)	5,767	(100.0)
20	299	(5.2)	434	(7.6)	106	(1.9)	2,536	(44.3)	1,510	(26.3)	35	(0.6)	809	(14.1)	5,729	(100.0)
21	287	(5.2)	425	(7.7)	102	(1.8)	2,442	(44.1)	1,497	(27.0)	31	(0.6)	752	(13.6)	5,536	(100.0)
22	286	(5.2)	413	(7.5)	79	(1.4)	2,446	(44.6)	1,489	(27.2)	30	(0.5)	737	(13.4)	5,480	(100.0)
23	293	(5.2)	374	(6.7)	72	(1.3)	2,469	(44.0)	1,481	(26.4)	30	(0.5)	712	(12.7)	5,431	(100.0)
24	298	(5.3)	387	(6.9)	72	(1.3)	2,538	(45.2)	1,506	(26.8)	31	(0.6)	779	(13.9)	5,611	(100.0)

(注) 国土交通省資料による。

6. 業態別保有自動車数の推移

(表5)

年	合 計			バ ス									
	計	営業用	自家用	計	普 通 車			小 型 車					
					営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	
昭和31	1,502			35	33	2							
36	3,404	306	3,098	58	53	5	57	53	4	0.6	0.1	0.5	
41	8,123	504	7,619	105	77	28	84	76	8	21	1.4	20	
42	9,639	539	9,100	117	79	38	88	78	10	29	1.4	28	
43	11,680	582	11,098	123	81	42	93	80	13	30	1.4	29	
44	14,024	630	13,394	154	84	70	99	82	17	55	1.5	53	
45	16,528	671	15,857	176	85	91	104	83	21	72	1.5	70	
46	18,919	709	18,210	190	85	105	104	83	21	86	1.7	84	
47	21,162	742	20,420	197	84	113	100	82	18	97	1.7	95	
48	23,870	776	23,094	206	84	122	96	82	14	110	1.7	108	
49	25,963	826	25,137	213	85	128	97	83	14	116	1.9	114	
50	27,868	848	27,020	219	86	133	102	84	18	117	1.9	115	
51	29,133	863	28,270	220	87	133	106	85	21	114	2.0	112	
52	31,048	887	30,161	222	87	135	103	85	18	119	2	117	
53	32,964	910	32,054	224	87	137	104	85	19	120	2	118	
54	35,181	945	34,236	227	88	139	105	85	20	122	3	119	
55	37,333	980	36,353	228	87	141	105	84	21	123	3	120	
56	38,992	1,008	37,984	230	89	141	107	85	22	123	4	119	
57	40,833	1,029	39,804	229	89	140	107	85	22	122	4	118	
58	42,688	1,047	41,641	230	89	141	108	85	23	122	4	118	
59	44,559	1,078	43,481	229	90	139	108	85	23	121	5	116	
60	46,363	1,114	45,249	230	90	140	109	85	24	121	5	116	
61	48,240	1,150	47,090	230	90	140	109	85	24	121	5	116	
62	50,223	1,184	49,039	232	91	141	110	85	25	122	6	116	
63	52,544	1,236	51,308	233	91	142	110	85	25	123	6	117	
平成元	55,137	1,300	53,837	239	93	146	112	86	26	127	7	120	
2	57,994	1,355	56,639	242	94	148	114	87	27	128	7	121	
3	60,499	1,410	59,089	246	95	151	115	87	28	131	8	123	
4	62,712	1,455	61,257	247	95	152	116	87	29	131	8	123	
5	64,498	1,484	63,014	248	96	152	116	87	29	132	9	123	
6	66,278	1,499	64,779	246	96	150	116	87	29	130	9	121	
7	68,104	1,545	66,559	245	96	149	115	86	29	130	10	120	
8	70,106	1,589	68,517	243	95	148	114	85	29	129	10	119	
9	71,776	1,632	70,144	242	95	147	113	84	29	129	11	118	
10	72,857	1,660	71,197	241	96	145	113	84	29	128	12	116	
11	73,688	1,661	72,027	237	96	141	111	83	28	126	13	113	
12	74,581	1,672	72,909	235	96	139	110	82	28	125	14	111	
13	75,524	1,698	73,826	236	99	137	110	83	27	126	16	110	
14	76,270	1,706	74,564	234	100	134	110	83	27	124	17	107	
15	76,892	1,711	75,181	233	102	131	110	84	26	123	18	105	
16	77,390	1,725	75,665	233	103	130	112	85	27	121	18	103	
17	78,278	1,757	76,521	232	105	127	110	85	25	122	20	102	
18	78,992	1,778	77,214	232	106	126	110	85	25	122	21	101	
19	79,236	1,791	77,445	231	107	124	110	86	24	121	21	100	
20	79,081	1,796	77,285	231	108	123	110	86	24	121	22	99	
21	78,801	1,768	77,033	230	108	122	110	86	24	120	22	98	
22	78,694	1,735	76,959	228	108	120	108	85	23	120	23	97	
23	78,661	1,953	76,708	227	108	119	108	85	23	119	23	96	
24	79,113	1,948	77,165	226	108	118	108	85	22	119	23	95	
25	79,625	1,928	77,697	226	109	117	108	85	22	119	24	95	
26	80,273	1,721	78,551	226	110	116	108	86	22	118	24	94	
対前年度比	(100.8)	(89.3)	(101.1)	(100.0)	(100.9)	(99.1)	(100.0)	(101.2)	(100.0)	(99.2)	(100.0)	(98.9)	

- (注) 1. 上記数字は3月末現在である。
2. 「その他」は特殊用途車・大型特殊車である。
3. 千台未満は四捨五入した。よって合計と一致しない。
4. 「小型二輪」及び「軽自動車」については、統計上、営業用・自家用の区別をしていないため、便宜上「自家用」区分としている。
5. 国土交通省資料による。

(単位：千台)

乗用車			トラック			その他			小型二輪車	軽自動車	年
計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用			
158	47	111	693	93	600	34			51	531	昭和31
440	76	364	1,316	166	1,150	80	11	69	50	1,460	36
1,878	151	1,727	2,870	255	2,615	164	21	143	48	3,058	41
2,475	162	2,313	3,407	274	3,133	189	24	165	55	3,396	42
3,274	175	3,099	4,057	298	3,756	224	28	196	64	3,938	43
4,291	190	4,101	4,672	323	4,349	263	33	230	77	4,567	44
5,512	206	5,306	5,126	343	4,783	306	37	269	110	5,298	45
6,777	218	6,559	5,460	365	5,095	352	41	311	172	5,968	46
8,173	226	7,947	5,792	386	5,406	344	46	398	220	6,436	47
9,965	227	9,738	6,263	414	5,849	461	51	410	238	6,737	48
11,598	233	11,365	6,721	447	6,274	515	61	454	262	6,654	49
13,207	238	12,969	7,055	461	6,594	557	63	494	277	6,553	50
14,822	243	14,579	7,371	469	6,902	596	64	532	257	5,867	51
16,206	245	15,961	7,758	488	7,270	631	67	564	277	5,954	52
17,569	246	17,323	8,023	506	7,517	671	71	600	292	6,185	53
19,186	248	18,938	8,388	533	7,855	720	76	644	328	6,332	54
20,559	249	20,310	8,647	564	8,083	766	80	686	384	6,749	55
21,543	250	21,293	8,683	586	8,097	794	83	711	445	7,297	56
22,515	251	22,264	8,655	603	8,052	823	86	737	522	8,089	57
23,389	251	23,138	8,564	618	7,946	852	89	763	617	9,036	58
24,283	252	24,031	8,462	643	7,819	880	93	787	700	10,005	59
25,027	252	24,775	8,318	617	7,701	976	155	821	776	11,036	60
25,847	252	25,595	8,306	704	7,602	944	104	840	851	12,062	61
26,688	253	26,435	8,203	669	7,534	1,055	171	884	912	13,133	62
27,825	255	27,570	8,281	706	7,575	1,008	184	824	974	14,223	63
28,976	256	28,720	8,473	752	7,721	1,174	199	975	1,016	15,259	平成元
30,882	257	30,625	8,613	790	7,823	1,237	214	1,023	1,045	15,975	2
32,437	260	32,177	8,746	826	7,920	1,302	229	1,073	1,000	16,768	3
33,950	260	33,690	8,826	857	7,969	1,367	243	1,124	1,022	17,300	4
35,234	260	34,974	8,822	874	7,948	1,418	254	1,164	1,070	17,706	5
36,509	259	36,250	8,778	881	7,897	1,469	263	1,206	1,128	18,148	6
37,755	257	37,498	8,768	909	7,859	1,541	283	1,258	1,177	18,618	7
39,103	256	38,847	8,736	935	7,801	1,645	303	1,342	1,209	19,170	8
40,476	256	40,220	8,694	962	7,732	1,555	319	1,236	1,225	19,584	9
41,283	258	41,025	8,564	975	7,589	1,650	331	1,319	1,243	19,876	10
41,783	258	41,525	8,347	968	7,379	1,754	339	1,415	1,269	20,298	11
42,056	257	41,799	8,134	969	7,165	1,838	350	1,488	1,288	21,030	12
42,365	256	42,109	8,106	1,105	7,001	1,754	238	1,516	1,308	21,755	13
42,528	259	42,269	7,907	1,102	6,805	1,754	245	1,509	1,334	22,513	14
42,655	263	42,392	7,666	1,095	6,571	1,720	251	1,469	1,352	23,266	15
42,624	267	42,357	7,414	1,097	6,317	1,674	258	1,416	1,370	24,075	16
42,776	271	42,505	7,280	1,115	6,165	1,643	266	1,377	1,397	24,950	17
42,747	273	42,474	7,160	1,126	6,034	1,618	273	1,345	1,428	25,807	18
42,230	274	41,956	7,014	1,132	5,882	1,600	278	1,322	1,453	26,708	19
41,469	274	41,195	6,884	1,135	5,749	1,578	279	1,299	1,479	27,440	20
40,799	271	40,528	6,568	1,111	5,457	1,528	278	1,250	1,505	28,171	21
40,420	265	40,155	6,363	1,083	5,280	1,512	279	1,233	1,524	28,647	22
40,135	250	39,885	6,215	1,076	5,139	1,646	296	1,350	1,535	29,050	23
40,143	244	39,899	6,136	1,074	5,062	1,495	284	1,211	1,543	29,569	24
40,009	241	39,768	6,068	1,073	4,995	1,502	288	1,214	1,566	30,254	25
39,821	239	39,582	6,041	1,080	4,961	1,514	292	1,222	1,595	31,075	26
(99.5)	(99.2)	(99.5)	(99.6)	(100.7)	(99.3)	(100.8)	(101.4)	(100.7)	(101.9)	(102.7)	対前年度比

7. 高速バスの運行状況

年	事業者数	運行系統数 (延)	運行回数 (1日)	輸送人員 (年間)		高速自動車国道 供 用 キ ロ
				全乗合	高速バス	
	社	本	回	百万人	千人	km
昭和41	5	8	101	9,862	3,846	189.7
51	23	56	453	9,119	11,216	1,888.3
60	51	199	1,516	7,179	29,155	3,554.8
61	57	249	1,866	6,998	32,538	3,720.9
62	60	262	1,961	6,848	34,325	3,909.8
63	78	313	2,253	6,699	40,165	4,279.6
平成元	95	478	2,444	6,629	43,952	4,406.1
2	117	772	2,952	6,552	50,585	4,660.5
3	129	957	3,501	6,500	55,884	4,869.4
4	137	1,093	3,670	6,496	57,213	5,054.9
5	138	1,128	3,668	6,358	55,210	5,404.4
6	141	1,243	3,491	6,196	51,991	5,574.3
7	144	1,307	4,176	5,939	54,474	5,677.1
8	147	1,388	4,462	5,756	55,006	5,929.6
9	143	1,420	4,597	5,600	57,690	6,114.3
10	153	1,483	4,827	5,400	59,705	6,385.3
11	153	1,589	5,506	5,172	66,691	6,531.3
12	154	1,532	5,207	4,937	66,604	6,615.2
13	158	1,617	5,569	4,803	69,687	6,860.8
14	169	1,638	6,018	4,633	76,955	6,959.6
15	165	1,530	5,744	4,503	85,596	7,187.4
16	177	1,592	5,953	4,448	83,464	7,333.5
17	187	1,730	6,293	4,335	84,355	7,363.4
18	200	2,010	6,521	4,244	79,048	7,389.1
19	270	3,077	8,698	4,241	99,197	7,421.6
20	281	3,451	9,453	4,264	101,351	7,553.7
21	295	4,049	10,431	4,304	109,920	7,640.8
22	299	4,263	11,405	4,178	105,820	7,788.9
23	310	4,722	12,454	4,158	103,853	7,894.6
24	313	4,818	12,666	4,125	103,737	8,021.3

- (注) 1. 上記数字は、3月末現在である。ただし、61年度以前の実績のうち輸送人員（年間）及び高速自動車国道供用キロを除き、6月1日現在のものである。
2. 平成18年までは、当該系統距離の半分以上を高速自動車国道・都市高速道路及び本四連絡道路を利用して運行する乗合バスを高速バスとした。平成20年からは、1系統距離が50km以上のものを高速バスとした。（平成19年の数値については、一部補正した。）
3. 運行系統数は各事業者の運行系統数の合計で、共同運行事業者については重複計上されている。
4. 国土交通省資料による。

Ⅱ. バス事業

1. 乗合バス事業

(1) 平成25年度乗合バス事業の収支状況

【全事業者の概況】

- 収入：収入については、前年度と比較して0.2%の微増。
- 支出：支出については、前年度と比較して0.3%の微減。
- 経常収支率：前年度から0.4%上昇して95.2%。黒字事業者は74者〔67者〕で、調査対象事業者全体の29.0%〔27.1%〕。

(調査対象事業者は、保有車両数30両以上の255者〔247者〕)

(注) 調査対象事業者数は、運賃ブロック毎の事業者数の合計の値であり、〔 〕内の事業者数については、2以上の運賃ブロックにまたがる事業者の重複分を除いた値。2以上の運賃ブロックにまたがる事業者について、ブロック毎で黒字・赤字が異なる場合、事業規模(運送収入)の大きいブロックの経常収支率により計上。

① 事業主体別の収支状況等について

- 民営バスの経常収支率は、収入よりも支出の増加幅が上回ったため、前年度に比べ減少(96.5%→96.2%)。
- 公営バスの経常収支率は、収入よりも支出の減少幅が上回ったため、前年度に比べ上昇(89.1%→92.0%)。
- 公営バスの経常収支率(92.0%)が90%を超え、民営バスの経常収支率(96.2%)との差は、15年前と比べ大きく縮小。

イ. 民営バス

- ・収入については、輸送人員が増加(対前年度比+1.4%)となったが、割引率の高い定期券運賃利用者の増加等により一人当たりの運賃収入額が減少したことから、対前年度比0.4%の増加にとどまった。
- ・支出については、燃料油脂費が増加(対前年度比+8.1%)、原価の56.5%を占める人件費も増加(対前年度比+0.5%)となり、対前年度比0.7%の増加となった。
- ・この結果、経常収支率は、前年度より0.3%減少して96.2%となった。

ロ. 公営バス

- ・収入については、輸送人員は増加(対前年度比+4.3%)となったが、割引率の高い定期券運賃利用者の増加等により一人当たりの運賃収入額が減少したことから、対前年度比0.7%の減少となった。
- ・支出については、燃料油脂費が増加(対前年度比+7.8%)となったが、原価の54.3%を占める人件費が減少(対前年度比▲5.0%)となり対前年度比3.8%の減少となった。
- ・この結果、経常収支率は、前年度より2.9%上昇して92.0%となった。

② 大都市部とその他地域について

- 大都市部の経常収支率は、収入が増加し支出が減少したことから、前年度に比べ上昇(99.5%→100.9%)。
- その他地域の経常収支率は、収入が減少し支出が増加したことから、前年度に比べ減少(88.3%→87.6%)。
- 大都市部^{*}の経常収支率(100.9%)が、100%を超え、その他地域の経常収支率(87.6%)との差は拡大。

^{*}大都市部(三大都市圏)とは、千葉、武相(東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県)、京浜(東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市)、東海(愛知県、三重県及び岐阜県)、京阪神(大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域))ブロックの集計値。

イ. 大都市部

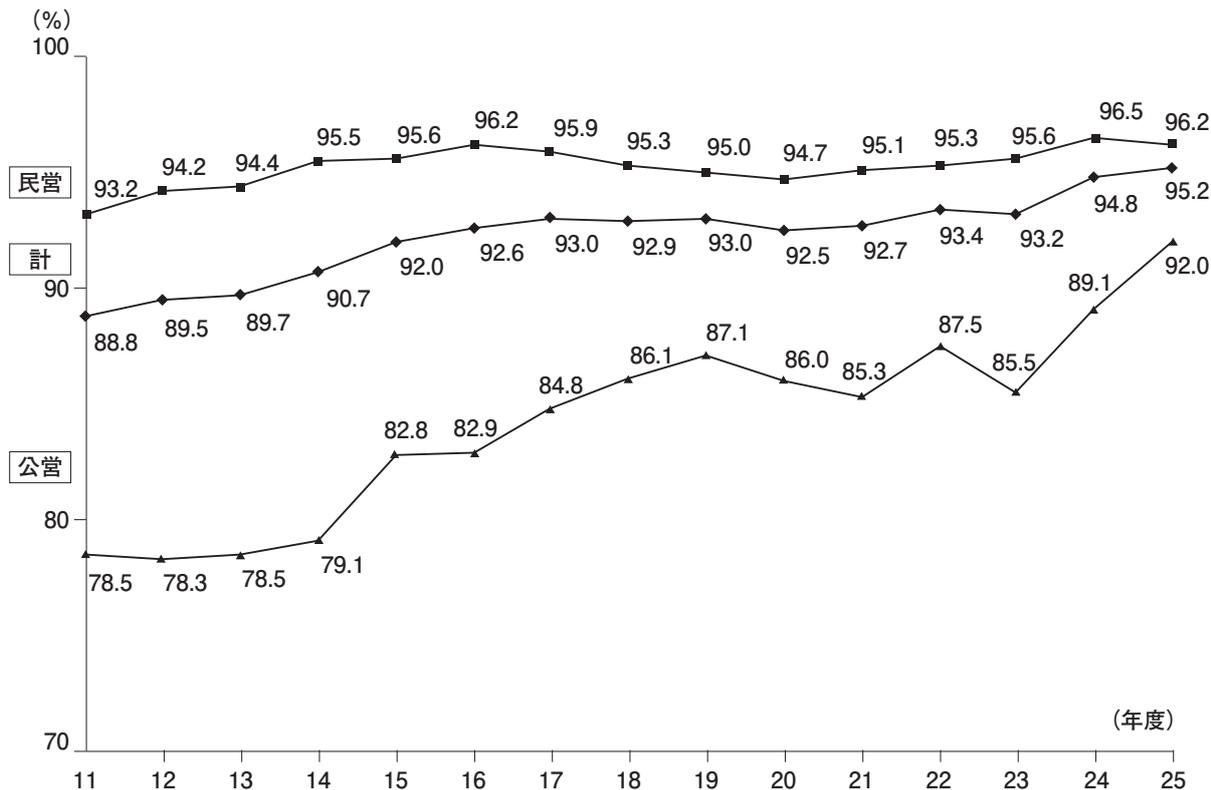
- ・収入については、輸送人員が増加（対前年度比+2.9%）となったが、対前年度比0.5%の増加にとどまった。
- ・支出については、原価の55.9%を占める人件費の減少（対前年度比▲0.9%）及びその他諸経費の減少により、対前年度比0.9%の減少となった。
- ・この結果、経常収支率は、前年度より1.4%上昇して100.9%となった。

ロ. その他地域

- ・収入については、輸送人員が増加（対前年度比+0.6%）したものの、0.3%の減少となった。
- ・支出については、原価の56.3%を占める人件費は減少（対前年度比▲0.4%）したものの、燃料油脂費の増加（対前年度比+7.6%）等により対前年度比0.5%の増加となった。
- ・この結果、経常収支率は、前年度より0.7%減少して87.6%となった。

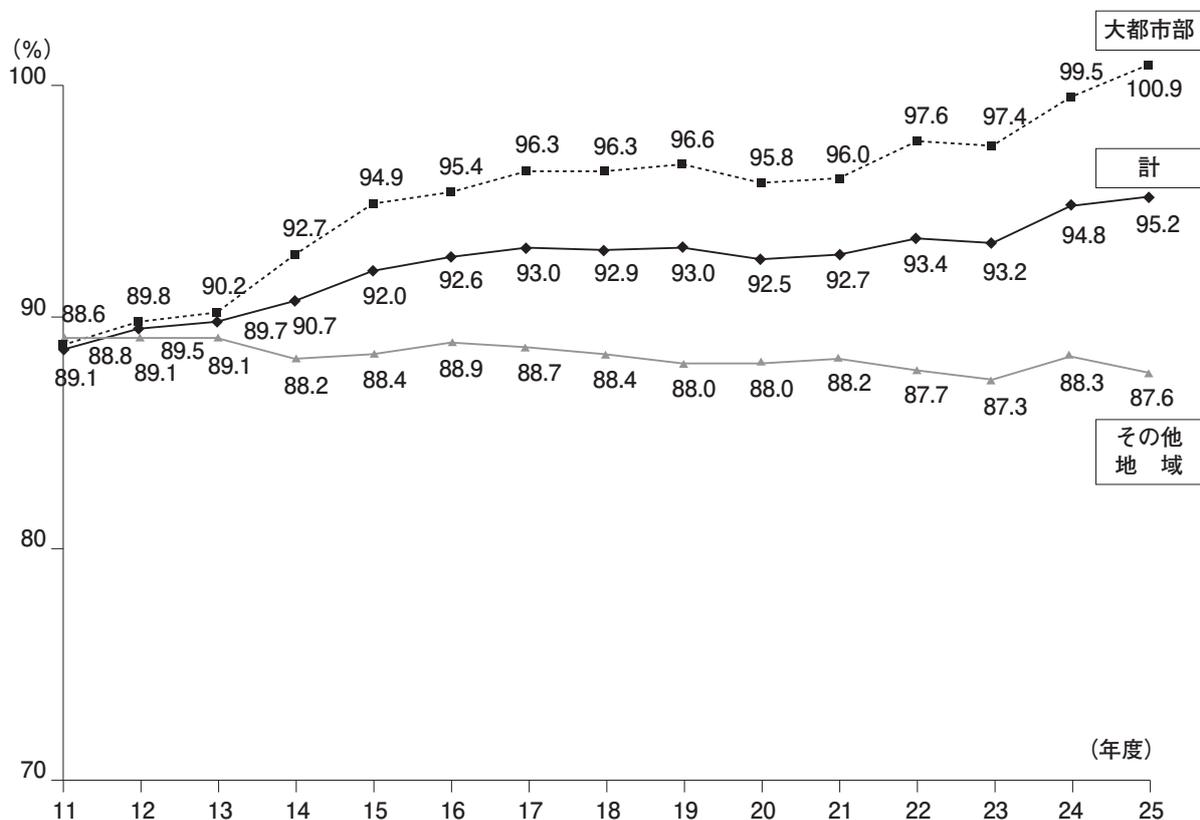
※国土交通省 資料

(図1) 年度別収支率の推移 (民営・公営)



(注) 国土交通省資料による。

(図2) 年度別収支率の推移 (大都市部・その他地域)



(注) 国土交通省資料による。

(表1) 収支状況の推移 (民営・公営)

(単位: 億円)

年度	民営・公営の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
21	民営	5,558	5,842	△ 284	95.1	70 (66)	158 (154)	228 (220)
	公営	1,622	1,901	△ 279	85.3	2	24	26
	計	7,180	7,743	△ 563	92.7	72 (68)	182 (178)	254 (246)
22	民営	5,519	5,789	△ 271	95.3	67 (62)	161 (158)	228 (220)
	公営	1,624	1,856	△ 232	87.5	1	25	26
	計	7,142	7,645	△ 503	93.4	68 (63)	186 (183)	254 (246)
23	民営	5,553	5,806	△ 253	95.6	69 (62)	165 (164)	234 (226)
	公営	1,593	1,863	△ 270	85.5	2	24	26
	計	7,146	7,669	△ 523	93.2	71 (64)	189 (188)	260 (252)
24	民営	5,599	5,805	△ 206	96.5	72 (65)	160 (157)	232 (222)
	公営	1,538	1,726	△ 188	89.1	2	21	23
	計	7,137	7,531	△ 394	94.8	74 (67)	181 (178)	255 (245)
25	民営	5,623	5,848	△ 225	96.2	72 (65)	161 (160)	233 (225)
	公営	1,527	1,660	△ 133	92.0	2	20	22
	計	7,150	7,508	△ 358	95.2	74 (67)	181 (180)	255 (247)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. () 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 収支状況の推移 (大都市部及びその他地域)

(単位: 億円)

年度	地域の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
21	大都市部	4,337	4,519	△ 182	96.0	46 (42)	36 (32)	82 (74)
	その他地域	2,842	3,223	△ 381	88.2	26	146	172
	計	7,180	7,743	△ 563	92.7	72 (68)	182 (178)	254 (246)
22	大都市部	4,329	4,435	△ 107	97.6	48 (43)	35 (32)	83 (75)
	その他地域	2,814	3,210	△ 396	87.7	20	151	171
	計	7,142	7,645	△ 503	93.4	68 (63)	186 (183)	254 (246)
23	大都市部	4,346	4,462	△ 117	97.4	51 (44)	32 (31)	83 (75)
	その他地域	2,800	3,207	△ 406	87.3	20	157	177
	計	7,146	7,669	△ 523	93.2	71 (64)	189 (188)	260 (252)
24	大都市部	4,343	4,365	△ 23	99.5	52 (45)	31 (28)	83 (73)
	その他地域	2,794	3,165	△ 371	88.3	22	150	172
	計	7,137	7,531	△ 394	94.8	74 (67)	181 (178)	255 (245)
25	大都市部	4,365	4,327	38	100.9	52 (45)	27 (26)	79 (71)
	その他地域	2,785	3,181	△ 396	87.6	22	154	176
	計	7,150	7,508	△ 358	95.2	74 (67)	181 (180)	255 (247)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. () 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

3. 大都市部 (三大都市圏) とは、千葉、武相 (東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県)、京浜 (東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市)、東海 (愛知県、三重県及び岐阜県)、京阪神 (大阪府、京都府 (京都市を含む大阪府に隣接する地域) 及び兵庫県 (神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)) ブロックの集計値。

(注) 国土交通省資料による。

(表3) 人件費及び諸経費の原価に占める割合の推移

(単位：%)

年度	費目	原 価 に 占 め る 割 合			原 価 に 占 め る 割 合		
		民 営	公 営	計 (平均)	大都市部	その他地域	計 (平均)
21	人件費	57.1	58.5	57.4	56.6	58.6	57.4
	燃料油脂費	8.0	5.3	7.4	6.0	9.3	7.4
	その他諸経費	34.9	36.2	35.2	37.4	32.1	35.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
22	人件費	56.9	57.7	57.1	56.5	57.9	57.1
	燃料油脂費	9.1	6.0	8.3	6.9	10.3	8.3
	その他諸経費	34.0	36.4	34.6	36.6	31.7	34.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23	人件費	56.7	57.0	56.7	56.4	57.2	56.7
	燃料油脂費	10.0	6.7	9.2	7.6	11.4	9.2
	その他諸経費	33.3	36.3	34.1	35.9	31.5	34.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
24	人件費	56.6	55.0	56.3	55.9	56.8	56.3
	燃料油脂費	10.1	6.8	9.4	7.8	11.5	9.4
	その他諸経費	33.2	38.2	34.4	36.3	31.7	34.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25	人件費	56.5	54.3	56.0	55.9	56.3	56.0
	燃料油脂費	10.9	7.6	10.1	8.5	12.3	10.1
	その他諸経費	32.6	38.1	33.8	35.6	31.4	33.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(表4) 実車走行キロ当たり収入・原価の推移

○民営・公営

(単位：円・銭)

項 目	年 度	21年度			22年度			23年度			24年度			25年度		
		民 営	公 営	計(平均)												
収 入 原 価		367.86	584.20	401.44	370.22	595.81	405.09	373.21	589.11	406.40	337.52	595.33	409.83	381.31	605.53	414.52
		386.68	684.58	432.93	388.37	681.06	433.61	390.20	689.01	436.14	391.41	668.04	432.45	397.10	658.14	435.26
内 訳	人 件 費	220.77	400.21	248.63	220.97	392.83	247.53	221.05	392.87	247.46	221.68	367.36	243.29	224.41	357.60	243.88
	燃 料 油 脂 費	31.10	36.52	31.94	35.40	40.55	36.19	39.05	45.86	40.09	39.62	45.35	40.47	43.11	50.06	44.13
	そ の 他 諸 経 費	134.81	247.85	152.36	132.00	247.68	149.89	130.10	250.28	148.59	130.11	255.33	148.69	129.58	250.48	147.25

○大都市部・その他地域

(単位：円・銭)

項 目	年 度	21年度			22年度			23年度			24年度			25年度		
		大都市部	その他地域	計(平均)												
収 入 原 価		545.81	286.01	401.44	548.73	288.79	405.09	550.08	289.19	406.40	552.76	292.33	409.83	560.70	289.29	414.52
		568.74	324.33	432.93	562.24	329.47	433.61	564.85	231.14	436.14	555.62	331.20	432.45	555.83	330.37	435.26
内 訳	人 件 費	321.87	190.07	248.63	317.54	190.85	247.53	318.78	189.29	247.46	310.50	188.03	243.29	310.48	188.96	243.28
	燃 料 油 脂 費	34.34	30.03	31.94	38.81	34.07	36.19	43.05	37.69	40.09	43.28	38.15	40.47	47.39	34.87	40.47
	そ の 他 諸 経 費	212.53	104.23	152.36	205.89	104.55	149.89	203.02	104.16	148.59	201.84	105.02	148.69	197.96	106.54	151.51

(表5) ブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック別	収支別	事業者数			収入	支出	損益	経常収支率 (%)
		黒字	赤字	計				
北北海道	民営	0	10	10	7,958	9,963	△ 2,005	79.9
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	0	10	10	7,958	9,963	△ 2,005	79.9
南北海道	民営	0	6	6	30,392	32,320	△ 1,928	94.0
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	0	6	6	30,392	32,320	△ 1,928	94.0
東北	民営	1	11	12	16,068	20,006	△ 3,938	80.3
	公営	0	3	3	10,347	14,132	△ 3,785	73.2
	計	1	14	15	26,415	34,138	△ 7,723	77.4
羽越	民営	0	11	11	10,857	14,160	△ 3,303	76.7
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	0	11	11	10,857	14,160	△ 3,303	76.7
長野	民営	1	3	4	4,004	4,614	△ 610	86.8
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	1	3	4	4,004	4,614	△ 610	86.8
北関東	民営	1	8	9	12,462	13,478	△ 1,016	92.5
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	1	8	9	12,462	13,478	△ 1,016	92.5
千葉	民営	(15) 16	(3) 3	(18) 19	31,981	29,530	2,451	108.3
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	(15) 16	(3) 3	(18) 19	31,981	29,530	2,451	108.3
武蔵・相模	民営	(14) 17	(2) 3	(16) 20	107,809	105,857	1,952	101.8
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	(14) 17	(2) 3	(16) 20	107,809	105,857	1,952	101.8
京浜	民営	(11) 14	(1) 1	(12) 15	94,523	86,253	8,270	109.6
	公営	1	2	3	63,511	65,496	△ 1,985	97.0
	計	(12) 15	(3) 3	(15) 18	158,034	151,749	6,285	104.1
山梨・静岡	民営	1	13	14	18,528	20,161	△ 1,633	91.9
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	1	13	14	18,528	20,161	△ 1,633	91.9
東海	民営	0	8	8	22,856	25,702	△ 2,846	88.9
	公営	0	1	1	19,257	21,979	△ 2,722	87.6
	計	0	9	9	42,113	47,681	△ 5,568	88.3
北陸	民営	2	6	8	9,504	10,224	△ 720	93.0
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	2	6	8	9,504	10,224	△ 720	93.0
北近畿	民営	3	10	13	16,898	19,085	△ 2,187	88.5
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	10	13	16,898	19,085	△ 2,187	88.5
南近畿	民営	1	5	6	11,085	12,402	△ 1,317	89.4
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	1	5	6	11,085	12,402	△ 1,317	89.4
京阪神	民営	6	3	9	47,367	46,724	643	101.4
	公営	1	5	6	49,167	51,137	△ 1,970	96.1
	計	7	8	15	96,534	97,861	△ 1,327	98.6
山陰	民営	0	4	4	2,586	3,937	△ 1,351	65.7
	公営	0	1	1	504	716	△ 212	70.4
	計	0	5	5	3,090	4,653	△ 1,563	66.4
山陽	民営	6	14	20	30,571	34,562	△ 3,991	88.5
	公営	0	1	1	553	873	△ 320	63.3
	計	6	15	21	31,124	35,435	△ 4,311	87.8
四国	民営	0	10	10	6,032	8,576	△ 2,544	70.3
	公営	0	1	1	568	870	△ 302	65.3
	計	0	11	11	6,600	9,446	△ 2,846	69.9
北九州	民営	3	17	20	58,549	59,742	△ 1,193	98.0
	公営	0	4	4	6,249	7,463	△ 1,214	83.7
	計	3	21	24	64,798	67,205	△ 2,407	96.4
南九州	民営	0	11	11	15,866	20,777	△ 4,911	76.4
	公営	0	2	2	2,536	3,291	△ 755	77.1
	計	0	13	13	18,402	24,068	△ 5,666	76.5
沖縄	民営	0	4	4	6,439	6,767	△ 328	95.2
	公営	—	—	—	—	—	—	—
	計	0	4	4	6,439	6,767	△ 328	95.2
全国計	民営	(65) 72	(160) 161	(225) 233	562,336	584,837	△ 22,501	96.2
	公営	2	20	22	152,691	165,957	△ 13,266	92.0
	計	(67) 74	(180) 181	(247) 255	715,027	750,794	△ 35,767	95.2

(注) () 内の数は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表6) ブロック別実車走行キロ当たりの収入・原価

(単位：円・銭)

科目 ブロック別	民営公 営公 の 別	収 入			運 送 原 価						
		営業収入	営業外収入	合計	人件費	燃料油脂費	車両修繕費	車両償却費	利 子	諸 経 費	合 計
北 北 海 道	民 営	214.00	4.52	218.52	161.27	40.83	16.47	9.70	3.34	41.96	273.57
	公 営 平均	214.00	4.52	218.52	161.27	40.83	16.47	9.70	3.34	41.96	273.57
南 北 海 道	民 営	336.05	0.93	336.98	190.94	46.29	25.87	20.07	0.81	74.37	358.35
	公 営 平均	336.05	0.93	336.98	190.94	46.29	25.87	20.07	0.81	74.37	358.35
東 北	民 営	242.99	4.19	247.18	175.48	45.01	31.08	9.51	2.37	44.32	307.77
	公 営	460.07	3.61	463.68	324.88	55.91	40.39	26.73	0.64	184.72	633.27
平均	298.46	4.05	302.51	213.66	47.80	33.46	13.91	1.93	80.20	390.96	
羽 越	民 営	242.34	1.56	243.90	171.68	41.94	27.10	14.25	6.79	56.34	318.10
	公 営 平均	242.34	1.56	243.90	171.68	41.94	27.10	14.25	6.79	56.34	318.10
長 野	民 営	363.61	1.69	365.29	248.24	50.41	35.46	19.72	2.12	64.96	420.91
	公 営 平均	363.61	1.69	365.29	248.24	50.41	35.46	19.72	2.12	64.96	420.91
北 関 東	民 営	261.70	1.37	263.07	176.27	35.69	19.82	11.07	1.50	40.17	284.52
	公 営 平均	261.70	1.37	263.07	176.27	35.69	19.82	11.07	1.50	40.17	284.52
千 葉	民 営	473.87	4.42	478.29	270.30	47.70	18.87	25.09	0.77	78.89	441.62
	公 営 平均	473.87	4.42	478.29	270.30	47.70	18.87	25.09	0.77	78.89	441.62
武蔵・相模	民 営	514.72	2.06	516.78	293.63	45.47	21.06	28.91	1.29	117.07	507.43
	公 営 平均	514.72	2.06	516.78	293.63	45.47	21.06	28.91	1.29	117.07	507.43
京 浜	民 営	679.32	2.31	681.62	366.20	48.78	19.18	30.35	1.31	156.16	621.98
	公 営	765.00	7.09	772.09	513.13	50.42	17.29	36.10	3.60	175.68	796.22
平均	711.21	4.09	715.31	420.91	49.39	18.48	32.49	2.16	163.43	686.86	
山梨・静岡	民 営	321.80	2.18	323.98	206.87	40.11	22.60	14.02	1.23	67.70	352.53
	公 営 平均	321.80	2.18	323.98	206.87	40.11	22.60	14.02	1.23	67.70	352.53
東 海	民 営	315.91	1.29	317.20	157.88	40.13	24.60	24.69	0.67	108.72	356.39
	公 営	538.62	0.79	539.40	332.62	48.52	22.93	29.93	3.77	177.88	615.65
平均	389.69	1.12	390.81	215.77	42.91	24.05	26.42	1.70	131.63	442.48	
北 陸	民 営	333.52	3.11	336.63	199.24	43.00	29.82	26.82	3.40	59.89	362.17
	公 営 平均	333.52	3.11	336.63	199.24	43.00	29.82	26.82	3.40	59.89	362.17
北 近 畿	民 営	332.74	4.84	337.58	206.09	44.27	28.70	23.44	1.77	76.99	381.26
	公 営 平均	332.74	4.84	337.58	206.09	44.27	28.70	23.44	1.77	76.99	381.26
南 近 畿	民 営	369.80	3.69	373.49	271.46	42.26	24.85	19.55	2.57	57.20	417.89
	公 営 平均	369.80	3.69	373.49	271.46	42.26	24.85	19.55	2.57	57.20	417.89
京 阪 神	民 営	484.69	3.57	488.26	255.16	46.99	31.54	33.66	0.40	113.88	481.63
	公 営	633.27	3.20	636.47	276.52	53.33	28.88	32.40	4.11	266.74	661.98
平均	550.55	3.41	553.96	264.63	49.80	30.36	33.10	2.05	181.64	561.58	
山 陰	民 営	164.77	2.55	167.33	149.85	34.79	20.71	8.54	1.17	39.65	254.71
	公 営	284.02	15.45	299.47	293.32	43.07	35.86	8.62	0.62	44.19	425.68
平均	176.48	3.82	180.30	163.94	35.60	22.20	8.55	1.11	40.10	271.50	
山 陽	民 営	297.54	2.81	300.35	201.40	41.87	23.78	20.03	2.53	49.94	339.55
	公 営	192.25	5.26	197.51	221.03	33.46	12.16	6.36	0.03	38.94	311.98
平均	294.72	2.88	297.60	201.93	41.64	23.47	19.66	2.47	49.64	338.81	
四 国	民 営	202.19	2.72	204.91	176.56	36.99	20.44	9.49	2.50	45.32	291.30
	公 営	356.23	13.82	370.05	429.24	48.57	13.15	11.17	1.47	62.80	566.40
平均	209.83	3.27	213.10	189.09	37.57	20.08	9.57	2.45	46.18	304.94	
北 九 州	民 営	345.14	2.34	347.48	190.61	39.05	21.68	17.82	1.92	83.47	354.55
	公 営	281.65	7.56	289.21	189.55	41.31	15.53	13.48	0.31	85.25	345.43
平均	337.93	2.93	340.86	190.49	39.31	20.98	17.33	1.74	83.67	353.52	
南 九 州	民 営	191.03	2.92	193.94	138.25	37.03	22.15	4.18	1.55	50.81	253.97
	公 営	319.77	41.64	361.41	229.77	34.69	18.00	21.61	1.54	163.43	469.04
平均	201.20	5.98	207.17	145.47	36.84	21.82	5.56	1.55	59.72	270.96	
沖 縄	民 営	192.86	2.56	195.43	114.75	43.55	14.89	7.13	2.36	22.71	205.39
	公 営 平均	192.86	2.56	195.43	114.75	43.55	14.89	7.13	2.36	22.71	205.39
全 国 計	民 営	379.21	2.61	381.82	224.41	43.11	23.25	20.68	1.73	83.92	397.10
	公 営	599.75	5.78	605.53	357.60	50.06	23.59	30.26	3.11	193.52	658.14
平均	411.45	3.07	414.52	243.88	44.13	23.30	22.08	1.93	99.94	435.26	

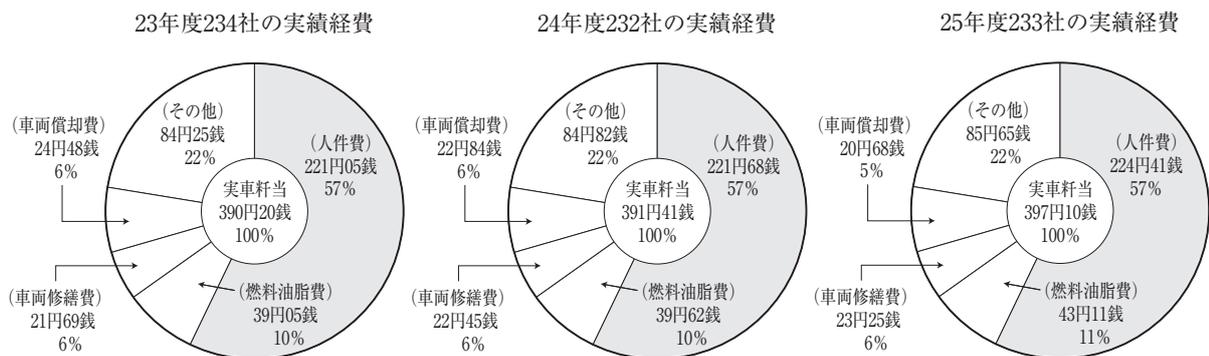
(注) 国土交通省資料による。

(表7) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率の推移 (民営)

(単位:円・銭)

年度	項目 調査 会社数	人件費	燃料 油脂費	車両 修繕費	車両 償却費	その他	計	対前年 上昇率
	社							%
14	228	253.89 (65.3)	24.90 (6.4)	18.55 (4.8)	16.12 (4.1)	73.35 (18.9)	388.81 (100.0)	△4.6
15	227	239.74 (63.0)	25.03 (6.6)	18.79 (4.9)	17.68 (4.6)	79.00 (20.8)	380.24 (100.0)	△2.2
16	225	228.02 (60.7)	27.30 (7.3)	19.43 (5.2)	19.02 (5.0)	82.09 (21.8)	375.86 (100.0)	△1.2
17	226	219.44 (58.6)	32.12 (8.6)	19.27 (5.1)	20.37 (5.4)	83.42 (22.3)	374.62 (100.0)	△0.3
18	227	223.68 (58.2)	35.00 (9.1)	19.67 (5.1)	22.14 (5.8)	83.80 (21.8)	384.29 (100.0)	2.2
19	228	220.37 (56.5)	37.74 (9.7)	20.14 (5.2)	25.76 (6.6)	85.68 (22.0)	389.69 (100.0)	1.4
20	227	219.80 (55.4)	41.04 (10.3)	20.88 (5.3)	27.44 (6.9)	87.90 (22.1)	397.06 (100.0)	1.9
21	228	220.77 (57.1)	31.10 (8.0)	20.96 (5.4)	27.38 (7.1)	86.47 (22.4)	386.68 (100.0)	△2.6
22	228	220.97 (56.9)	35.40 (9.1)	21.10 (5.4)	26.90 (6.9)	84.00 (21.6)	388.37 (100.0)	0.4
23	234	221.05 (56.7)	39.05 (10.0)	24.48 (6.3)	24.48 (6.3)	84.25 (21.6)	390.20 (100.0)	1.0
24	232	221.68 (56.6)	39.62 (10.1)	22.45 (5.7)	22.84 (5.8)	84.82 (21.7)	391.41 (100.0)	0.3
25	233	224.41 (56.5)	43.11 (10.9)	23.25 (5.8)	20.68 (5.2)	85.65 (21.6)	397.10 (100.0)	1.5

(図3) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率 (民営)



(注) 国土交通省資料による。

2. 都市交通

(1) 概要

乗合バスの輸送人員は、ガソリン価格高騰の影響もあり、大都市圏においては増加しているが、地方都市は自家用車への依存により長期的には減少傾向にある。今後とも、都市における乗合バスは地球温暖化防止等の環境問題、超高齢化社会の対応のため、公共交通機関として社会的に期待されるもの大きいと思われる。反面、交通渋滞により定時性の確保が図られず利用者からの信頼を失っており、走行環境を改善し、都市機能を改善させることが喫緊の課題である。

このことは、マイカー利用からバスへ利用を転嫁することにより、二酸化炭素排出量削減のための環境改善、事故発生可能性を低下させる交通安全、交通空間の有効利用の面からも重要であり、バスの快適性の向上、運行頻度の増加等サービス改善に資するものである。

また、これとあわせてバス事業者においても利用者サービスの充実に努め、公共輸送機関に誘導することが求められる。

このため、バスの輸送サービスの具体的な改善措置は、①バスの走りやすい交通環境づくりの措置として、バス専用レーンの設置、バス優先信号の導入、②利用者に高度なサービス提供をするための措置として、ICカードシステムの導入、利用者にバスの接近情報を知らせるバスロケーションシステムの導入、停留所の改善、ノンステップバスの導入、運行管理等を含めたバス路線総合管理システムの導入、バスターミナルの整備、③都市構造、需要構造の変化に対応した輸送力の確保対策として、BRTの導入、乗継システムの導入、バス路線の再編、地域のニーズに対応した系統の設定・車両の導入、デマンドバス、④違法駐車取り締まりの強化、⑤誰にでもわかりやすい情報を提供するバスマップの作成・配布、ホームページ等による利用案内等がある。

こうした施策を講ずることにより、バス交通の活性化に結びつき、マイカー利用者を公共交通機関に移転させ、都市部の交通総量抑制につながり、環境政策の観点からも有効である。

(2) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）（国土交通省）

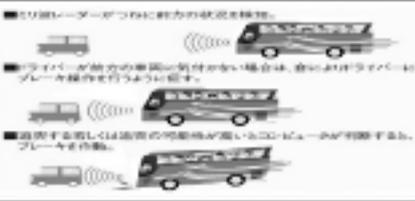
自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。

このような観点から、先進安全自動車（ASV）の導入、デジタル式運行記録計等の導入、社内安全教育の実施、過労運転防止のための先進的な取り組み等を重点的に支援する。

○自動車運送事業の安全総合対策事業（予算額：1,000百万）

（事故防止対策支援推進事業）

事業用自動車総合安全プラン2009の目標達成に向け、運転者の健康状態に起因する事故対策等を強化すべく、先進安全自動車（ASV）の補助対象を拡充するとともに、過労運転防止に資する機器等の普及を促進する。

<p>政府目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成27年までに交通事故死者数を、3,000人以下 （平成23年3月 第9次交通安全基本計画） ●事業用自動車の事故削減目標 （事業用自動車総合安全プラン2009） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>＜平成20年＞</th> <th>＜平成25年＞</th> <th>＜平成30年＞目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故件数</td> <td>56,305件</td> <td>→ 42,425件</td> <td>→ 30,000件</td> </tr> <tr> <td>死亡者数</td> <td>517人</td> <td>→ 434人</td> <td>→ 250人</td> </tr> </tbody> </table>		＜平成20年＞	＜平成25年＞	＜平成30年＞目標	事故件数	56,305件	→ 42,425件	→ 30,000件	死亡者数	517人	→ 434人	→ 250人	
	＜平成20年＞	＜平成25年＞	＜平成30年＞目標										
事故件数	56,305件	→ 42,425件	→ 30,000件										
死亡者数	517人	→ 434人	→ 250人										
<p>1. 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援(拡充) 衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき警報、横滑り防止装置等のASV装置の導入に対し支援 (対象車両の拡充等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ミリ波レーダーが搭載された前方の状況を検知。 ●カメラが前方の車両の動きを感知する場合は、音によるドライバーへのブレーキ操作を促すように促す。 ●適用する車種には適用の性能が高いECUにユーティリティが搭載される。ブレーキを自動で。 												
<p>2. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援 疲労状態を測定する機器及びヘルスケア機器等の導入に対し支援</p>													
<p>3. デジタル式運行記録計等の導入に対する支援 デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダーの導入に対し支援</p>	 <p>デジタル式運行記録計</p> <p>映像記録型ドライブレコーダー</p> <p>データを活用したドライバーへの安全指導</p>												
<p>4. 社内安全教育の実施に対する支援 外部の専門家等の活用による事故防止のためのコンサルティングの実施に対し支援</p>													

(注) 国土交通省資料

(3) PTPS、バス専用通行帯、バス優先通行帯等

平成24年度末現在

管 区	区分 都道府県	交通管制	バス優先対策		
		PTPS	バス専用通行帯	バス優先通行帯	バス以外の車両通行止め
		延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)
	北海道	10.3	55.8	39.0	0.0
東 北	青森県	0.0	15.1	17.5	0.0
	岩手県	6.7	4.8	1.4	20.4
	宮城県	2.6	10.6	21.0	3.2
	秋田県	0.0	4.5	7.2	0.0
	山形県	0.0	0.0	1.3	0.0
	福島県	5.5	1.3	45.0	9.5
	警視庁	67.5	163.6	104.1	7.0
関 東	茨城県	0.0	17.7	0.0	41.2
	栃木県	4.2	1.3	17.5	0.0
	群馬県	5.0	0.7	19.6	0.0
	埼玉県	100.4	0.0	8.0	0.0
	千葉県	18.3	0.1	22.4	0.0
	神奈川県	89.4	27.6	96.0	9.5
	新潟県	20.2	29.2	7.3	2.6
	山梨県	6.5	2.2	0.0	0.2
	長野県	2.9	5.8	5.3	4.3
	静岡県	10.4	9.4	15.4	0.4
中 部	富山県	0.0	1.8	16.0	28.9
	石川県	14.2	18.0	0.0	0.4
	福井県	15.0	3.2	12.7	0.0
	岐阜県	4.5	0.0	7.7	0.0
	愛知県	15.8	70.3	32.3	3.5
	三重県	3.4	0.0	15.5	0.1
近 畿	滋賀県	8.7	0.0	0.0	0.1
	京都府	16.1	46.8	0.0	1.7
	大阪府	26.8	75.2	22.1	10.8
	兵庫県	136.8	19.6	99.9	4.3
	奈良県	15.5	0.0	6.8	48.3
	和歌山県	20.0	0.0	4.5	0.2
中 国	鳥取県	3.1	0.2	8.1	0.3
	島根県	1.6	0.0	0.7	18.7
	岡山県	37.4	3.3	15.3	2.6
	広島県	15.5	58.9	46.3	6.7
	山口県	14.5	1.9	86.3	1.2
四 国	徳島県	5.3	0.7	13.1	0.1
	香川県	4.8	0.0	5.6	0.4
	愛媛県	5.7	0.0	19.1	0.0
	高知県	6.5	1.6	0.0	0.0
九 州	福岡県	19.8	71.6	21.8	0.6
	佐賀県	0.0	0.0	2.1	0.0
	長崎県	5.7	11.4	0.0	0.2
	熊本県	19.3	8.9	0.0	0.2
	大分県	19.7	23.9	1.8	0.1
	宮崎県	0.0	3.4	1.7	0.0
	鹿児島県	7.0	12.9	12.2	0.3
	沖縄県	10.6	19.8	0.0	5.5
	合 計	803.2	803.1	879.6	233.5

出典：警察庁

3. 地方交通

(1) 概要

乗合バス事業者は、全国的に厳しい状況が続いている中、通勤、通学、通院、買い物等の地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たすべく経営努力をしている。

特に地方部においては、バスは主として高齢者や学生に利用されており、バス利用者は絶対数が少ない上に、自家用車の普及や人口の減少、少子高齢化の影響を受け、減少傾向が続いている。最近の状況としては、輸送人員の減少幅が依然として大きく、経営に与える影響が深刻化しており、そのため経営破綻したり、大規模な路線廃止がおこなわれている地域もある。

また、多くの事業者があらゆる合理化努力を行っているにもかかわらず、バリアフリー対策や環境対策等への対応によるコストアップに加え、軽油価格の大幅な高騰が大きな打撃となり、極めて厳しい経営状況に陥っており、公的支援なくして路線網を維持することが困難な状況になっている。

そのため生活交通路線を維持するためには、各地域のバス事業者と地方公共団体や警察、更には地域住民が十分な連携と適切な役割分担の下に、地域ニーズを十分に把握しながら、全体として効率的かつ充実した輸送サービスの確保を図っていくことが必要である。

そのような中、業界が強く求めてきた交通政策基本法が平成25年11月に成立し、12月4日公布、施行になった。同法に基づく交通政策基本計画については、平成26年6月に素案、8月に中間とりまとめ案を策定し、9月にパブコメを行った。日本バス協会では、バス輸送の役割と路線の維持確保方策について明確にするよう要望した。

なお、交通政策基本法の具体化の一つとして地域公共交通活性化再生法が平成26年5月に改正され、平成26年11月に施行された。

バス事業としてもこれまで以上に地方自治体との連携を深め、バス事業をはじめ地域交通の実情等について十分な理解を得て、バス路線の維持、効率的な運営等を進める必要がある。そのため、地方公共団体との連携をどう効果的に進めるかについて、地方交通委員会の下にワーキンググループを設けて検討しているが、優良な事例等を取りまとめ、各事業者の参考に供することとしている。

(2) 地域公共交通確保維持改善事業

平成27年度予算額：290億円（対前年度比0.95）の内数

※平成26年度補正を含め358億円（対前年度比1.17）

この補助制度は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に応じ最適な移動手段を確保・維持するために必要な支援を行うとともに、移動に当たっての様々なバリアがより解消するために必要な支援を一体的に行うもの。

① 地域公共交通確保維持事業

存続が危機に瀕している陸上交通当の生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取り組みを一体的かつ継続的に支援するもの。支援に当たっては、地域特性や実情に応じた地域に最適な生活交通ネットワークを確保維持するため、地域間生活交通のネットワークと当該ネットワークのフィーダーとして高齢者等の生活交通等について一体的に支援する。

② 地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化、利用環境の改善等を図るものであり、自動車交通関係ではノンステップバス、福祉タクシーの導入、バスターミナルのバリアフリー化、BRT（連接バス等を利用した快速高速バスシステム）、ICカードの導入等を支援するもの。本事業も個別モードの支援から公共交通のバリアフリー化を一体的に支援するため、協議会での検討を要件としている。

地域公共交通確保維持改善事業 地域の公共交通ネットワークの再構築

平成27年度予算額：29,009百万円の内数

コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けて、地域公共交通に関する各種の支援を着実に実施するとともに、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対する支援内容を充実させる。

＜内 容＞

1. 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

- ・過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- ・バス車両の更新等
- ・離島航路・航空路の運航

2. 快適で安全な公共交通の構築

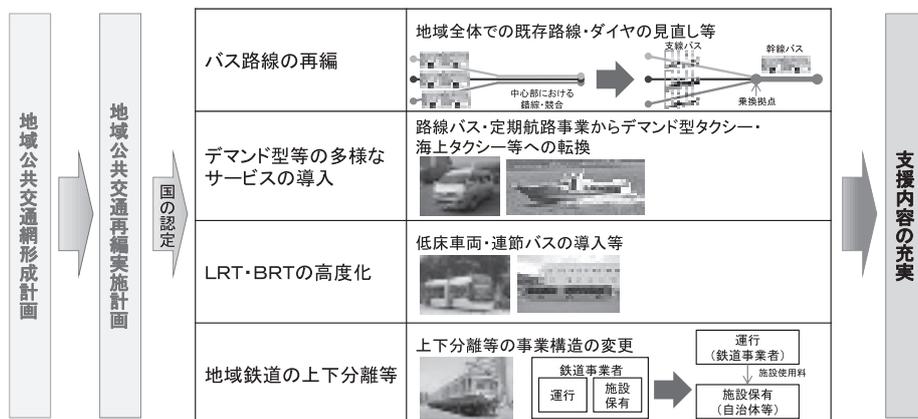
- ・鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバス・福祉タクシーの導入等
 - ・LRT・BRT（※）の整備、ICカードの導入・活用等
- （※）LRT（Light Rail Transit）：低床式路面電車による幹線的な交通システム
BRT（Bus Rapid Transit）：連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム

3. 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- ・地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査

4. 地域公共交通ネットワーク再編の促進

- ・国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業に対する補助要件の緩和等による支援内容の充実



【関連事項】

- ・地域公共交通ネットワークの再構築を担う新設事業運営会社に対する鉄道・運輸機構による出資制度を創設（産業投資10億円）

注）上記のほか、東日本大震災からの復興対策に係る経費（復興庁予算 2,059百万円）がある。

関連予算：平成26年度補正予算

バス・タクシーのバリアフリー化等 予算額：6,756百万円の内数

＜内容＞ノンステップバス・福祉タクシーの導入、バスICカードシステムの導入を支援する。

（注）国土交通省資料

【参考】「地域公共交通確保維持改善事業」におけるバス交通への支援（現行）

地域公共交通確保維持事業(陸上交通)

住民の生活に必要なバス交通への支援のイメージ

幹線バス交通に対する補助の主な要件

- ・複数市町村にまたがる系統であること。
(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

地域内フィーダーバス交通に対する補助の主な要件

- ・「補助対象となる幹線バス交通ネットワークに係る地域内交通」又は「補助対象外となる幹線交通ネットワークに係る地域内交通」
- ・幹線アクセス性:幹線バス交通ネットワーク等へのアクセス機能を有するものであること。
- ・サービス充実性:新たに運行するもの又は公的支援を受けるものであること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

国が事前算定による予測収支差の1/2を補助

バス車両の更新に対する支援

車両減価償却費等補助金

- ・車両購入に係る減価償却費及び金融費用について5年間かけて補助【補助率】1/2
- 【金融費用】
購入に係る借入について、その金利を補助(上限:年2.5%)

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>

購入年度	2年目	3年目	4年目	5年目
合計	3,000	1,800	1,080	810
750万円				

(単位:千円)
※定率法(残存価額×0.4)を用いた場合

公有民営方式車両購入費補助金

- ・地方公共団体がバス車両を購入して事業者へ貸与する「公有民営方式」に対して補助
- 【補助対象者】地方公共団体
- 【補助率】1/2(上限:750万円)
- 【補助方式】2年間で均等に分割して交付

地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化等に対する支援

バリアフリー化設備等整備事業

- ・ノンステップバス、リフト付バスの導入
- 【補助率】通常車両価格との差額の1/2等(上限:140万円)

- ・既存バスターミナルのバリアフリー化(バリアフリー化設備、待合・乗継設備、情報案内設備、HP制作等)
- 【補助率】1/3

利用環境改善促進等事業

- ・BRTシステム(連節ノンステップバス及びそれと一体的に整備する停留所施設等)
- 【補助率】1/3

- ・ICカードシステム、バスロケーションシステム等
- 【補助率】1/3

(注) 国土交通省資料

(3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財政措置

総務省では、地方公共団体が、地域協議会における結論等に基づき、地域の足の確保の観点やまちづくりの観点から、地域の実情に応じて路線バスの維持、行政バスの運行、車両購入等の生活交通確保対策を講じるために要する経費に対して、地方財政措置を講じている。

平成27年度事業費 昨年と同程度

○ 以下の経費を対象として、地方財政措置を講じる。

① 地方バス運行対策費補助（国庫補助）に係るもの

- ・ 路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

② 地方単独事業

- ・ 国庫補助対象外の路線を運行する路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

国庫補助地方負担分 (路線維持費、車両購入費)	負担額の8割
地方単独事業 うち車両購入補助	負担額の8割 負担額の8割

(表1) 地方バス路線維持費国庫補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金) 交付実績の推移

(単位:千円)

項目		年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	
維持生活費	運行費	金額												2,811,065	
		事業者数													175
		系統数													1,595
補助路線	車購入費	金額												1,668,580	
		事業者数													73
		車両数													235
補助特別指	運行費	金額											57,214	117,775	
		事業者数											11	13	
		車両数											58	95	
助運定行生	車購入費	金額											60,855	49,801	
		事業者数											9	6	
		車両数											12	10	
安全事業	運行対策補助金	金額									310,780	296,278	288,622		
		事業者数									32	38	23		
		車両数									71	58	56		
生活路線維持費補助金	第2種生活路線	金額	7,551,014	7,270,992	7,675,072	7,669,952	7,863,782	7,460,267	7,201,138	7,259,649	6,441,706	5,326,861	4,507,674	1,807,511	
		事業者数	157	153	154	157	154	154	156	150	152	151	140	128	
		系統数	4,573	4,422	4,255	4,195	4,255	4,107	4,074	4,041	3,775	3,477	3,190	2,352	
	車購入費	金額	1,153,440	1,199,592	871,317	763,153	862,509	877,468	936,873	879,756	523,097	670,567	1,244,738		
		事業者数	79	75	65	61	61	61	63	67	38	50	71		
		車両数	271	282	205	194	191	205	213	207	122	145	201		
	第3種生活路線	金額	494,812	656,561	703,386	604,414	541,431	586,087	608,711	698,886	730,513	997,900	930,514	507,630	
		事業者数	74	78	78	69	71	70	73	78	87	96	87	86	
		系統数	451	568	653	634	523	540	645	691	824	1,226	1,152	1,114	
廃止路線等代替補助金	車購入費	金額	121,250	150,942	141,269	129,669	153,505								
		市町村数	57	73	68	62	69								
		車両数	83	103	97	87	103								
	初年度開設費	金額	10,878	14,669	8,427	3,385	11,101								
		市町村数	21	26	18	9	22								
	運行費	金額	1,030,470	1,189,507	1,305,014	1,422,212	1,566,120								
市町村数		393	414	432	440	452									
合計			10,361,864	10,482,263	10,704,485	10,592,785	10,998,448	8,923,822	8,746,722	8,838,291	8,006,096	7,291,606	7,089,617	6,962,002	

項目		年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
維持生活費	運行費	金額	6,500,200	6,659,166	6,399,684	6,459,550	6,672,235	6,575,841	6,796,189	6,326,243	6,304,551	7,150,099	7,225,923	8,054,936	
		事業者数	204	206	219	217	217	213	208	202	202	202	248	224	226
		系統数	1,843	1,860	1,895	1,799	1,725	1,645	1,611	1,576	1,526	1,526	1,638	1,711	1,709
補助路線	車購入費	金額	818,237	629,517	779,720	689,787	746,781	1,095,511	1,125,637	1,376,903	36,927	325,944	550,956	832,382	
		事業者数	95	97	80	71	71	84	83	95	29	55	75	88	
		車両数	203	193	131	139	128	161	160	198	66	191	317	483	
補助特別指	運行費	金額		12,133	46,174	52,972	11,873								
		事業者数		5	10	10	7								
		系統数		5	24	24	20								
助運定行生	車購入費	金額			38,694										
		事業者数			5										
		車両数			14										
生活路線	運行費	金額						2,242							
		事業者数						2							
		系統数						2							
補助交通再	車購入費	金額					7,906								
		事業者数					2								
		車両数					2								
路線合理化促進費	金額	金額							81,616	204,823	93,943	128,920			
		事業者数							56	95	66	97			
		系統数							392	748	486	667			
合計			7,318,437	7,300,816	7,264,272	7,202,309	7,430,889	7,681,500	8,003,442	7,907,969	6,435,421	7,604,963	7,776,879	8,887,318	

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 平成26年度地方バス路線維持費申請状況(都道府県・市町村単独補助)

単位:千円

局別	都道府県	都道府県単独補助									市町村単独補助									合計		対前年増減	
		生活交通路線維持費			車両購入費			運行委託費			生活交通路線維持費			車両購入費			運行委託費			事業者数	金額		
		事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	系統数	金額				
北海道	北海道	14	71	159,675	1	2	3,477	0	0	0	21	384	1,905,195	2	14	183,864	8	28	140,318	23	2,392,529	377,718	
東北	青森	1	30	87,571	1	4	20,616	2	175	315,801	8	426	1,289,470	0	0	0	2	8	19,063	10	1,732,521	94,108	
	岩手	3	41	75,456	0	0	0	1	4	14,700	7	187	388,890	2	3	5,140	4	59	167,551	11	651,737	100,593	
	宮城	1	1	1,677	0	0	0	0	2	0	2	136	1,216,252	0	0	0	3	70	413,050	4	1,630,979	206,732	
	秋田	2	63	68,532	0	0	0	0	0	0	4	105	620,494	2	2	19,474	2	12	94,599	5	803,099	53,885	
	山形	1	1	5,000	0	0	0	0	0	0	3	75	334,480	0	0	0	3	13	130,849	4	470,329	6,274	
	福島	2	41	178,627	0	0	0	1	9	32,505	3	140	544,740	0	0	0	6	168	417,285	9	1,173,157	103,840	
	計	10	177	416,863	1	4	20,616	4	190	363,006	27	1,069	4,394,326	4	5	24,614	20	330	1,242,397	43	6,461,822	565,432	
北陸信越	新潟	9	178	303,215	0	0	0	0	0	0	13	214	1,330,336	2	2	22,099	5	144	305,383	15	1,961,033	139,979	
	富山	2	6	8,755	0	0	0	0	0	0	3	36	74,091	2	2	26,229	0	0	0	4	109,075	11,343	
	石川	4	41	89,244	0	0	0	0	0	0	3	54	104,161	0	0	0	1	15	6,890	5	200,295	12,680	
	長野	2	10	12,046	0	0	0	0	0	0	8	162	591,225	2	3	12,155	9	127	345,291	13	960,717	△ 41,849	
	計	17	235	413,260	0	0	0	0	0	0	27	466	2,099,813	6	7	60,483	15	286	657,564	37	3,231,120	122,153	
関東	茨城	2	10	21,617	0	0	0	2	58	136,784	6	90	200,319	0	0	0	4	20	123,067	9	481,787	38,785	
	栃木	2	24	24,229	1	6	14,700	0	0	0	5	80	504,118	0	0	0	6	21	156,046	10	699,093	△ 37,068	
	群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	18	173,438	1	1	6,252	2	15	104,466	4	284,156	2,181	
	埼玉	2	2	3,475	2	19	7,377	0	0	0	8	70	657,001	4	25	15,715	9	214	1,070,289	13	1,753,857	△ 44,104	
	千葉	0	0	0	1	2	280	0	0	0	9	69	207,747	1	1	596	6	67	638,412	12	847,035	△ 31,163	
	東京	3	26	327,080	0	0	0	0	0	0	5	50	348,861	1	2	13,000	5	61	1,044,773	12	1,733,714	118,666	
	神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	158	1,853,083	0	0	0	2	11	124,605	10	1,977,688	△ 90,537	
	山梨	1	1	1,150	0	0	0	0	0	0	5	191	281,321	1	1	4,500	3	19	337,671	5	624,642	△ 24,614	
	計	10	63	377,551	4	27	22,357	2	58	136,784	49	726	4,225,888	8	30	40,063	37	428	3,599,329	75	8,401,972	△ 67,854	
	中部	福井	3	15	49,868	2	17	26,214	0	0	0	5	121	465,751	1	2	4,436	7	24	179,402	12	725,671	28,012
		岐阜	7	204	124,334	1	7	7,500	0	0	0	6	151	880,320	2	3	5,836	8	166	805,853	14	1,823,843	83,205
静岡		3	95	315,379	0	0	0	1	2	11,787	8	213	695,945	0	0	0	7	125	797,604	9	1,820,715	△ 83,291	
愛知		1	4	27,492	1	31	22,400	0	0	0	4	128	605,566	0	0	0	4	154	1,783,083	5	2,512,859	127,320	
三重		0	0	0	0	0	0	1	340	1,356,091	1	7	20,462	0	0	0	3	61	297,661	3	1,674,214	△ 4,879	
計		14	318	517,073	4	55	56,114	2	342	1,367,878	24	620	2,742,362	3	5	10,272	29	530	3,863,603	43	8,557,302	150,367	
近畿	滋賀	3	33	62,197	0	0	0	1	142	24,253	5	216	779,996	3	5	55,300	3	168	329,066	7	1,250,812	53,666	
	京都	2	28	35,838	1	4	5,375	0	0	0	6	54	441,558	0	0	0	5	35	181,717	7	664,488	95,666	
	大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	137	810,503	1	1	400	2	24	98,086	6	908,989	△ 22,166	
	奈良	1	7	38,512	1	5	50,000	0	0	0	1	67	257,816	0	0	0	1	32	159,271	1	505,599	159,175	
	和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	34	74,296	1	1	3,674	3	12	88,692	5	166,662	16,519	
	兵庫	5	70	350,057	1	15	15,278	0	0	0	8	268	1,186,222	2	21	34,571	1	15	20,199	8	1,606,327	197,134	
	計	11	138	486,604	3	24	70,653	1	142	24,253	28	776	3,550,391	7	28	93,945	15	286	877,031	34	5,102,877	499,994	
中国	鳥取	2	30	84,696	0	0	0	0	0	0	2	168	567,941	0	0	0	0	0	0	2	652,637	16,919	
	島根	2	72	55,357	0	0	0	1	12	13,860	5	127	415,583	0	0	0	4	9	92,543	9	577,343	△ 82,244	
	岡山	5	59	91,850	0	0	0	0	0	0	7	67	364,576	1	1	8,477	2	16	25,009	9	489,912	32,735	
	広島	11	70	146,957	1	3	5,740	0	0	0	27	407	1,365,430	3	4	11,141	20	98	311,314	39	1,840,582	292,468	
	山口	4	64	163,035	0	0	0	0	0	0	9	371	1,295,545	0	0	0	1	21	149,896	9	1,608,476	226,617	
	計	24	295	541,895	1	3	5,740	1	12	13,860	50	1,140	4,009,075	4	5	19,618	27	144	578,762	68	5,168,950	282,495	
四国	徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	43	144,195	0	0	0	0	0	0	5	144,195	△ 86,654	
	香川	2	2	15,609	0	0	0	0	0	0	3	34	201,458	1	1	4,647	0	0	0	4	221,714	44,654	
	愛媛	2	19	94,804	1	2	3,000	0	0	0	3	99	136,882	0	0	0	0	0	0	3	234,686	9,948	
	高知	1	1	7,989	1	5	8,882	0	0	0	1	0	20,219	0	0	0	1	8	76,261	2	113,351	10,364	
	計	5	22	118,402	2	7	11,882	0	0	0	12	176	502,754	1	1	4,647	1	8	76,261	14	713,946	△ 21,688	
九州	福岡	1	8	60,737	1	12	14,949	0	0	0	9	141	663,072	2	87	54,357	2	29	185,913	10	979,028	△ 14,582	
	佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	113	320,998	1	4	36,048	1	4	4,380	3	361,426	96,515	
	長崎	6	16	66,190	0	0	0	0	0	0	12	293	794,225	0	0	0	1	4	6,929	12	867,344	58,966	
	熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	261	1,376,292	0	0	0	2	13	48,718	4	1,425,010	63,767	
	大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	194	366,143	0	0	0	3	28	137,368	8	503,511	21,312	
	宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	34	109,490	0	0	0	3	46	222,616	4	332,106	△ 50,002	
	鹿児島	4	50	175,804	1	12	14,949	0	0	0	6	127	197,611	1	2	2,500	5	295	476,065	7	866,929	65,194	
計	11	74	302,731	2	24	29,898	0	0	0	44	1,163	3,827,831	4	93	92,905	17	419	1,081,989	48	5,335,354	241,170		
沖縄	沖縄	1	5	19,670	0	0	0	0	0	0	1	11	101,348	0	0	0	0	0	0	1	121,018	7,717	
合計	計	117	1,398	3,353,724	18	146	220,737	10	744	1,905,781	283	6,531	27,358,983	39	188	530,411	169	2,459	12,117,254	386	45,486,890	1,923,048	

(注) 旧80条関係は非集計

日本バス協会調べ:平成26年2月24日現在

※対前年増減は、平成26年度申請予定(見込)額と平成25年度実績の差。

4. 乗合バス運賃

(1) 上限運賃改定

平成26年度の上限運賃改定については、モータリゼーションの進展、少子化などの影響等に伴う輸送需要の減少に加え、燃料費の高騰等経費の増加による収支悪化のため、2社の運賃改定が行われた。

認可日 平成26年6月19日
実施日 平成26年7月7日

申請日	事業者名 (都道府県)	現 行	申 請	改 定	値上率
26.2.14	長電バス(株) (長野県)	対キロ区間制 基準賃率 50円20銭 初乗運賃 170円	対キロ区間制 基準賃率 55円90銭 初乗運賃 180円	申請どおり	9.2%

認可日 平成26年9月25日
実施日 平成26年10月1日

申請日	事業者名 (都道府県)	現 行	申 請	改 定	値上率
26.3.31	三重交通(株) (三重県)	<ul style="list-style-type: none"> ・津市市内の特定地帯 地帯制運賃 1区210円、2区220円 3区230円、以後1区増 すごとに20円加算 ・その他の路線 対キロ区間制 基準賃率 44円90銭 初乗運賃 170円 	<ul style="list-style-type: none"> 津市市内の特定地帯 地帯制運賃 1区230円、2区260円、 3区290円、以後1区増す すごとに20円加算 その他の路線 対キロ区間制 基準賃率 51円40銭 初乗運賃 190円 	申請どおり	14.1%

(2) IC カードの導入および営業政策的な割引

① IC カードシステムの導入状況

IC チップが内蔵された IC カードは、定期入れに入れたままカードリーダーにかざすだけで運賃収受が可能のため、利用者、乗務員の負担が軽減される。さらに、主な公共交通機関が1枚のカードで利用できることから、利用者の減少が続いているバス事業者にとっては利用者の増加が期待されている。

平成26年4月現在、昨年と比べ17事業者増加し全国で208事業者が導入している。

平成26年4月1日現在

都道府県	実施事業者	導入年月日	名 称	サービス内容
北海道	道北バス	11.11.30	Do カード	乗継割引 デポジット500円 入金に応じてプレミア有り
	北海道北見バス	15.3.12	IC バスカード	乗継割引 ポイント制
	札幌市交通局、北海道中央バス、ジェイ・アール北海道バス、じょうてつ	25.6.22	SAPICA	乗継割引 オートチャージ 障がい者割引 全国相互利用交通 IC カードも利用可
26.2.20		SAPICA (定期券)		
福 島	福島交通	22.10.30	NORUKA(ノルカ)回数券	1,000円～20,000円 入金額に応じてプレミア額有り (一般、学生別) 乗継割引 障がい者割引 デポジット500円
		23.10.1	NORUKA(ノルカ)定期券	SF 機能付可能
茨 城	日立電鉄交通サービス	19.10.1	でんでつハイカード	乗継割引(1時間以内乗継の場合、2回目乗車運賃より一律30円 [小児20円]割引)
	ジェイアールバス関東	19.3.18	スイカカード	普通運賃より10～20円の割引(定額の場合は、適用せず区間乗車状況割引額を設定)
東 京 神奈川 千 葉 埼 玉 その他	東京都交通局、東急バス、京王電鉄バス、関東バス、西武バス、京成バスなど 富士急行(富士急山梨バス他グループバス) 富士急シティバス 川越観光自動車 国際十王交通 東武バス日光 西東京バス 関東鉄道 東京空港交通 計75社	19.3.18	PASMO (パスモ)	バス利用特典サービス (ポイント制)
		20.3.24		
		20.3.29		
		20.9.13		
		21.1.31		
		22.2.23		
		25.3.25		
		25.3.31		
26.1.21				
東 京	京王電鉄バス (京王電鉄バスグループ全5社)	23.2.1	モットクバス	設定運賃区間 180円～360円 ※(360円は全線フリー定期券)
山 梨 静 岡	山梨交通 山交タウンコーチ	12.2.28	バス IC カード	(定期券) 通勤定期、通学定期、ゴールド定期 (回数券) 普通回数券、買物回数券(利用時間限定) 回数券 乗継割引 ポイント制(前回購入金額の3%を次回購入時に付与)
		12.8.1		
新 潟	新潟交通 新潟交通観光バス	23.4.24	りゅうと	ポイント制
		23.9.23		
長 野	長電バス アルピコ交通	24.10.27	KURURU (クルル)	乗継割引 ポイント制
富 山	富山地方鉄道	23.3.5	ecomyca (エコマイカ)	SF 利用普通運賃10%割引
石 川	北陸鉄道、ほくてつバス、北鉄金沢中央バス、加賀白山バス	16.12.1	ICa (アイカ)	乗継割引 ポイント制

都道府県	実施事業者	導入年月日	名 称	サービス内容
岐 阜	岐阜乗合自動車 岐阜バスコミュニティ 日本タクシー	18.12.1	ayuca (アユカ) 乗車券	乗継割引 ポイント制
		21.3.15		
		19.3.16	ayuca 定期	SF 機能付可能
静 岡	遠州鉄道	16.8.20	ナイスパス	1,000～10,000円 入金額に応じてプレミアム額有り (一般、学生別)
	しずてつジャストライン	18.3.1	LuLuCa (ルルカ)	チャージ金額によるプレミアムサービス
愛 知	名古屋市交通局 名鉄バス	23.2.11	manaka (マナカ)	乗継割引 障がい者割引 ポイント制 デポジット500円
滋 賀	近江鉄道	15.4.1	バス IC カード	自社単独ハウスカード デポジット500円 入金額に応じてプレミアム有り
大 阪 都 府 兵 庫 其 他	大阪市交通局、高槻市交通部、京阪バス、阪急バス、大阪空港交通など 神戸市交通局 神鉄バス 水間鉄道 江若交通 南海バス 計30社	18.2.1	PiTaPa (ピタパ)	ポイント制 ICOCA の利用も可能
		20.9.1		
		20.10.1		
		21.6.1		
		23.11.1		
		26.4.1		
兵 庫	神姫バス 神姫ゾーンバス 神姫グリーンバス ウエスト神姫 山陽バス	18.1.20	NicoPa (ニコパ)	乗継割引 PiTaPa、ICOCA も使える (割引なし) グループカード (ポイントカード) サービス
		18.4.1		
		21.7.1		
		22.10.1		
24.3.17	24.3.17			
伊丹市交通局	20.4.1	itappy (イタッピー)	乗継割引	
阪神バス、阪急バス、阪急田園バス	24.4.1	hanika (ハニカ)	10% プレミアムサービス (プリペイド式)	
兵 庫 大 阪 都 府	阪急バス	25.3.20	hanika (ハニカ) グランド パス65	65才以上一般路線ワイバス
奈 良	奈良交通 エヌシーバス	16.12.15	CI-CA (シーカ)	乗継割引 ICOCA、PiTaPa 使用可
岡 山	岡山電気軌道、両備バス、下津井電鉄 中鉄バス (一部路線)	18.10.1	Hareka (ハレカ)	乗継割引 利用額積算割引 誕生日割引
		20.7.22		
広 島 島 根	広島電鉄、広島バス、広島交通、芸陽バス、鞆鉄道、備北交通、中国ジェイアールバスなど 石見交通 20社	20.1.26	PASPY (パスピー)	PASPY 割引 (乗車毎に運賃の最大10% を割引) 乗継割引 障害者割引
		22.8.2		
香 川	ことでんバス 大川自動車	17.2.2	IruCa (イルカ)	回数割引 (フリー・シニア・スクール) 電車⇄バス乗継割引
		24.3.20		
愛 媛	伊予鉄道	17.8.1	IC い〜カード	(フリー・シニア・スクール) 乗車時運賃を約10%割引
高 知	とさでん交通 県交北部交通 高知東部交通	21.1.25	IC ですかカード	ポイント制 バス電車共通 障害者割引 オートワンデイ
		23.10.1		
福 岡 佐 賀	西日本鉄道、西鉄バス北九州、西鉄バス宗像、西鉄バス久留米、西鉄バス大牟田、西鉄バス二日市、西鉄バス筑豊、西鉄バス佐賀、西鉄高速バス 昭和自動車 ジェイアール九州バス	20.5.18	nimoca (ニモカ)	乗継割引 ポイント制
		22.2.27		
		25.4.1		
福 岡	北九州市交通局	13.9.20	ひまわりバスカード	乗継割引 プレミアム制
長 崎	長崎自動車、長崎県交通局、西肥自動車、佐世保市交通局、島原鉄道、さいかい交通 長崎県央バス、させばバス	14.1.21	長崎スマートカード	乗継割引 ポイント制 新規発売額¥3,000 積み増し制度 プレミアム制
		21.12.1		
	長崎自動車、長崎県交通局、西肥自動車、佐世保市交通局、さいかい交通 長崎県央バス、させばバス	17.12.12	モバイル長崎スマートカード	
		21.12.1		

都道府県	実施事業者	導入年月日	名 称	サービス内容
大 分	日田バス 大分バス、大分交通 亀の井バス	20.5.18 22.12.26 23.3.20	めじろん nimoca	乗継割引 ポイント制
宮 崎	宮崎交通	14.10.10	宮交バスカ	乗継割引 ポイント制
鹿児島	いわさきコーポレーション いわさきバスネットワーク	17.4.1	いわさき IC カード	
	南国交通、ジェイアール九州バス 鹿児島市交通局	17.4.1	Rapica (ラピカ)	乗継割引 ポイント制 デジット500円 10%プレミア

208社

② 最近の主な営業政策的特殊乗車券

(平成23年4月1日～)

イ. 特殊定期

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金 額
福 島	福島交通	23.10.1	ノルカバス65	65歳以上のお客様のみに有効な全路線乗車可能（一部路線を除く）な定期券	1ヶ月 7,000円 3ヶ月 16,000円 6ヶ月 27,000円 12ヶ月 48,000円
			ノルカバス75	75歳以上のお客様のみに有効な全路線乗車可能（一部路線を除く）な定期券	1ヶ月 4,000円 3ヶ月 8,000円 6ヶ月 13,000円 12ヶ月 23,000円
			おでかけノルカ	土日祝の終日及び平日の10:00～17:00の間に乗降するお客様に有効な定期券	1ヶ月 7,000円 3ヶ月 16,000円 6ヶ月 27,000円 12ヶ月 48,000円
		23.10.1	グリーン定期	企業・団体様につき5名以上の申込で購入することができる定期券 人数が増える毎に通勤定期券から一定の割引率が適用される	
栃 木	関東自動車	24.4.1	環境定期券	土日祝日・年末年始・お盆期間、通勤定期をお持ちのお客様とご家族は割引運賃	大人 100円 小人 50円
埼 玉	国際興業	25.3.16	6ヶ月定期券	6ヶ月間有効な定期券	3ヶ月定期券の2倍の1割引
			区間指定定期券 (大宮地区)	大宮駅から当社指定区間内（運賃190円区間）の停留所を自由に乗降することができる定期券	通勤の場合 1ヶ月 8,550円 3ヶ月 24,370円 6ヶ月 43,870円 通学の場合 1ヶ月 6,840円 3ヶ月 19,490円 6ヶ月 35,080円
新 潟	新潟交通	24.3.16	スクールワイド	学生対象の乗り放題定期券 新潟交通の一般バス全路線利用可能	3ヶ月 43,000円 4ヶ月 54,000円 5ヶ月 64,000円 6ヶ月 72,000円 12ヶ月 126,000円
山 口	防長交通	24.4.1	学生柳井・大島フリー定期券	中学生以上の学生を対象に、柳井市及び周防大島町・平生町・田布施町・上関町の全路線利用可能	1ヶ月 13,000円
			学生山口フリー定期券	中学生以上の学生を対象に、山口市中心部の全路線（コミュニティ・高速除く）利用可能	1ヶ月 10,000円

ロ. 高齢者定期券

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
岩手	岩手県北自動車	24.12.1	106急行高齢者 らくらく往復乗車券	満70歳以上を対象とした盛岡～宮古間の往復割引乗車券	3,000円
秋田	秋北バス	23.7.1	大館市得とく定期	同定期券を購入する場合、大館在住65歳以上の高齢者には年2回を上限とし、1ヶ月7,000円、3ヶ月11,000円、6ヶ月12,000円を市が扶助する	1ヶ月 10,000円 3ヶ月 20,000円 6ヶ月 30,000円
山形	山交バス	26.4.1	山形市支援事業 シルバー定期券	満70歳以上で山形市に住居登録している方を対象とした1ヶ月定期券 高速バス及び市町村が運営する委託バスを除く一般路線全線乗り放題 70歳以上～75歳未満は8,000円、75歳以上は9,000円を山形市が扶助する	1ヶ月 11,000円
東京	西東京バス		東京都シルバーパス	70歳以上の都民が利用できる乗車券	1月 1,000円 1年 20,510円
神奈川	箱根登山バス	23.12.13	ハーフ65 半額利用証の無料発行	65歳以上の方で、発行後6ヶ月以内の運転経歴証明書をお持ちの方に全路線（定期観光・コミュニティバス・一部イベント輸送を除く）が半額で乗車できる利用証、ハーフ65を初回のみ無料発行	6ヶ月 5,000円
新潟	頸城自動車	25.4.1	おでかけフリー定期券	70歳以上の方又は運転免許を返納された方を対象に上越市内の全線乗り放題定期券（高速バス除く）	1ヶ月 5,000円 6ヶ月 20,000円
富山	富山地方鉄道	24.11.22	夫婦 de ゴールド	63歳以上の高齢者割引定期を夫婦で購入した場合に割引販売	1ヶ月 5,100円 通常は7,200円
	加越能バス	25.4.1	ゴールドバス	65歳以上の方対象に全路線利用可能な定期券（高速バス、コミュニティバス等除く）	1ヶ月 4,500円 3ヶ月 12,000円 6ヶ月 22,000円 1年 40,000円
滋賀	近江鉄道 湖国バス		小判手判	定期購入者は1乗車100円にて乗車 65歳以上	1ヶ月 2,000円 3ヶ月 5,000円 6ヶ月 9,000円
奈良	奈良交通	24.9.1	奈良交通ゴールド倶楽部	65歳以上を対象に、路線バス全線が1乗車100円または半額となるフリー定期券（高速バス・一部コミュニティバス・一部コミュニティバス等を除く）	3ヶ月 6,800円 6ヶ月 11,500円 1年 18,000円 ※奈良県警高齢者交通安全支援事業の一環として、「運転経歴証明書」所有者に初回に限り1年券を配布
鳥取	日の丸自動車	24.4.1	因幡	65歳以上（3ヶ月フリーパス）	11,000円

ハ、営業政策乗車券

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
北海道	北海道中央バス	24.2.6	札幌市内1DAYパス	中央バス札幌市内線特殊区間内が利用できる一日乗車券（臨時便、イベント輸送等除く）	大人 750円 小人 380円
	十勝バス	23.11.1	おびひろ1day乗放きっぷ	十勝バス全線で帯広市内区域での乗降ができる1日乗車券（ただし都市間バス、空港連絡バス、定期観光バス、イベントバスは適用外）	大人 900円 小人 450円
		24.4.1	とちかち2day乗放きっぷ	十勝バス全線で十勝管内での乗降ができる2日乗車券（ただし都市間バス、空港連絡バス、定期観光バス、イベントバスは適用外）	大人 3,900円 小人 1,950円
	くしろバス 阿寒バス	24.4.1	路線バス1日フリー乗車券	毎週日曜日及び祝祭日にのみ路線バス車内で販売する 旧釧路市及び釧路町の行政区域内を運行するくしろバスと阿寒バスの路線バスで利用できる 都市間バス、定期観光バス、空港連絡バスでは利用できない 本券1枚につき同伴する小学生以下1名まで無料	大人 500円
	ジェイアール北海道バス 十勝バス	26.7.19	「南十勝・えりも」とんがりロード散策	帯広駅・とちかち帯広空港～広尾（十勝バス運行）と広尾～様似駅（ジェイ・アール北海道バス運行）が、片方向のみ乗降フリー（2日間有効）の乗車券 沿線施設での特典クーポン付き	大人 3,900円 小人 1,950円
	旭川電気軌道		マルバス マルバスワイド	学生平日乗降フリー定期券（旭川市内） 学生平日乗降フリー定期券（旭川市・東川町・東神楽町内）	5,500円 8,700円
岩手	岩手県北自動車 岩手県交通	25.3.31	宮古らくとく空港きっぷ	106急行（宮古～盛岡）と花巻空港線（盛岡駅～花巻空港）のセット	2,900円
宮城	仙台市交通局 宮城交通 ミヤコーバス	25.4.27～ 25.5.6	ゴールデンウィークecoきっぷ （平成10年度から実施）	ゴールデンウィークの期間中、仙台圏内の仙台市バス、宮城交通バス、仙台市地下鉄が利用できる一日乗車券（提携施設の使用料割引券付き）	大人 1,000円 小児 500円
		26.8.1～ 26.11.30	秋のジュニアパス （平成15年度から実施）	小学生・中学生限定の、仙台圏内の仙台市バス、宮城交通バス、仙台市地下鉄が利用できる一日乗車券（乗車券の提示により、提携施設の使用料が無料または割引となる）	中学生 730円 小学生 520円
	ミヤコーバス 東日本急行	23.12.1	お得な回数券	高速バス仙台～若柳・登米市役所前（佐沼）9枚綴りで割引大の回数券	10,000円
	東日本急行	26.4.1 22.10.15 22.10.15	回数券 通勤回数券 通学回数券	おとくな7回綴り（18%割引） 50回綴り（20%割引） 50回綴り（33%割引）	8,000円 60,000円 50,000円
福島	新常磐交通	23.12.20	青春往復乗車券	高速バスいわき～郡山～若松線で利用可能な学生専用往復乗車券	いわき～郡山往復 2,600円 郡山～若松往復 1,700円
秋田	秋北バス	23.4.1	大館市1日フリー乗車券	大館市内乗り放題の乗車券	880円
山形	山交バス	26.4.1	オレンジバス	山形特定区間内（運賃290円区間）の停留所を自由に乗降できる定期券（市町村が運営する委託バスを除く）	通勤の場合 1ヶ月12,180円 3ヶ月34,710円 6ヶ月65,770円 通学の場合 1ヶ月10,440円 3ヶ月29,750円 6ヶ月56,380円
			平日限定往復通学定期	学生対象の特別割引定期券通用期間は、1ヶ月と3か月の2種類で、祝日を除く月曜～金曜に利用可能	割引率は4割引 ※3ヶ月の場合は、1ヶ月定期運賃の3倍
茨城	茨城交通	24.3.26	小児運賃上限100円	茨城交通の一般路線バス全線（一部除く）において100円を超える場合、上限を100円とする 小児の春休み・夏休み・冬休み期間中が対象	小児上限 100円

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
栃 木	関東自動車	24.4.1	環境定期券制度	土日祝日に限り、通勤定期券を持っていれば、定期区間外も本人及び同乗する家族が1乗車100円で利用できる	100円
埼 玉 東 京	西武バス	23.4.1	IC1日乗車券	高速・深夜急行・みどりバス以外のコミュニティバス・イベント輸送の高い路線・西武観光バス・西武高原バスの路線は適用外 深夜バスは半額を徴収	大人 600円 小人 300円
千 葉	日東交通	26.4.1	通勤6ヶ月定期券	6ヶ月間有効な通勤定期券	通勤1ヶ月定期券の6倍の1割引
	東京空港交通 千葉交通 東京ベイシティ交通 リムジンパッセン ジャーサービス	26.4.1	成田→東京ディズニーリゾート・便指定制引 成田⇄東京ディズニーリゾート・新浦安共通回数券	成田空港11:05発、12:05発、13:05発に適用 通常大人片道2,450円のところ1回あたり1,600円(小人半額)でご利用可能 4枚綴りの回数券を大人2枚、小人1枚で片道乗車が可能 通常大人片道2,450円のところ1回あたり1,800円(小人半額)でご利用可能	大人 1,600円 小人 800円 3,600円
千 葉 神奈川	東京空港交通 京浜急行バス 京成バス	26.4.1	YCAT～成田往復割引	YCAT～成田空港を、往路含め14日以内に往復利用する場合に適用	大人 6,000円 小人 3,000円
東 京 千 葉	東京空港交通	25.3.20	池袋新宿→成田 深夜便割引	池袋駅西口01:00発、新宿駅西口01:30発の成田空港行きに適用	
		24.8.18～ 25.9.30	新宿→成田 ヤング割・シニア割	新宿駅西口→成田空港を利用する12歳～25歳、または65歳以上	2,000円
		24.12.1	リムジンバス プレミアム回数券	11枚綴りの回数券を成田空港線は2枚、羽田空港線は1枚使用することで片道乗車が可能	12,000円
		25.7.17～ 26.9.15	品川・豊洲・東陽町 →成田深夜便割引	品川駅1:15発、豊洲1:45発、東陽町駅2:00発の成田空港行きに適用	月～木曜日 大人2,000円 小人1,000円 金・土・日曜日 大人2,500円 小人1,250円
		25.10.16	東京駅・TCAT～成田 スーパー往復割引	東京駅八重洲南口もしくはTCAT～成田空港を、復路含め14日以内に往復利用する場合に適用	大人 4,600円 小人 2,300円
	京成バス 成田空港交通 京成バスシステム リムジン・パッセン ジャーサービス	25.4.1	東京シャトル&メトロバス	東京シャトル(成田空港～東京駅間)と東京メトロ1日乗車券のセット	1,400円
		26.7.31	東京シャトル&サブウェイバス	東京シャトル(成田空港～東京駅・数寄屋橋(銀座)・東雲車庫・大江戸温泉物語)と「Tokyo Subway Ticket」1日券のセット	1,700円
	東京空港交通 はとバス	26.4.1	Best Acces × Tokyo Tour	成田空港・羽田空港→都心の片道乗車券と、はとバス都内観光ツアー乗車券セット	大人 5,000円～13,000円 小人 2,600円～8,200円
東 京	東武バスセントラル	26.5.22	IC1日乗車券	スカイツリーシャトル上野浅草のみ適用	大人 420円 小人 210円
	西東京バス	26.9.1	路線バスの旅きっぷ (檜原村2DAYS)	東京都檜原村のフリーバス乗車券	大人 1,880円 小人 940円
東 京 長 野	東京空港交通 アルピコ交通 京王電鉄バス	23.3.1	長野成田空港きっぷ	高速バス長野～新宿線とリムジンバス新宿～成田空港線のセット	大人 6,000円 小人 3,000円
			長野羽田空港きっぷ	高速バス長野～新宿線とリムジンバス新宿～羽田空港線のセット	大人 4,100円 小人 2,050円
	アルピコ交通 京王電鉄バス 京王バス東	23.7.1	新宿・長野・白馬周 遊きっぷ	高速バス新宿～白馬線片道乗車券+特急バス長野～白馬線+高速バス新宿～長野線片道乗車券	大人 9,200円
	伊那バス 京王電鉄バス 信南交通 アルピコ交通 フジエクスプレス 山梨交通 東京空港交通	24.8.1	伊那飯田・成田空港 きっぷ	中央高速バス「新宿～伊那・飯田線」とリムジンバス「新宿～成田空港線」のセット	伊那地区～成田空港 大人6,100円 小人3,050円 飯田地区～成田空港 大人6,600円 小人3,300円
伊那飯田・羽田空港 きっぷ			中央高速バス「新宿～伊那・飯田線」とリムジンバス「新宿～羽田空港線」のセット	伊那地区～羽田空港 大人4,400円 小人2,200円 飯田地区～羽田空港 大人4,900円 小人2,450円	

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
山 梨	富士急山梨バス	24.10.1	富士山きっぷ	エリア内の普通列車、バス、ロープウェー、船に3日間乗り放題	大人 3,000円 小人 1,500円
		26.4.1	世界遺産・富士山フリー乗車券	発地から大月駅間の往復乗車券と富士急行線と富士山・富士五湖エリアの3種の周遊バス、富士登山バス及び芝桜ライナー（期間中のみ）が2日間乗り放題	大人 3,910～4,630円 小人 1,950～2,310円 料金は発地により異なる
長 野 群 馬	西武高原バス	25.4～	軽井沢1日2日券	しなの鉄道・草軽交通・西武高原バス町内循環バスが1日 or 2日乗り放題	1日 2,500円 2日 3,000円
長 野	信南交通	25.4.1	休日ファミリー割引	土・日・祝日に限り大人に同伴する小学生以下3名まで対象	無料
長 野 大 阪	伊那バス 阪急バス 信南交通	25.2.18	大阪いっでききっぷ	高速バス「大阪～飯田・伊那線」の往復乗車券と大阪市交通局の1日乗車券のセット	伊那IC前～大阪 大人 9,200円 駒ヶ根市・駒ヶ根IC～大阪 大人 8,750円 上飯田・伊賀良～大阪 大人 7,950円 1日乗車券600円→100円
新 潟	新潟交通佐渡	25.4	1day、2day、3day フリーバス	佐渡市内路線バスが1日～3日間乗り放題となる各種フリーバス 2day、3dayバスには各施設で使える利用回数券を付与 提示割引もあり	1day 大人1,500円 小人750円 2day 大人2,500円 小人1,250円 3day 大人3,500円 小人1,750円
福 井	京福バス	23.11.1	休日フリーきっぷ	土休日及び年末年始（12月30日～1月3日）適用 スクラッチ方式の乗車券、ご利用になる月日の部分を削って使用、削られた当日のみ有効 （高速バス、特急バス、コミュニティバス、空港連絡バス、定期観光バスを除く）	大人 1,000円 小人 500円
	福井鉄道	24.10.1	バス・電車乗継往復 割引乗車券	福井市街地に繋がる鉄道路線とその最寄駅を起点とする地域循環バスの乗継往復切符を販売 麻生津地区、清明地区⇄福井市街地 ※麻生津循環線＝電車750円（往復） ※清明循環線＝電車600円（往復）	
静 岡 山 梨	富士急行 富士急静岡バス 富士急シティバス 富士急山梨バス	24.3.28	富士山・富士五湖パスポート	富士五湖地区フリーバス乗車券（2日間又は3日間） 富士山吉田口登山バス使用可能／富士五湖エリアのみ利用可能、三島駅発または新富士駅（一般バス往復）／三島駅発（高速バス往復）等の種類を設定	三島駅または新富士駅発 4,650円（2日間）、5,950円（3日間）、三島発高速バス利用6,900円（3日間）
静 岡 山 梨	富士急行 富士急山梨バス 富士急シティバス 他グループバス	25.7.12	富士山・世界遺産めぐりきっぷ	富士山・富士五湖エリアの「世界遺産めぐりルート」上の富士急バスが2日間乗り放題 他、富士山・富士五湖へのアプローチに応じて、三島駅と新富士駅を発着とする幹線バスや富士急行線（鉄道）を組み込んだプラン	（通常） 大人3,000円 小人1,500円 （三島・新富士発着セット） 大人5,000円 小人2,500円 （富士急行線セット） 大人4,000円 小人2,000円
愛 知	知多乗合	23.10.1	セントレア・常滑市内一日乗りほ～だい乗車券	知多バスの常滑市内路線に1日乗り放題できる乗車券	大人 500円 小人 250円
大 阪	南海バス	23.7.1	河内長野市・千早赤阪ワイドモックルカード	河内長野市・千早赤阪村内1日乗車券	850円（430円）
		24.1.16	南海エアポートリムジン Sorae 定期 南海エアポート+路線バス全線フリー定期	1ヶ月定期・3ヶ月定期 1ヶ月定期・3ヶ月定期	40,000円・114,000円 45,000円・128,250円
	大阪空港交通	24.8.1	羽田京急きっぷ（大阪）（京都）（神戸）	空港バス乗車券2枚と京浜急行電鉄乗車券2枚のセット販売	大阪：大人1,700円 小児850円 京都：大人2,900円 小児1,450円 神戸：大人2,400円 小児1,210円
大 阪 大 分	南海バス 亀の井バス	24.12.1	堺・湯布院ストーリー	「堺駅・堺東駅-南港フェリーターミナル別府港-湯布院駅前」の片道乗車券	9,300円

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
兵庫県	全但バス	24.12.1	ビジネス割引	高速バスの乗車券購入時に通勤定期券を提示していただくと適用	通常片道運賃より3割引
		24.4.1	AIR&BUS プラン	但馬空港からの飛行機を利用されると復路のバス料金が割引	大阪発 2,000円 神戸発 1,500円
		24.4.29	神鍋高原線1日乗車券	豊岡市のJR江原駅～神鍋高原を運行する上限200円の路線バス「神鍋線上限200円バス」が1日乗り放題となる乗車券	大人 400円 小人 200円
		24.10.10	豊岡ノーマイカードーフリーチケット	毎月第2水曜日の豊岡ノーマイカードーにおいて、豊岡市内の路線バスが1日乗り放題となる乗車券（※特急バス・豊岡市営バス・コバスを除く。市外へ乗り越す場合は乗り越す区間の通常運賃を収受）	大人・小人 500円
		25.7.10	Zentan Green Pass (ゼンタングリーンパス)	外国人観光客（留学生・在住者を除く）は全但バスの豊岡市内の全路線が1日乗り放題となる乗車券（特急バス・豊岡市営バス・コバスを除く）	大人 500円 小人 250円
		25.4.27	天空バス1日フリー乗車券	朝来市のJR竹田駅～竹田城跡を結ぶ路線バス「天空バス」が1日乗り放題となる乗車券	大人 500円 小人 250円
和歌山	和歌山バス	23.7	閑空リムジンバス往復乗車券	和歌山～閑空間の往復乗車券	2,000円
		24.7	夜行高速バスプレミアムシート	夜行高速バスの大型プレミアムシート	片道運賃+1,000円
		25.3.16	白浜らくとくきっぷ	「和歌山～白浜」までの往復乗車券と白浜町内一般路線バスフリー乗車券のセット券（特典付き）	1day 3,700円 2day 4,000円 3day 4,200円
島根	松江市交通局	24.3.20	のりほSP（通学フリー乗車券）	通学生を対象とした全線フリー定期券（一部区間を除く）	中学生以上 1ヶ月 5,000円 小学生以下 1ヶ月 2,500円
		25.4.1	共通一日乗車券	観光客を対象とした全線ぐるっと松江レイクラインが一日に限り乗り放題	大人 900円 小人 450円
岡山	井笠バスカンパニー	25.7.21	サマーキッズ定期	対象：小学生・中学生 期間：7月21日～8月31日 範囲：全線（但し、デマンドバス・まわローズを除く）	小学生 1,000円 中学生 2,000円
広島	広島電鉄 広島バス 広島交通 芸陽バス 中国ジェイアールバス	24.12.1	羽田京急きっぷ	広島～広島空港リムジンバス片道券2枚と京急電鉄の羽田空港～横浜または品川間の乗車券2枚のセット	大人 2,960円 小児 1,480円
		24.4.16～ 24.9.30	Sun in Japan チケット	外国人旅行客限定の広島から松江・出雲への高速バスと現地の周遊乗車券の引換券をセットした乗車券	(片道) 高速バス（広島～松江または出雲）+「緑結びパーフェクトチケット」発売額6,400円 高速バス（広島～松江）+「レイクライン1日乗車券」 発売額3,900円 (往復) 高速バス（広島～松江または出雲）+「緑結びパーフェクトチケット」発売額9,800円 高速バス（広島～松江）+「レイクライン1日乗車券」 発売額7,300円
	25.1.15～ 25.3.15 26.1.15～ 26.3.14	受験生応援合格祈願きっぷ	受験生を対象とした特別企画乗車券 松江と広島を結ぶ高速バス「松江広島線（グランドアローについて設定）」	(片道) 3,200円 (往復) 5,800円	
	25.1.15～ 25.3.15 26.1.15～ 26.3.14	就（しゅう）勝（かつ）応援きっぷ	就職活動を行う学生を対象とした特別企画乗車券 松江と広島を結ぶ高速バス「松江広島線（グランドアローについて設定）」	(片道) 3,200円 (往復) 5,800円	

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
山口	宇部市交通局	23.6.1	空港往復乗車券	山口宇部空港と新山口駅の往復購入で割引	1,600円（往復870円）
	サンデン交通	25.8.26	学生フリー定期	高速を通るバス（特急バス）を除く全路線 中学生以上の学生が対象	1ヶ月 12,300円 3か月 35,000円
福岡	西日本鉄道 西鉄バス久留米 西鉄バス大牟田 西鉄バス筑豊 西鉄バス二日市 西鉄バス宗像	24.2.10～ 25.2.9	FUKUOKA 1DAY PASS	西鉄グループ（北九州・大牟田除く）の一般路線バスと西鉄電車が任意の1日限り乗り放題の乗車券	1,500円
		25.2.10	FUKUOKA 1DAY PASS		大人 2,000円 小学生以下 1,000円
		25.10.1～ 27.10.13	ダブルバス	福岡市内の同じエリア内にあるバスの福岡都心フリー定期券と鉄道（西鉄大牟田線・福岡天神駅～高宮駅間）の定期がセットになった定期券	通勤 1ヶ月：12,340円 3か月：35,150円 6ヶ月：69,900円
長崎	五島自動車	25.4.1	高齢者割引回数券	現行回数券（1枚プラス）に4枚プラスして15枚にて販売	大人1日 1,000円 小人1日 500円
			1日フリー乗車券	しまとく通貨の販売に併せ、当該観光客向けに販売	
熊本	熊本電気鉄道	24.4.1	デイトムバス	平日・土曜9：30～17：00及び日祝日の全時間利用可	1ヶ月：5,000円 3か月：12,000円
鹿児島	しまバス	26.8.1	奄美大島バスフリーパス	大人1日間2,100円、2日間3,150円、3日間4,200円でしまバスの路線バスを乗り放題とする	2,100円・3,150円・4,200円
沖縄	那覇バス 琉球バス交通	23.8.1	土日祝1日限定フリー乗車券	那覇バスと琉球バス交通の全路線を利用できる1日乗車券	大人 2,000円 小人 1,000円
	那覇バス	23.4.1	市内線一日乗車券 バスモノバス	那覇バスの市内区間の1日乗車券 那覇バス市内区間と沖縄都市モノレール全線を利用できる1日乗車券	690円 1,000円

二. 乗り継ぎ乗車券

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
北海道	十勝バス	23.5.1	芽室線と芽室町コミュニティバス乗継券	十勝バス芽室線と芽室町コミュニティバスとを乗り継ぐ場合に、乗務員が乗継券を発行し割引運賃にて乗車できる。但し、初めのバスの降車時から次のバスの乗車までが3時間以内の場合に、2乗車目のバス運賃を割引する	大人 100円引き 小中学生 50円引き
長野	アルピコ交通 京王バス東	23.7.1	新宿・長野・白馬乗り継ぎきっぷ	高速バス新宿～長野線片道乗車券（4,000円）＋特急バス長野～白馬線片道乗車券	大人 4,800円
兵庫	神戸市交通局	26.4.1	市バス乗継割引	ICカード（Pitapa、ICOCA、敬老バス）を利用して市バスから市バスへ乗り継いだ場合で、1乗車日の降車時から2乗車日の降車時までが60分以内の場合2乗車日の料金が割引となる	上限210円割引（小児・敬老は上限110円）

ホ. 運転免許証返納者割引

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
北海道	くしろバス 阿寒バス	23.4.1	グリーン定期S	満62歳以上であり、かつ運転免許証を自主返納した事を証明できる方を対象にした全線乗り放題定期券 さらに、阿寒バスの路線バス（釧路市、釧路町）で利用できる 但し、都市間バス、空港連絡バス、定期観光バスは利用できない	3ヶ月 10,000円 6ヶ月 15,000円
	十勝バス 北海道拓殖バス	23.5.28	運転免許証返納者割引	60歳以上で運転免許証を自主返納された方でバス降車時に運転経歴証明書を提示すると、運賃を半額割引にします ただし、都市間バス、定期観光バス、空港連絡バス、ホテル～空港線、イベントバスは除く	普通旅客運賃の半額
青森	下北交通	26.4.1	高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用促進を目的に「運転免許証自主返納の支援事業」	公共交通（バスのみ）の切符又は定期券の購入費用を助成	上限5,000円
秋田	山交バス	26.4.1	山形市支援事業自動車運転免許証返納者1ヶ月定期券	運転免許証を自主返納される満70歳以上で山形市に住民登録している方を対象に市が10,000円を支援し1ヶ月定期券を発行（高速バス及び市町村が運営する委託バスは除く）	
千葉	日東交通グループ4社 日東交通、館山日東バス、鴨川日東バス、天羽日東バス	23.7.1	ノーカー・サポート優待証	乗車運賃の半額（現金のみ）	交付手数料520円
	小湊鉄道	23.9.1	ノーカー優待証	乗車運賃の半額（現金のみ） 69歳以上の本人のみ有効、初回発行時は翌年末まで有効、次回更新から2年間有効 高速バス、急行バス、一部のコミュニティバスは除く（いすみ市営バス・市原市コミュニティバスは対応）	交付手数料500円
	ジェイアールバス関東	23.7.1	ノーカー・サポート優待証	65歳以上の本人のみ有効、発行より2年間有効、高速バス、一部路線バス、コミュニティバスを除く（鴨川市コミュニティバスは乗車運賃半額に対応）	交付手数料520円
	あすか交通 平和交通	26.4.1	ノーカーアシスト優待バス	乗車運賃の半額（現金のみ） 70歳以上の本人のみ有効、発行より2年間有効 高速バス、深夜急行バスを除く	交付手数料520円
長野	信南交通	26.4.1	運転免許証返納割引	65歳以上の運転免許証自主返納者へ飯田市が支援し、1,300円分の回数券を交付	
新潟	北越後観光バス	24.7.1	運転免許証返納証明書利用	65歳以上の方で自主的に運転免許を返納された方に証明書を発行し半額の50円で乗車	50円
	フィールド・あが	23.10.1	運転免許証返納者割引	60歳以上で運転免許証を自主返納された方でバス降車時に運転経歴証明書を提示する	普通旅客運賃の半額
富山	加越能鉄道	23.4.1	高齢者運転免許証返納者割引	南砺市では、運転免許を自主返納される高齢者を対象に市が20,000円を支援し加越能バス回数券を交付します	
				射水市では、運転免許を自主返納される高齢者を対象にコミュニティバス等無料乗車証を交付します（交付を受けた日から2年を経過する日の属する月の末日まで無料）	

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
岐 阜	濃飛乗合自動車	24.6.1	運転免許証返納者割引	自動車運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を持示された場合に運賃を半額に割り引き	片道運賃を半額に割引
	白鳥交通	25.4.1	自動車運転免許証返納者割引	65歳以上の運転免許証を自主返納された方で対象期間は返納証明書の発行日より1年間とする	割引率は50%
静 岡	遠州鉄道	23.9～	シルバーワイドフリー定期券「運転免許証返納割引」	満65歳以上で平成23年4月1日以降に運転免許証を返納し、公安委員会発行の「運転経歴証明書」を持示された方は運転免許証返納後、「初回購入分」を通常発売金額の半額とする	1ヶ月 5,150円→2,580円
滋 賀	近江鉄道 帝産湖南交通 江若交通 京阪バス 滋賀バス	24.1.1	高齢者運転免許証自主返納割引	65歳以上高齢者が有効な運転免許証を自主返納され、警察署から「運転経歴証明書」と「ふれあいカード」の交付を受け、これらを呈示する旅客に適用	普通運賃の半額 (現金に限る)
		25.1.1	高齢者運転免許証自主返納割引	65歳以上高齢者が運転免許証を自主返納され、警察署から「運転経歴証明書」と「運転経歴証明書補助カード(50枚)」の交付を受け、これらを呈示する旅客に適用	普通運賃の半額 (現金に限る)
京 都	丹後海陸交通	24.10.1	丹海バス運転免許証返納支援乗車証	宮津市では65歳以上の免許返納者を対象に市が2万円を支援し、6ヶ月間有効な無料バス乗車証を交付する丹海バス全線乗り放題(ただし高速バス、登山バス、宮津市以外のコミュニティバスを除く)	
岡 山 広 島	井笠バスカンパニー	25.4.1	岡山愛カード	降車時にカードを持示すると運賃が半額になる	
福 岡	西日本鉄道	26.4.1	高齢者用フリー定期券「グランドパス65」	65歳以上で運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」を掲示された方に対し、高齢者用フリー定期券を割引に販売するもの	(販売額) 1ヶ月：5,000円 3か月：12,000円 6ヶ月：22,000円 1年：41,000円 (通常) 1ヶ月：6,000円 3か月：13,000円 6ヶ月：23,000円 1年：42,000円
佐 賀	佐賀市交通局	26.10.1	高齢者ノリのりバス事業	満65歳以上で運転免許証を自主返納した方に、「高齢者ノリのりバス」を無料で発券 降車時に「高齢者ノリのりバス」を持示すると半額で乗車できる	普通旅客運賃の半額(支払いは現金に限り、下限100円)
熊 本	熊本電気鉄道	24.4.1	運転免許証返納者割引	65歳以上の運転免許返納者で割引乗車証提示により割引	普通旅客運賃の5割引
	九州産交バス	23.4	高齢者運転免許返納者バス運賃割引制度	65歳以上で運転免許証を自主返納し運転経歴証明書を取得された人を対象に、バス運賃の割引を実施する	
	熊本バス	23.4.1	免許返納者割引乗車証	65歳以上の運転免許返納者で「免許返納者割引乗車証」の提示により割引	普通旅客運賃の半額
鹿 児 島	JR九州バス	25.4.1	免許返納割引	65歳以上で運転免許証を返納し公安委員会から運転経歴証明書所持者	大人片道運賃の半額
	南国交通	25.4.1	自動車運転免許証返納者割引	運転経歴証明書	大人片道運賃の半額
		26.7.1	自動車運転免許証返納者割引	運転免許自主返納カード所持者	大人片道運賃の半額
	鹿児島市交通局	25.4.1	自動車運転免許証返納者割引	自動車運転免許証を自主返納し、公安委員会の運転経歴証明書所持者に対する割引	大人普通運賃の半額
沖 縄	琉球バス交通 沖縄バス 那覇バス 東陽バス	24.5.7	免許返納者割引	運転経歴証明書の提示を条件にバス運賃を半額にする(現金利用者に限る。年齢制限無し)	半額(現金に限る)

へ. その他

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
青 森	八戸市交通部 南部バス	22.12.1～ 22.5.31 22.12.1～ 23.11.30 23.12.1～ 24.11.30 24.12.1～ 25.11.30	キャン☆パス・ フォー	八戸市営バス及び南部バスの市営 全路線が4回まで乗降可能となる 大学生向けの4枚綴りの乗車券を 期間限定で販売	4枚綴り 600円
	八戸市交通部 南部バス 十和田観光電鉄	23.10.1～ 24.9.30 24.10.1～ 25.9.30	まちバス300	中心市街地を基点としたフリーエ リア区間内において、八戸市営バ ス及び南部バス並びに十鉄バスが 乗り放題となる一日乗車券方式の 乗車券	大人 1枚300円 小人 1枚150円
秋 田	秋田中央交通	23.10. 1	秋田市コインバス事 業	秋田市が交付する「コインバス資 格証明書」を提示すると、秋田市 内路線バス（リムジンバス、高速 バスは除く）及び秋田市マイタウ ンバスに100円（現金のみ適用）で ご乗車いただけます	100円

(3) 地方自治体の補助による敬老乗車券

(表 1) パス式敬老乗車券

県名	都市名	年齢	対象事業者	
北海道	稚内市	70歳以上	宗谷バス	
	礼文町	〃	〃	
	利尻町	〃	〃	
	利尻富士町	〃	〃	
	猿払村	〃	〃	
	浜頓別町	〃	〃	
	中頓別町	75歳以上	〃	
	枝幸町	70歳以上	〃	
	帯広市	〃	北海道拓殖バス、十勝バス 北海道中央バス、道北バス 旭川電気軌道、空知中央バス 北海道中央バス、道北バス	
	旭川市	〃	北海道中央バス、空知中央バス 北海道中央バス	
	滝川市	75歳以上	〃	
	恵内市	65歳以上	〃	
	泊見村	70歳以上	〃	
	岩見沢市	〃	道南バス 函館バス	
	苫小牧市	65歳以上	〃	
江部川町	70歳以上	〃		
乙部町	〃	道南バス		
函館市	〃	〃		
壮瞥町	〃	〃		
洞爺湖町	〃	〃		
日高町	〃	〃		
平取町	〃	〃		
士別市	74歳以上	士別軌道、道北バス		
美瑛町	65歳以上	道北バス		
和寒町	70歳以上	〃		
厚真町	〃	名士バス		
厚河町	〃	あつまバス		
浦河町	〃	道南バス		
根室市	70歳以上	ジェイ・アール北海道バス 根室交通 北海道北見バス、網走バス		
青森	青森市	70歳以上	青森市、ジェイアールバス東北	
	青森市	〃	青森市	
岩手	盛岡市	70歳以上	十和田観光電鉄 八戸市、南部バス	
	盛岡市	〃	岩手県交通、岩手県北自動車 ジェイアールバス東北	
福島	福島市	75歳以上	福島交通	
秋田	能代市	65歳以上	秋北バス、秋北タクシー	
	横手市	70歳以上	〃	
	大湯町	〃	羽後交通	
	由利本荘市	〃	〃	
長野	長野市	70歳以上	アルピコ交通	
	長野市	〃	長電バス、アルピコ交通	
富山	富山市	65歳以上	富山地方鉄道	
石川	小松市	65歳以上	小松バス	
福井	福井市	65歳以上	京福バス	
埼玉	小川町	77歳以上	西武観光バス	
	鳩山町	65歳以上	川越観光自動車	
東京	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス	
	神奈川県	横浜市	70歳以上	横浜市、小田急バス 神奈川中央交通、京浜急行バス 江ノ電バス横浜、東急バス 川崎鶴見臨港バス、相鉄バス 横浜京急バス、横浜神奈交バス 大新東、フジエクスプレス 横浜交通機関
		川崎市	70歳以上	川崎市、京浜急行バス 神奈川中央交通、小田急バス 川崎鶴見臨港バス、東急バス 羽田京急バス

県名	都市名	年齢	対象事業者
	厚木市	〃	神奈川中央交通
	愛清市	〃	神奈川中央交通 神奈川中央交通
山梨	大月市	65歳以上	富士急山梨バス
岐阜	岐阜市	70歳以上	岐阜乗合自動車
	白川村	〃	加越能鉄道
静岡	伊豆市	70歳以上	新東海バス、伊豆箱根バス
愛知	名古屋市	65歳以上	名古屋市 名古屋ガイドウェイバス
	名古屋市	〃	〃
京都	京都市	70歳以上	京都市、京都バス 京阪京都交通、京阪バス 京阪シテイバス、阪急バス 京阪宇治バス、近鉄バス 西日本ジェイアールバス ヤサカバス（醍醐コミュニティ バスのみ）、京都京阪バス
	京都市	〃	〃
大阪	大阪市	70歳以上 (ICカード)	大阪市
	高槻市	65歳以上	高槻市 南海バス
兵庫	神戸市	70歳以上 (ICカード)	神戸市、神姫バス、阪急バス 山陽バス 神鉄バス、神姫ゾーンバス 神戸交通振興（山手線ボーアイ キャンパス線） 阪神バス
	伊丹市	70歳以上	伊丹市
	明石市	〃	山陽バス、神姫バス
	姫路市	〃	尼崎市
	丹波篠山市	75歳以上	神姫バス、ウエスト神姫（ICカード）
	養父市	70歳以上	阪急バス
	猪名川町	〃	全但バス
	朝来市	65歳以上	〃
	塚本町	70歳以上	阪急バス
	朝来市	65歳以上	神姫グリーンバス 阪神電気鉄道
奈良	奈良市	70歳以上	奈良交通
	明日香村	〃	〃
和歌山	和歌山市	70歳以上	和歌山バス、和歌山バス那賀
鳥根	松江市	65歳以上	松江市
広島	尾道市	73歳以上	おのみちバス
	三原市	70歳以上	芸陽バス、中国バス、鞆鉄道 呉市、広島電鉄
山口	岩国市	70歳以上	岩国市、防長交通
	宇部市	〃	宇部市、船木鉄道
	山口市	〃	防長交通、中国ジェイアールバス
	下関市	65歳以上	宇部市、サンデン交通
徳島	徳島市	70歳以上	サンデン交通 防長交通 中国ジェイアールバス
	小松島市	〃	徳島市 小松島市
福岡	福岡市	65歳以上	昭和自動車
佐賀	佐賀市	70歳以上	昭和自動車
	佐賀市	75歳以上	佐賀市
長崎	佐世保市	75歳以上	佐世保市、西肥自動車、させほバス 宇久観光バス
熊本	熊本市	70歳以上	九州産交バス、産交バス
	荒尾市	〃	熊本電気鉄道、熊本バス 荒尾市
大分	大分市	65歳以上	大分バス、大分交通、亀の井バス
宮崎	宮崎市	70歳以上	宮崎交通
鹿児島	鹿児島市	70歳以上 (ICカード)	鹿児島市、いわさきネットワーク いわさきコーポレーション 南国交通、ジェイアール九州バス
	薩摩川内市	75歳以上	南国交通 南国交通 徳之島総合陸運 沖永良部バス企業団

(表1-2) 回数券式 (バスカード含)

県名	都市名	年齢	対象事業者		
北海道	士池鹿	幌町	70歳以上	十勝バス、北海道拓殖バス	
	追路	市	〃	十勝バス	
	釧路	市	〃	北海道拓殖バス	
	厚岸	市	〃	くしろバス	
	浜中	町	〃	くしろバス	
	羅臼	町	〃	阿寒バス	
	子屈	町	〃	〃	
	標津	町	〃	〃	
	別海	市	〃	根室交通、阿寒バス	
	網走	市	〃	網走バス、北海道北見バス	
	遠湧	軽別	町	70歳以上	網走ハイヤー、網走北交ハイヤー
		別町	町	〃	北紋バス、北海道北見バス
	上滝丸	瀬布	町	70歳以上	北紋バス、北海道北見バス
		津別	町	65歳以上	北海道北見バス
	神楽	上川	町	70歳以上	旭川電気軌道
		佐呂間	町	〃	道北バス
	遠豊	呂町	町	〃	北海道北見バス
		豊富	町	〃	沿岸バス
	小紋	平別	市	〃	沿岸バス、てんてつバス
		別	市	75歳以上	名士バス、北海道北見バス
鷹栖	小樽	市	70歳以上	北紋バス	
	樽	市	80歳以上	道北バス	
札幌	札幌	市	70歳以上	北海道中央バス	
	札幌	市	70歳以上	ジェイ・アール北海道バス	
砂川	川	市	70歳以上	ニセコバス	
	狩淵	市	75歳以上	北海道中央バス、じょうてつ	
新千	冠	市	70歳以上	夕張鉄道、ばんげいバス	
	冠	市	70歳以上	ジェイ・アール北海道バス	
新ひ	だか	町	70歳以上	北海道中央バス	
	安	町	70歳以上	〃	
新見	岩	市	71歳以上	北海道中央バス	
	笠	市	70歳以上	〃	
函深	館	市	70歳以上	函館バス	
	深	市	70歳以上	ジェイ・アール北海道バス	
岩手	二戸	市	70歳以上	沿岸バス	
	二戸	市	70歳以上	岩手県北自動車、南部バス	
宮城	仙台	市	〃	ジェイアールバス東北	
	白	市	〃	岩手県交通	
福島	北塩原	村	70歳以上	〃	
	北塩原	村	70歳以上	〃	
秋田	鹿角	市	70歳以上	磐梯東都バス	
	鹿角	市	70歳以上	秋北バス	
新潟	糸魚川	市	70歳以上	糸魚川バス	
	佐渡	市	75歳以上	新潟交通佐渡	
長野	松本	市	70歳以上	アルピコ交通	
	須坂	市	〃	長電バス	
野	野	市	〃	〃	
	野	市	〃	〃	
栃木	宇都宮	市	70歳以上	〃	
	宇都宮	市	70歳以上	関東自動車、東野交通	
群馬	宇都宮	市	70歳以上	ジェイアールバス関東	
	宇都宮	市	70歳以上	〃	
千葉	浦安	市	65歳以上	群馬中央バス、群馬バス	
	浦安	市	65歳以上	上信電鉄、関越交通	
埼玉	三芳	町	70歳以上	日本中央バス、永井運輸	
	越谷	市	60歳以上	東京ベイシティ交通	
埼玉	秩父	市	65歳以上	ライフバス	
	秩父	市	65歳以上	ジャパンタローズ	
埼玉	秩父	市	65歳以上	西武観光バス	
	秩父	市	65歳以上	〃	

県名	都市名	年齢	対象事業者	
岐阜	岐阜	市	70歳以上	岐阜乗合自動車、日本タクシー
	下呂	市	65歳以上	濃飛乗合自動車
静岡	藤枝	市	70歳以上	しずてつジャストライン
	松	市	〃	遠州鉄道、秋葉バスサービス
三島	三島	市	〃	浜松バス
	三島	市	〃	富士急シティバス、伊豆箱根バス
裾野	裾野	市	〃	沼津登山東海バス
	野	市	〃	富士急シティバス
伊豆	伊豆	市	〃	西伊豆東海バス
	伊豆	市	〃	伊豆東海バス
河津	河津	町	75歳以上	西伊豆東海バス
	津	町	70歳以上	南伊豆東海バス
伊豆	伊豆	市	80歳以上	伊豆箱根バス
	伊豆	市	75歳以上	新東海バス、伊豆箱根バス
愛知	岡崎	市	70歳以上	名鉄バス
	春日井	市	〃	〃
豊田	豊田	市	〃	豊鉄バス、豊橋鉄道
	豊田	市	〃	〃
三重	津	市	74歳以上	三重交通
	伊勢	市	75歳以上	三重交通、三交伊勢志摩交通
京都	福知山	市	75歳以上	京都交通
	福知山	市	75歳以上	京都交通
大阪	枚方	市	69歳以上	京阪バス
	堺	市	65歳以上	南海バス、近鉄バス、阪堺電軌
兵庫	神戸	市	70歳以上	神戸市、神姫バス、阪急バス
	神戸	市	70歳以上	山陽バス
宝塚	宝塚	市	70歳以上	神鉄バス、神姫ゾーンバス
	宝塚	市	70歳以上	神戸交通振興(山手線ボーアイ)
西宮	西宮	市	〃	キャンパス線
	宮	市	〃	阪神バス
三木	三木	市	75歳以上	阪急バス、阪神バス
	美田	市	70歳以上	阪急田園バス
川西	川西	市	70歳以上	阪急バス、阪神バス
	川西	市	70歳以上	阪急バス、阪神バス
奈良	斑鳩	町	70歳以上	神姫バス、神姫ゾーンバス
	月ヶ瀬	町	65歳以上	神姫バス
鳥取	鳥取	市	70歳以上	神姫バス、阪急バス
	鳥取	市	65歳以上	阪急田園バス
島根	松江	市	65歳以上	阪急バス
	松江	市	65歳以上	神姫バス、神姫ゾーンバス
岡山	高梁	市	75歳以上	神姫バス
	福山	市	74歳以上	神姫バス、阪急バス
広島	広島	市	70歳以上	阪急田園バス
	広島	市	70歳以上	阪急バス
福山	福山	市	75歳以上	奈良交通
	福山	市	75歳以上	〃
尾道	尾道	市	74歳以上	三重交通
	尾道	市	73歳以上	〃
徳島	徳島	市	70歳以上	日ノ丸自動車、日本交通
	阿南	市	70歳以上	一畑バス
福岡	福岡	市	70歳以上	備北バス
	福岡	市	70歳以上	北振バス
長崎	長崎	市	70歳以上	広島電鉄、広島交通、広島バス
	長崎	市	70歳以上	芸陽バス、備北交通
熊本	熊本	市	70歳以上	中国ジェイアールバス
	熊本	市	70歳以上	エイチ・ディー西広島
鹿児島	鹿児島	市	70歳以上	中国バス、鞆鉄道、衣笠バスカン
	鹿児島	市	70歳以上	パニー
沖縄	石垣	市	65歳以上	北振バス
	石垣	市	65歳以上	中国バス、鞆鉄道

5. 貸切バス事業

(1) 貸切バスの新たな運賃・料金制度

① 概要

貸切バス事業は平成12年に施行された改正道路運送法の下での規制緩和以降、事業者数や中・小型車を中心とする車両数が増加し、競争が活発化する中、旅行形態の変化などによって貸切バスの需要が減少しており、価格競争激化に伴って収益性低下が進んだ結果、安全管理体制が不十分となったり、運転者の労働条件を悪化させたりする原因となった。

国土交通省では、このような近年のバス事業をめぐる諸状況を踏まえ、今後のバス事業のあり方について検討を行った「バス事業のあり方検討会」の報告書（平成24年3月30日）において、合理的で実効性のある新たな貸切バスの運賃・料金制度案が取りまとめられた。

このため、新たな貸切バスの運賃・料金制度について専門的・実務的な検討を行うため、学識経験者、関係業界等からなるワーキンググループを国土交通省自動車局内に設置し、計7回の検討・審議が行われ、平成26年4月に「貸切バスの新たな運賃・料金制度」が公示され、実施されることとなった。

② 貸切バスの運賃収受の実態

本ワーキンググループで行ったアンケート調査（貸切バス事業者1,361社が回答。平成24年12月）から、従業員数が20人以下、保有車両も20両以下の小規模事業者が大半であり、これらの事業者の平均給与や労働時間のデータから、貸切バス事業を兼業で行っている、または、運転者が嘱託・兼業、といった事業者が多数あると推測され、これら小規模な事業者ほど、運賃・料金を、旅行者等の顧客との相談や過去の実績、市場の動向を参考に設定する傾向にあることが明らかになった。

運賃・料金の決定については、最初に貸切バス事業者側から提示されることが多いものの、貸切バス事業者側の認識としては、その決定には、運送申込者側の意向が強く反映されているものになっている。

また、「バス事業のあり方検討会」において旅行会社に対して行ったアンケート調査（旅行者1,734社が回答。平成23年3月）では、旅行者の4割程度が貸切バス事業者の届出運賃を意識しておらず、8割程度が契約金額の基礎は市場の実勢運賃としている。なお、契約の相手方の選定方法は、乗務員の質としている回答が3割弱ある一方で、3割強は運賃としている。その他、運賃・料金から手数料が差し引かれているという実態がある。

③ 貸切バスの運賃・料金制度の課題

このような従前の運賃・料金制度について、本ワーキンググループにおいて検証を行われ、以下のような課題があると認められた。

- i) 公示運賃・料金の制度趣旨が運送の申込者や利用者には十分理解されておらず、届出運賃・料金が遵守されていないことの一因となっている。
- ii) 公示運賃・料金の基準額が近年の物価動向を反映していないほか、的確な安全コストの反映など原価計算の前提条件が明確でない。
- iii) 公示運賃・料金の上下限の幅の根拠が明確でなく、下限においても安全コストが確保されているかについても不明確である。
- iv) 運賃・料金の制度そのものや適用方法が複雑で分かりにくい。
- v) 地域差や季節性、車両の質といったサービス水準の違いなどが運賃・料金に適切に反映されていない場合がある。

④ 検討の視点

貸切バスの運賃・料金については、その制度、実態ともに様々な課題を抱えており、これらの課題に対しては、「取引実態を含めた制度設計」、「事故防止、法令遵守、サービス改善の促進」、「国民目線・消費者目線の適切な反映」、「関係者間の取引実務円滑化及び貸切バス事業者による創意工夫・需要喚起の促進」、「事後チェックの確保」と5つの視点から検討が行われ、具体的な対策が提示された。

⑤ 新たな運賃・料金の具体的なあり方

貸切バスの運賃・料金に関する規制の枠組みは、運賃については、地方運輸局長等において標準的な

原価に基づいて算出した基準額を中心に、その上下に一定の幅で上限と下限を設定し、公示し、貸切バス事業者が届け出た運賃・料金が当該幅の中の額であれば受理するのみとする一方、上限を上回る額又は下限を下回る額である場合には、変更命令の対象とすべきか否かについて個別に審査を行うことになった。審査の結果、適切であると判断されれば変更命令の対象とはせず、不適切であると判断されれば変更命令を発する、従前の制度の枠組みは維持し、料金については、できるかぎり運賃部分に組み込み、残りについても簡素化するとともに、事業者の創意工夫により貸切バスサービスの付加価値を向上させる取り組みを促す見地から、公示により変更命令審査を要しない範囲を公示する制度は廃止し、貸切バス事業者において自由に設定して届け出ることとすべきとされた。

⑥ 運賃制度の運用

当該枠組みの運用については、以下のように変更することになった。

i) 基準額への安全コストの反映

地方運輸局長等が基準額を算出するにあたっては、法令上義務付けられている安全措置に関する経費はもとより、法令上義務付けられてはいないものの望ましいと考えられる他の安全措置に関する経費を確実に計上して盛り込む。

ii) 新たな上下限の幅の設定

下限については、貸切バス事業においては安全コストには直接結びつかない一般管理費と営業外費用が総費用に占める割合が約10%であることを踏まえ、基準額から10%割り引いた額で設定することとする。上限については、利用者保護の観点から著しく高いとみなす必要がない範囲として、基準額に30%上乘せした額で設定し、上下限の間の幅の運賃を「審査不要運賃」とみなす。

iii) 変更命令審査の対象とその運用方針

下限を下回る運賃については、「安全コスト審査対象運賃」として変更命令の対象とすべきか否かについて審査を行う。この場合の審査は、事業者から原価計算書その他の運賃算出の基礎となる資料を求め、特に安全コストが確実に計上されているか否か等について厳格に行う。

iv) 各種割引の位置付け

身体障害者割引や学校割引などの従前の割引制度については、運賃・料金の標準適用方法に「ただし、審査不要運賃の下限までを限度とする」旨のただし書きを追記して、引き続き維持する。なお、下限を下回る割引運賃について変更命令審査を受けることを前提として、当該貸切バス事業者の適用方法にただし書きを記載しない。

⑦ 時間・キロ併用制運賃への移行

i) 時間・キロ併用制運賃の考え方とその仕組み

従前の複雑でわかりにくいとされる運賃の種類について、原価計算における費用項目を時間費用とキロ費用とに区分してそれぞれの賃率を算出し、時間賃率に拘束時間を乗じて計算された時間制運賃と、キロ賃率に走行キロを乗じて計算されたキロ制運賃とを合算して計算する「時間・キロ併用制運賃」を導入し、運賃の種類をこれに一本化することになった。

ii) 最低運賃及び長距離逓減の扱い

最低運賃については、時間費用の部分については、3時間未満の運行については3時間を拘束時間として計算した運賃を収受すべきである。一方、長距離逓減については、キロ費用が総原価の2割程度であり逓減効果が少ないことを踏まえ、適用しないことになった。

iii) 費用水準に係る地域差の反映

従前の公示運賃・料金は、地方運輸局等の管轄区域を基本とするブロックを設定して公示していたが、新たな運賃についても、同様の考え方に基いてブロックを設定することを基本とする。

⑧ 料金の種類及び適用方法

従前の待機料金、航送料金、回送料金は、時間・キロ併用制運賃の導入により、時間費用が運賃として収受できるため、料金としては廃止し、運賃に包含して収受する。なお、宿泊待機時間については、一定の時間は運賃の算定の対象から除外する。

一方、従前の深夜早朝運行料金及び特殊な設備を有する車両を用いる割増料金や、法令上の義務、運

送申込者の要望、自社の安全管理上の理由等から交替運転者を乗車させる場合の交替運転者配置料金については、料金として収受する。

⑨ 貸切バス事業者と旅行者等の運送申込者との適正な取引の確保

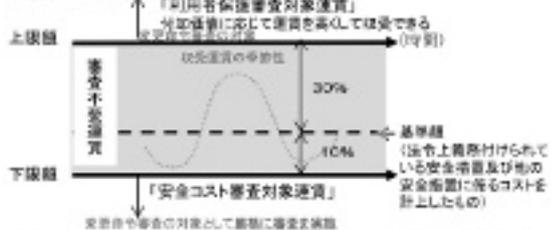
貸切バス事業者と旅行者等の運送申込者との間で健全な取引関係を確立し、新たな運賃・料金制度の確実な遵守を確保するためには、書面取引の徹底を図るとともに、道路運送法に基づく地方運輸局等による監査等の事後チェックを強化されることになった。

24年度WG

平成24年7月に学識経験者、貸切バス事業者、労組、旅行業者等の関係者で構成される「貸切バス運賃・料金制度WG(議長:加藤博和 名古屋大学大学院准教授)」を設置し、合理的で実効性のある貸切バスの運賃・料金制度の構築に向けて検討を進め、以下のとおりとりまとめた。

とりまとめ内容

1. 「審査不要運賃」と「安全コスト審査対象運賃」、「利用者保護審査対象運賃」の枠組みの導入



2. 合理的でわかりやすい「時間・キロ併用制運賃方式」への移行

現行の「時間制運賃」、「キロ制運賃」、「時間・キロ選択制運賃」、「行先別運賃」から、コスト項目を時間コストとキロコストに分類して算定した合理的でわかりやすい制度である。「時間・キロ併用制運賃」に移行・一本化

※料金制度は一部を運賃に包含し、残りを簡素化し、基本的に自由に設定することができることとする。

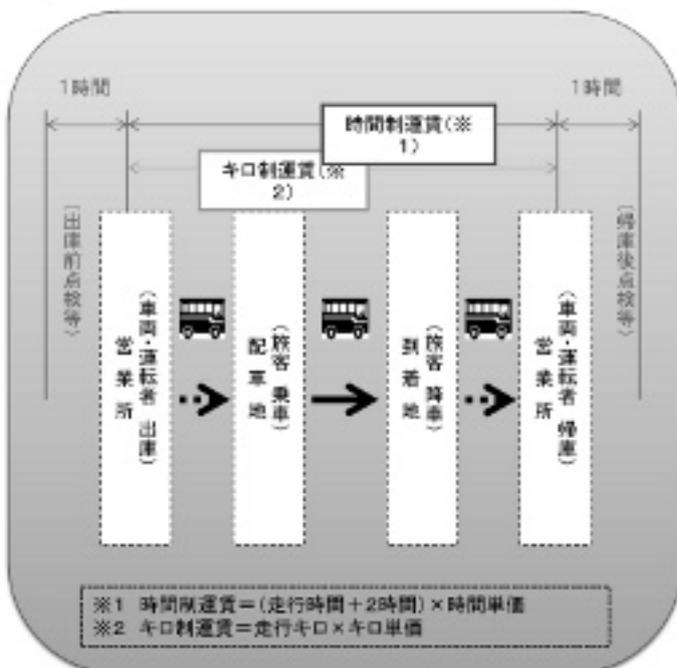
平成25年度中に速やかに新制度へ移行することとし、運次、準備や進捗の状況等を検証

25年度WGのとりまとめ内容

1. 貸切バス事業者の要素別原価の集計結果の検証
貸切バス事業者の中から選定した標準税率事業者(155社)の要素別原価の集計結果を検証し、人件費、車両償却費を見積りした上で、下限割れ運賃を審査する際にチェックする安全コストを算出した。
2. 運賃ブロックの妥当性の検証
運輸局単位としている現行運賃ブロックについて、大都市(東京、愛知、大阪、福岡)の分府の割合について検証した結果、ブロック内の他府県と大都市のキロあたり原価、時間あたり原価の乖離が小さいことから、現行ブロックを維持することとした。
3. 「時間・キロ併用制運賃方式」の基準原価の算出
1.に基づき算定した原価をもとに、2.で検証した運賃ブロックごとの適正なキロあたり原価、時間あたり原価を算出した。(各運輸局において公示運賃として公示する。)
4. 円滑な移行のための環境整備
新たな運賃・料金制度に対する発注者・利用者全般の理解を促すため、「貸切バス運賃・利用ガイドライン」を改訂し、関係業界、全国の自治体・教育委員会等に配布する。
5. 運送申込者による安全期害行為等が疑われる場合の対応
 - ① 貸切バス事業者が無届運賃違反で行政処分を受け、旅行業者の関与が疑われる場合、観光庁に通報して、旅行業法に基づく措置を求める。
 - ② 自治体の入札に基づき、貸切バス事業者が下限割れ運賃で発札・運行したことにより届出運賃違反で行政処分を受けた場合、当該自治体の長に対し、地方自治法に基づき入札制度の改善を求める技術的助言を行う。
 - ③ 道路運送法の改正の機会を捉えて、「荷主報告制度」に準じた制度の導入を検討する。
6. 新制度への移行について
 - ① 新運賃の実施は平成26年4月1日とする。また、現行運賃は道路運送法第8条第6項に基づく審査対象運賃と位置付ける。
 - ② 新運賃を適用する届出書に記載される実施予定日までに、契約した運賃については、旧運賃を適用することの経過措置を設ける。
 - ③ 運賃・料金事前届出違反に対する行政処分を強化する。

時間制運賃における最低保障について

現行の最低運賃3時間に加え、出庫前及び帰庫後の点検等に必要の時間として2時間(出庫前1時間、帰庫後1時間)を加えたものを新たな運賃・料金制度における最低運賃とする。



考え方

現行の最低運賃(3時間)を維持しつつ、出庫前及び帰庫後の点検等の2時間分を全ての運行に加算する。

- <3時間運行の場合>
 $5(\text{時間}) \times (\text{時間単価}) = (\text{時間制運賃})$
- <10時間運行の場合>
 $12(\text{時間}) \times (\text{時間単価}) = (\text{時間制運賃})$

※1 時間制運賃 = (走行時間 + 2時間) × 時間単価
※2 キロ制運賃 = 走行キロ × キロ単価

料金の種類については届出の対象とし、額は各事業者で自由に設定できることとする。
(交替運転者配置料金は額を公示)

特殊車両割増料金



事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図る観点から、新制度においても設定できることとする。

交替運転者配置料金



交替運転者を配置する場合に適用することとし、時間あたり・キロあたりの最高額及び最低額を運賃ブロック毎に公示することとする。
(具体的には、時間あたり運賃単価及びキロあたり運賃単価の人員費相当額を公示。)

深夜早朝運行料金



新たな運賃制度における時間運賃は時間帯による差異を設けていないことから、新制度においては時間運賃の割増分を料金として設定できることとする。

航送料金



フェリー乗船中も時間運賃の対象であり、料金としては設定できないこととする。
※ただし、乗船時間が8時間を超える場合は休憩時間とし、時間運賃の対象としない。

- ガイド料等、現行制度で実費負担となっているものについては、引き続き実費での精算とする。
- 運送引受書に料金や実費の内容を記載する欄を追加することとする。
- 回送料金及び待機料金は運賃で収受することとなるため、廃止することとする。

運送申込者による安全阻害行為等が疑われる場合の対応について

運賃・料金に係る法律違反について再発防止に資する新たな制度の導入

I. 旅行業者に対する措置

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、運送申込書・引受書の写しにより、旅行業者の関与が疑われる場合、地方運輸局より本省を通じて観光庁に通報し、旅行業者等に対する立入検査等旅行業法に基づく対応を求める。

II. 自治体等に対する措置

自治体等が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃に基づく落札を行い、届出運賃違反で行政処分を受けた場合、当該自治体の長に対し当該事業者の違反事実を通報するとともに、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める技術的助言を行う。

(2) 貸切バス事業の収支状況

① 調査対象事業者403社の経常収入は1,464億円、経常費用は1,444億円、経常損益は20億円の黒字、経常収支率は101.4%（前年度101.4%）と経常収支率は前年度と同率であった。

調査対象事業者の403社のうち162社40%の事業者が赤字を計上している。

イ. 平成25年度の実働日車当り営業収入は前年度より増加し、63,847円（24年度67,818円、23年度62,129円）となっている。

ロ. 支出では、人件費の占める割合が43.9%となっており、車両規模別にみると10両までの事業者は42.1%、11両～30両までは42.6%、31両以上は45.8%と車両規模が大きいほど人件費率が高い。

なお、人件費割合は23年度45.3%、24年度45.5%、25年度43.9%となっている。

また、軽油価格高騰により、燃料油脂費の原価に占める割合は、23年度11.6%、24年度11.8%、25年度12.0%と年々増加している。

ハ. 車両規模別の収支率については、10両までは99.3%、11両～30両までは100.3%、31両以上は102.3%となっており、31両以上の事業者の収支が改善している。

② ブロック別の収支状況を見ると、収支率が100%を超えているところは沖縄の108.9%、中部の104.7%、四国の104.0%、関東の102.0%、北海道の101.0%、近畿の100.9%、東北の100.2%の7ブロックであり、最も厳しいところは九州の96.9%となっている。

(注) イ. 調査対象事業者 貸切バス保有車両10両までは130社、11両～30両まで186社、31両以上の事業者87社、合計403社

ロ. 調査対象事業者は前年度と入れ替えがある。輸送実績報告書より集計

(表1) 一般貸切バス事業の経常収支率

平成25年度

(単位: 億円)

	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
計	社 241 (212)	社 162 (157)	社 403 (369)	1,464 (1,834)	1,444 (1,809)	20 (25)	101.4 (101.4)	車両規模別に抽出 車両数 9,644両 (〃 11,483両)
10両まで	社 72 (44)	社 58 (42)	社 130 (86)	101.6 (77.2)	102.3 (77.3)	△0.7 (△0.1)	99.3 (99.9)	車両数 1,020両 (〃 639両)
11～30両まで	社 109 (100)	社 77 (66)	社 186 (166)	467 (421)	466 (416)	1 (5)	100.3 (101.2)	車両数 3,379両 (〃 2,996両)
31両以上	社 60 (68)	社 27 (49)	社 87 (117)	895 (1,336)	875 (1,316)	20 (20)	102.3 (101.5)	車両数 5,245両 (〃 7,848両)

※1. () は前年度

2. 事業者は前年度と入れ替えがある。

3. 端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(参考) 経常収支率の推移

(単位: 億円)

年度	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
25	社 241 (60%)	社 162 (40%)	社 403 (100%)	1,464	1,444	20	101.4	10両まで 130社 11～30両まで 186 31両以上 87
24	社 212 (57%)	社 157 (43%)	社 369 (100%)	1,834	1,809	25	101.4	10両まで 86社 11～30両まで 166 31両以上 117
23	社 180 (44%)	社 226 (56%)	社 406 (100%)	1,455	1,470	△15	99.0	10両まで 133社 11～30両まで 181 31両以上 92

(表2) 平成25年度一般貸切バスブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック	事業者(社)			収入	支出	損益	収支率(24年度) %	
	黒字	赤字	計					
北海道	A	2	2	4	374	349	25	107.2 (-)
	B	9	7	16	4,375	4,541	△ 166	96.3 (102.4)
	C	4	1	5	3,146	2,926	220	107.5 (95.8)
	計	15	10	25	7,895	7,816	79	101.0 (98.4)
東北	A	8	3	11	1,206	1,222	△ 16	98.7 (92.7)
	B	9	10	19	3,716	3,725	△ 9	99.8 (107.8)
	C	7	4	11	7,210	7,166	44	100.6 (103.1)
	計	24	17	41	12,132	12,113	19	100.2 (103.3)
関東	A	12	11	23	1,997	1,988	9	100.5 (105.6)
	B	21	12	33	6,828	6,757	71	101.0 (96.0)
	C	14	4	18	20,940	20,439	502	102.5 (103.2)
	計	47	27	74	29,766	29,184	582	102.0 (101.8)
北陸・信越	A	4	6	10	659	675	△ 15	97.7 (96.6)
	B	11	5	16	4,000	3,749	251	106.7 (104.4)
	C	2	5	7	5,730	5,999	△ 269	95.5 (101.0)
	計	17	16	33	10,389	10,422	△ 33	99.7 (101.8)
中部	A	13	7	20	1,673	1,667	6	100.4 (96.8)
	B	11	11	22	6,113	6,164	△ 51	99.2 (104.6)
	C	10	0	10	17,560	16,367	1,193	107.3 (103.9)
	計	34	18	52	25,346	24,197	1,149	104.7 (103.8)
近畿	A	6	7	13	789	887	△ 98	88.9 (100.1)
	B	19	12	31	11,002	10,855	147	101.4 (102.6)
	C	9	3	12	14,865	14,673	192	101.3 (96.2)
	計	34	22	56	26,656	26,416	240	100.9 (97.9)
中国	A	12	13	25	1,988	1,997	△ 8	99.6 (93.8)
	B	15	10	25	4,866	4,953	△ 87	98.2 (101.4)
	C	2	2	4	4,103	4,116	△ 14	99.7 (101.2)
	計	29	25	54	10,957	11,066	△ 109	99.0 (100.6)
四国	A	4	2	6	373	351	22	106.3 (109.7)
	B	5	3	8	2,447	2,421	26	101.1 (106.2)
	C	3	2	5	3,507	3,314	193	105.8 (96.5)
	計	12	7	19	6,327	6,085	242	104.0 (101.5)
九州	A	11	7	18	1,099	1,094	6	100.5 (100.0)
	B	9	7	16	3,363	3,418	△ 55	98.4 (97.9)
	C	5	6	11	8,790	9,163	△ 374	95.9 (95.3)
	計	25	20	45	13,252	13,675	△ 423	96.9 (96.3)
沖縄	A	-	-	-	-	-	-	- (70.1)
	B	-	-	-	-	-	-	- (132.6)
	C	4	0	4	3,680	3,378	302	108.9 (106.1)
	計	4	0	4	3,680	3,378	302	108.9 (106.8)
合計	A	72	58	130	10,159	10,228	△ 69	99.3 (99.9)
	B	109	77	186	46,710	46,582	129	100.3 (101.2)
	C	60	27	87	89,532	87,542	1,990	102.3 (101.5)
	計	241	162	403	146,401	144,352	2,050	101.4 (101.4)

(注) A…保有車両10両まで、 B…11～30両まで、 C…31両以上
端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(表3) 貸切バスの経常収支率の推移

(単位：億円)

年度	調査対象事業者別	事業者数			収入	支出	損益	収支率
		黒字	赤字	計				
20	保有車両10両まで	65	58	123	90	89	1	101.1%
	11～30両まで	96	93	189	464	472	△8	98.3%
	31両以上	52	40	92	1,082	1,077	5	100.5%
	計	213	191	404	1,636	1,638	△2	99.9%
21	保有車両10両まで	67	65	132	85	86	△2	98.1%
	11～30両まで	108	94	202	440	442	△2	99.6%
	31両以上	52	37	89	983	969	14	101.5%
	計	227	196	423	1,509	1,498	11	100.7%
22	保有車両10両まで	59	66	125	88	90	△1	98.6%
	11～30両まで	87	103	190	432	443	△11	97.5%
	31両以上	49	44	93	999	995	4	100.4%
	計	195	213	408	1,519	1,528	△9	99.4%
23	保有車両10両まで	54	79	133	107	107	△1	99.3%
	11～30両まで	81	100	181	401	413	△13	96.9%
	31両以上	45	47	92	948	949	△2	99.8%
	計	180	226	406	1,455	1,470	△15	99.0%
24	保有車両10両まで	44	42	86	77	77	△0	99.9%
	11～30両まで	100	66	166	421	416	5	101.2%
	31両以上	68	49	117	1,336	1,316	20	101.5%
	計	212	157	369	1,834	1,809	25	101.4%
25	保有車両10両まで	72	58	130	102	102	△1	99.3%
	11～30両まで	109	77	186	467	466	1	100.3%
	31両以上	60	27	87	895	875	20	102.3%
	計	241	162	403	1,464	1,444	20	101.4%

(表4) 一般貸切バス実車走行キロ当り収入・原価の推移

(単位：円銭)

収支別	20年度				21年度				22年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	365.19	355.76	360.81	359.60	360.50	343.78	357.40	353.49	352.45	338.20	359.52	352.78	
原価	361.28	362.06	359.00	360.00	367.49	345.31	352.22	350.99	357.37	346.82	358.21	354.78	
内訳	人件費	150.28	159.73	162.27	160.89	158.08	159.96	164.41	162.72	154.30	154.64	169.25	164.04
	諸経費	211.00	202.33	196.73	199.11	209.41	185.35	187.81	188.27	203.07	192.18	188.96	190.74

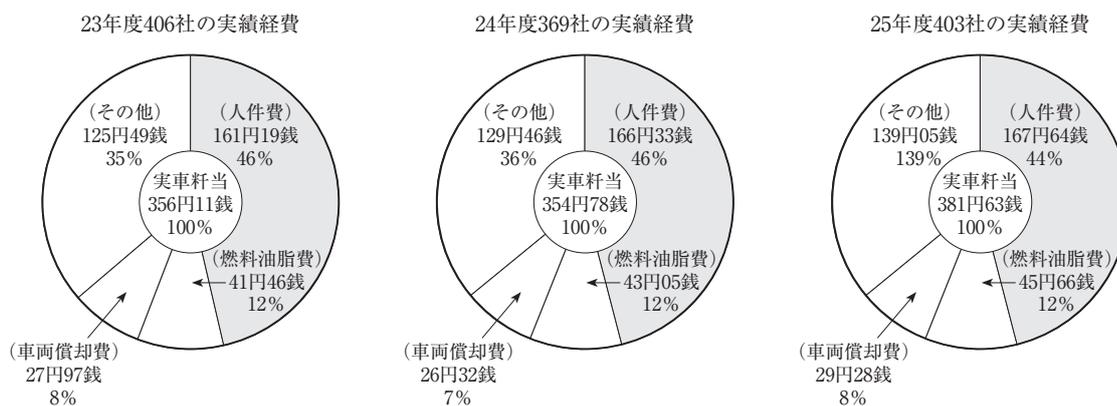
収支別	23年度				24年度				25年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	370.26	341.11	355.50	352.43	386.63	348.22	376.76	370.20	374.03	395.08	384.50	387.05	
原価	372.90	351.97	356.12	356.11	386.91	344.07	371.12	365.16	376.58	393.99	375.95	381.63	
内訳	人件費	160.27	155.86	163.86	161.19	166.04	147.67	172.70	166.33	158.52	160.47	172.34	167.64
	諸経費	212.63	196.62	194.92	194.92	220.87	196.40	198.42	198.83	218.06	233.52	203.61	213.99

(表5) 貸切バス実車走行キロ当り経費構成比率の推移

(単位：円銭)

年 度	事業者数	人件費	燃料油脂費	減価償却費	諸経費	合計	対前年度 (%)
13	364	208.83 (53.7%)	28.00 (7.2%)	- -	152.18 (39.1%)	389.01 (100.0%)	-4.8%
14	398	200.19 (53.8%)	28.10 (7.6%)	- -	143.72 (38.6%)	372.01 (100.0%)	-4.4%
15	433	186.11 (51.8%)	27.66 (7.6%)	- -	145.63 (40.5%)	359.39 (100.0%)	-3.4%
16	453	180.12 (49.9%)	30.42 (8.4%)	- -	150.76 (41.7%)	361.29 (100.0%)	0.5%
17	421	176.12 (49.1%)	35.12 (9.8%)	- -	147.09 (41.0%)	358.42 (100.0%)	-0.8%
18	423	173.28 (47.4%)	39.39 (10.8%)	- -	152.62 (41.8%)	365.29 (100.0%)	1.9%
19	418	165.23 (45.9%)	40.21 (11.2%)	- -	155.14 (43.1%)	360.59 (100.2%)	-1.3%
20	404	160.89 (45.8%)	43.75 (12.5%)	- -	155.36 (44.3%)	360.00 (102.6%)	-0.2%
21	423	162.72 (46.4%)	33.02 (9.4%)	27.88 (7.9%)	127.37 (36.3%)	350.99 (100.0%)	-2.5%
22	408	164.04 (46.2%)	36.76 (10.4%)	27.57 (7.8%)	126.41 (35.6%)	354.78 (100.0%)	1.1%
23	406	161.19 (45.3%)	41.46 (11.6%)	27.97 (7.9%)	125.49 (35.2%)	356.11 (100.0%)	0.4%
24	369	166.33 (45.5%)	43.05 (11.8%)	26.32 (7.2%)	129.46 (35.5%)	365.16 (100.0%)	2.5%
25	403	167.64 (43.9%)	45.66 (12.0%)	29.28 (7.7%)	139.05 (36.4%)	381.63 (100.0%)	4.5%

(図1)



(表6) 平成25年度貸切バス原単位の比較

項 目	単位	北海道	東 北	関 東	北陸・信越	中 部	近 畿	中 国
実働日車キロ	キロ	155.9	138.8	157.1	186.4	180.0	182.4	183.1
実働日車当り 総走行キロ	キロ	200.2	199.4	210.3	240.1	225.5	228.6	227.5
実働率	%	62.2	55.6	60.6	56.5	66.8	58.5	50.6
実働日車当り 営業収入	円	53,239	58,848	65,562	65,330	62,883	70,971	64,028
実働日車当り 人件費※	円	25,304	25,664	28,407	27,575	28,106	32,125	29,270
実働日車当り 経費(経常費用)	円	53,954	60,238	65,313	66,240	60,986	73,916	67,435
経費に占める 人件費の割合※	%	46.9	42.6	43.5	41.6	46.1	43.5	43.4
経費に占める 燃料費の割合	%	13.6	12.1	11.2	13.7	11.6	11.6	12.5

項 目	単位	四 国	九 州	沖 縄	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	215.2	171.2	98.5	169.1	162.5	163.6	172.9
実働日車当り 総走行キロ	キロ	268.3	224.2	134.0	218.7	214.9	210.9	223.4
実働率	%	53.6	54.5	63.0	58.9	44.4	54.9	63.9
実働日車当り 営業収入	円	75,006	60,580	51,492	63,847	57,418	62,432	65,404
実働日車当り 人件費※	円	23,088	29,089	27,687	28,352	25,767	26,246	29,803
実働日車当り 経費(経常費用)	円	73,761	63,514	48,012	64,543	61,213	64,440	65,012
経費に占める 人件費の割合※	%	31.3	45.8	57.7	43.9	42.1	40.7	45.8
経費に占める 燃料費の割合	%	8.5	13.6	11.9	12.0	12.9	12.0	11.9

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費
2) 輸送実績報告書より集計

(表7) 貸切バス原単位の推移

項 目	単位	合 計	平成25年度			平成24年度			
			10両まで	30両まで	31両以上	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	169.1	162.5	163.6	172.9	187.3	159.2	190.0	188.2
実働日車当り 総走行キロ	キロ	218.7	214.9	210.9	223.4	236.0	201.2	239.8	237.0
実働率	%	58.9	44.4	54.9	63.9	62.4%	51.6%	58.3%	64.8%
実働日車当り 営業収入	円	63,847	57,418	62,432	65,404	67,818	60,583	64,614	69,381
実働日車当り 人件費※	円	28,352	25,767	26,246	29,803	31,150	26,436	28,058	32,508
実働日車当り 経費(経常費用)	円	64,543	61,213	64,440	65,012	68,387	61,601	65,376	69,856
経費に占める 人件費の割合※	%	43.9	42.1	40.7	45.8	45.5%	42.9%	42.9%	46.5%
経費に占める 燃料費の割合	%	12.0	12.9	12.0	11.9	11.8%	12.3%	12.4%	11.6%

平成23年度

項 目	単位	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	179.8	166.0	173.7	184.3
実働日車当り 総走行キロ	キロ	228.1	212.2	220.7	233.4
実働率	%	57.0	45.1	53.0	61.1
実働日車当り 営業収入	円	62,129	59,907	57,925	64,361
実働日車当り 人件費※	円	28,981	26,612	26,986	30,197
実働日車当り 経費(経常費用)	円	64,027	61,919	61,140	65,629
経費に占める 人件費の割合※	%	45.3	43.0	44.1	46.0
経費に占める 燃料費の割合	%	11.6	12.7	12.1	11.3

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費

2) 輸送実績報告書より集計

(3) 貸切バス事業者の安全性評価認定制度

平成23年度よりスタートした貸切バス事業者安全性評価認定制度については、現在、全国619事業者（日本バス協会会員の28.6%）、17,515両（会員保有車両数の51.0%）（3月2日現在）の認定がされている。また、平成27年度より、貸切バス事業者安全性評価認定制度の最高位の評価である、3つ星の事業者が誕生することになる。

この度の訪日外国人旅行者の臨時営業区域においても、認定事業者が条件となっており、認定事業者にインセンティブ与えられ、社会的イメージアップも向上している。この制度を更に多くの貸切バス事業者が認定を受け、活用されるとともに、利用者・旅行会社が安全性の高い事業者を選択できるよう、今後につきましても更なる安全性向上に努めるとともに、国からの支援をはじめ、バス業界として関係業界団体への周知徹底、PR等をより積極的に行っている。

○貸切バス事業者安全性評価認定事業者 平成27年3月2日現在

	事業者数 社	車両数 両
平成25年度認定事業者	312 (内二ツ星184)	9,364 (内二ツ星6,441)
平成26年度認定事業者	307 (内二ツ星136)	8,151 (内二ツ星3,857)
認定・申請事業者 合計	※ 619 (内二ツ星320)	※ 17,515 (内二ツ星10,298)
会員（非会員除く）に対する 認定事業者の割合	28.6%	51.0%
全事業者数（非会員含む）に対する 認定事業者の割合	13.6%	36.4%

※非会員 平成25年度 7社88両、平成26年度 8社108両含む

○業界全体

	事業者数 社、%	車両数 両、%
貸切バス事業者	4,536 (100.0)	48,135 (100.0)
うち会員	2,165 (47.7)	34,325 (71.3)
うち非会員	2,371 (52.3)	13,810 (28.7)

※貸切バス事業者は平成25年3月現在（国土交通省調べ）
うち会員は平成26年8月現在（日本バス協会調べ）

※貸切バス事業者安全性評価認定制度とは

貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施している。

Ⅲ. 安全輸送の取組み

1. 安全輸送体制の確立

(1) 運輸安全マネジメントの推進

運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。また、「安全管理規程の作成及び届出」、「安全統括管理者の選任及び届出」が一定規模（バス事業にあっては保有台数200台以上）の事業者に義務付けられ、その後平成25年10月からは、これに加え全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者に義務付け対象が拡大された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 全事業者に対するもの

ア. P（計画の作成）・D（計画の実施）・C（効果等の評価）・A（計画の改善）を導入し、さらに継続的に繰り返すことによって、輸送のレベルアップを図る。

イ. 安全確保の責務

ウ. 安全情報の公表

② 保有車両数200台以上のバス事業者及び全ての貸切バス事業者並びに貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者（以下「規程等義務付け事業者」という。）に対するもの

上記①の各項目に加え、次の項目を実施することが義務づけられた。

ア. 安全管理規程の作成、届出

安全に関する取組みの基本方針、組織体制、情報伝達の方法、内部監査の方法等を記載。

イ. 安全統括管理者の選任、届出

安全管理体制に必要な事項の経営トップへの報告及び事業者内部への徹底。

また、国土交通省によるマネジメント評価を受けることとなっている。

なお、マネジメント評価については、国土交通省による評価のほかに、当面の措置として、国が認定した第三者機関による評価も認められている。

日本バス協会は、会員事業者において円滑な取り組みができるよう、安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう（※1）」の作成・配付や国等が開催するシンポジウム等の周知に努めている。

（※1）日本バス協会では、平成25年10月から運輸安全マネジメント制度の義務付け対象が拡大されたことを踏まえ、平成26年度事業として、平成22年に作成・配付した運輸安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」の改訂版（第2版）を作成・配付した。



(2) バス事業における総合安全プラン2009

交通安全対策について、国は、現在「第9次交通安全基本計画（平成23年～27年）」に基づき、平成27年までに交通事故死者数を3,000人以下とする目標を掲げ、官民一体となった取組みをしている。交通事故死者数については、平成20年には5,155人となり、「第8次交通安全基本計画」の目標を2年前倒して達成した。また、平成15年からの10年間で交通事故死者数を5,000人以下にするという政府目標についても、平成21年に4,914人となり実現された。

一方、自動車運送事業においては、自家用自動車と比べ、事故件数、死者数ともに減少の歩みが遅いのが現状である。

このような状況を踏まえ、平成21年3月、国土交通省に設置されている「自動車運送事業に係わる安全対策検討委員会」において、今後の10年間を見据えた「事業用自動車総合安全プラン2009」について提言がなされた。

日本バス協会は、本提言を踏まえ、平成21年6月に「バス事業における総合安全プラン2009」を策定し、10年後における事故削減目標を設定して、取組みを進めることとした。

1. 平成30年における交通事故死者数をゼロとする。
2. 平成30年における人身事故件数を1,800件以下とする。
(※平成25年におけるバス事業に係る交通事故死者数は17人、人身事故件数は2,164件)
3. ただちに飲酒運転をゼロとする。

(3) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策

(北陸自動車道小矢部川サービスエリアにおける高速乗合バスの事故を受けての安全対策)

平成26年3月3日に発生した北陸自動車道における高速乗合バス事故の原因については、衝突前にバス運転者が意識を失っていた可能性もあるとみられており、平成26年4月、国土交通省の「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」の要請を受け、この要請内容を各バス事業者に周知し、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うよう要請するとともに、ソフト・ハード両面について、

○ ソフト面の安全対策

1. 各都道府県バス協会に対し、脳疾患、心臓疾患、SASなどバスの運転に支障を及ぼすおそれのある主要疾病に対する各バス事業者による検査の実施を促進するため、検査費用の助成拡充を要請
2. 国土交通省作成の健康管理マニュアルの分かり易い要約版を作成し、各バス事業者に対し活用を要請
3. 衝突被害軽減ブレーキ装置付き車両である旨をバスの車体に表示するなど、バス利用者に対する安全情報の発信を進めるよう、各バス事業者に要請
4. 高速道路等の走行に関し、乗客に対するシートベルト着用案内を再徹底するよう、各バス事業者に要請するとともに、国土交通省と、運転者の体調急変時などの対応方を引き続き検討
5. 貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査において、積極的な健康管理を行っている事業者に対し加点することを検討

○ ハード面の安全対策

1. 衝突被害軽減ブレーキ装着車両への代替を促すため、当該装着車両を運輸事業振興助成交付金の補助対象に加えるとともに、そのための予算を増額補正
2. 既存車に後付ができる衝突被害の軽減に資するための装置の開発を、国及び一般社団法人日本自動車工業会に引き続き要請

に取り組むこととした。

また、平成26年3月25日、4月11日、5月8日に「安全輸送委員会安全確保対策WG」を開催し、高速道路を運行するバスの安全対策について検討を行い、検討結果について会員事業者に取り組みを要請した。

2. 大規模災害への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、バス事業者にも津波による車両の流出や社屋等の損壊、道路の崩壊等による運行の停止など深刻な被害をもたらした。

日本バス協会では、この教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、平成24年5月に安全輸送委員会安全確保対策WGに「大規模災害対策特別小委員会」を設置し、検討を重ね、平成25年5月に「大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）」及び「大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）」（以下、「マニュアル等」という。）を取りまとめた。

このマニュアル等は、大規模災害発生時に、バス事業者が乗客や従業員の安全を確保するとともに、バス事業の社会的使命を果たすために必要な初動対応の基本事項及びそのために必要な事前の備えを定め、各事業者が災害対応マニュアルを作成する際の指針とするものである。

《構成》

- (1) 大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）
 - ① マニュアルの目的
 - ② 災害の基礎知識
 - ③ 初動対応の基本方針
 - ④ 事前の備え
 - ⑤ 災害への対応
- (2) 大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）
 - ① はじめに
 - ② 平時の備え
 - ③ 災害時の対応
 - ④ その他

3. 飲酒運転防止対策の推進

(1) 飲酒運転防止対策の推進

平成14年7月、中央自動車道においてバス運転者が飲酒運転し接触事故を起こしたのに続き、同年8月には神戸市で路線バス運転者が酒気帯び運転をし、停留所付近で斜横断中の歩行者と接触して死亡させるという事故を引き起こした。

いずれも、安全輸送が事業運営の根幹であるバス事業においては、決してあってはならない事故であり、同年9月の国土交通省通達を受け、ただちに日本バス協会に「飲酒運転防止対策会議」と、作業部会の「飲酒運転防止対策WG」を設置し、平成14年10月、「飲酒運転防止対策マニュアル」を策定し、同年11月には「飲酒運転防止対策事例集」を編纂して全会員事業者に配付、平成15年2月には、「マニュアル」で定めた厳正な点呼に活用するため、アルコール検知器を全国の会員へ緊急配付した。

平成18年1月には、飲酒運転防止対策をより効果的なものにするため、これまでのマニュアル等を整理・統合して新たに「飲酒運転防止対策マニュアル」として改定し、全国の会員事業者に周知徹底を図った。

さらに、平成22年4月に国土交通省令等が改正されたことによる、平成23年5月からの点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等に対応するため、平成23年4月に「飲酒運転防止対策マニュアル」を再度改定した。

また、飲酒運転防止対策については、現在は「安全輸送委員会」及び「安全輸送委員会安全確保対策WG」により進められ、全国の会員事業者において万全の対策がとられるよう、毎年、秋の全国交通安全運動に併せて「飲酒運転防止週間」を設定するなど、業界をあげて取り組んでいる。

(2) アルコール検知器の使用義務化

国土交通省は、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の乗務員の飲酒運転を根絶するため、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等の省令改正を行い、平成23年5月に施行した。

日本バス協会では、これに先立ち、平成15年からアルコール検知器の導入・活用を図っている。

省令改正の概要は、次のとおりである。

① 公布（平成22年4月28日）と同時に施行の事項

ア. 酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならない。（明確化）

イ. 運行管理者の補助者となることができる要件として、「運行管理者資格証の交付を受けている者」を追加。（従来の通達から省令へ）

ウ. 上記イの補助者が、運行管理者の指示を受けずに、又は指示に反して不適切な業務を行った場合には、その業務に該当する運行管理者資格証の返納が命ぜられる。

② 平成23年5月1日から施行の事項

ア. 営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持すること。このため、アルコール検知器の故障の有無を日常的に確認すること。

イ. 点呼時には、酒気帯びの有無について、目視等で確認するほか、必ずアルコール検知器を用いて確認すること。

また、遠隔地等のため電話点呼を行う場合であっても、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させること。

ウ. 点呼簿に、アルコール検知器使用の有無及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存すること。

なお、電話点呼を行った場合においては、具体的な検知結果の確認方法についても記録すること。

4. 車内事故防止対策

バス事故件数の約3割を車内事故が占めており、さらに車内事故による負傷者の約半数は65歳以上の女性であること等から、車内事故の減少に努めるため、平成26年度においても「バス車内事故防止キャンペーン」を7月に設定し、バス利用者に対する啓発活動等に努めている。以下は、本運動の概要である。

① 実施期間 平成26年7月1日～7月31日（1ヶ月間）

② 重点項目

ア. 一般乗合バス（高速バスを除く。以下「一般乗合バス」という。）

（ア）ゆとり乗降（バスが停車してから離席する。）の啓発。

（イ）ゆとり運転（乗客が着席してから発車する。車間距離を確保する。）の励行。

イ. 貸切、高速、リムジン（空港連絡）バス等（以下「貸切、高速バス等」という。）

（ア）乗客へのシートベルト着用の徹底。

③ 実施事項

ア. 利用者への啓発活動

（ア）一般乗合バス車内における実施事項

a. ポスターを掲示する。（※2）

b. 車内アナウンスを活用する。

（イ）その他の実施事項

a. バスが乗り入れている病院等、高齢者のバス利用が多い施設等にポスターの掲示を依頼する。

b. 日本バス協会及び地方バス協会の一般乗合バス会員事業者のホームページに車内事故防止キャンペーン中である旨を掲載する。

c. 地方バス協会は、各都道府県内の旅行業界等に対して協力を依頼する。

イ. 一般ドライバー等への協力要請

一般ドライバー団体・トラック業界・タクシー業界等の広報誌等へ車内事故防止の協力方掲載を依頼する。

ウ. その他会員事業者・運転者の実施事項

(ア) 一般乗合バス事業者について

- a. 車内事故防止削減目標を定める。
- b. 勉強会等を開催する等、本キャンペーンの趣旨を周知徹底する。
- c. 乗客が席に着くまでは絶対に発車しない「ゆとり運転」を励行する。
- d. 運行ダイヤを点検し、必要に応じて見直しをする等ゆとりある乗降を可能とする「ゆとりダイヤ」を確保する。

(イ) 貸切、高速バス等事業者について

- a. シートベルト着用について、乗客にはどのような案内が効果的か等の勉強会を開催する。

(※2) 車内掲出用ポスター



5. 改正道路交通法への対応

後部座席のシートベルト着用について、次のとおり周知徹底を図った。

《実施事項》

- ① 出発時や高速道路進入時等の機会をとらえ、適宜、車内アナウンスにより、シートベルト着用を促す。
- ② 車内の乗客から見易い位置（例えば、団体名札差しの裏面等）にステッカーを貼付する等して、シートベルト着用を促す。（なお、ステッカーの貼付に替えて他の方法で視覚に訴えることも可である。）
- ③ 運行前の点検時には、乗客がスムーズに着用できるよう、シートベルト装備状況の点検を行う。
- ④ ガイド（団体の幹事等も含む）等が、業務を遂行するため、通路等に立ち、または通路等を移動するために席を離れる際は、乗客の理解を求め所要時間の短縮を図る等して、可能な限りシートベルト着用状態を確保できるよう努める。

6. バスジャック・テロ対策

(1) バスジャック対策の推進

平成12年5月、佐賀駅発西鉄天神バスセンター行きの西日本鉄道(株)の高速バスが、九州自動車道を走行中、刃物を持った少年に乗り取られ、乗客21名のうち1名が死亡、3名が重傷を負うという過去に例を見ない悲惨なバスジャック事件が発生した。

日本バス協会は、本事件を機に、ただちに同種事件発生時の適切な対応を検討するため、運輸省（現：国土交通省）の参画も得てバスジャック対策検討会議を設置した。また、本検討会の下に、作業部会として「統一マニュアル策定ワーキンググループ」及び「緊急連絡手段整備ワーキンググループ」を設置し、集中的に

検討を行って、「バスジャック統一对応マニュアル」を策定した。

平成20年7月に東名高速道路を運行中の高速バスがバスジャックされるという事件が発生したことから、緊急に、安全輸送委員会に「バスジャック・テロ対策ワーキンググループ会議」を設置し、「マニュアル」の点検をはじめ、対策について検討を行った結果、平成20年12月2日に「バスジャック統一对応マニュアル」等を改定した。

なお、国土交通省からの通達「バスジャック対策の推進について」を受け、下記事項について会員事業者へ周知徹底を図っている。

- ア. バスジャック対策マニュアルを策定していないバス事業者にあつては、早急にこれを作成し、これを作成しているバス事業者にあつても、今回の「バスジャック統一对応マニュアル」の改定を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
 - イ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関と連携し、定期的にバスジャック訓練を実施すること。
 - ウ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関との夜間・休日を含む緊急連絡体制を整備すること。
 - エ. バスジャックの早期解決及び未然防止を図るための緊急連絡装置等の機器の整備に努めること。
 - オ. その他、早期に実施する事項
 - (ア) 緊急連絡手段（非常用防犯灯スイッチ）に係る点検
 - (イ) 一般国民への協力依頼
- 自社が装備している緊急連絡手段（警察への通報等を求めるための非常用防犯灯等）について、ホームページに掲載するとともにバスターミナルや主要乗降所等に掲示するなど、広く国民に協力を求めるための周知を行う。

(2) テロ対策の徹底

日本バス協会では、「バスジャック統一对応マニュアル」を策定し、これを基に、ゴールデンウィークや夏季休暇等の人出が多数予想される時期を前にテロ対策の徹底を図っている。

国民の皆様へのお願い

(ホームページやバスターミナル・主要乗降所等での掲載・掲示例)

走行中のバスに「SOS」や「緊急事態発生」等が表示されていたり、あるいは見慣れない青いランプ（防犯灯）が点滅していたら、そのバスの車内ではバスジャックのような異常事態が発生しているかもしれません。

そのようなバスを見かけましたら、110番への通報をお願いします。

《非常用防犯灯の一例》

◎ 文字による表示の例
(側面・前面も表示するものもある。)



◎ 防犯灯点滅による表示の例



なお、平成26年度には、バスに搭載の非常用防犯灯（車両後面に装備する青色灯火）等について、何を示す灯火かが不明瞭な場合には、表示（※3）を行うよう取り組むこととした。

(※3) 表示例



7. 平成24・25年の交通事故

(1) 全国の交通事故の現状

現代社会において、自動車は必要不可欠なものになっており、平成25年12月末のわが国の自動車保有車両数は、約8,000万台、運転免許証保有者数は約8,200万人となっている。

このような自動車保有台数、運転免許保有者数の増加や高速道路の整備に伴う高速化により、交通事故や環境への影響が大きな社会問題となっている。

平成25年中の交通事故による死者数は4,373人で、13年連続の減少となり、交通事故件数及び負傷者数も9年連続で減少した。しかしながら、交通事故死者数の前年比減少率はわずかにとどまり、高齢者の死者数が平成13年以来12年ぶりに増加するなど、交通情勢は厳しい状況にある。(図1参照)

警察庁による平成25年中の死亡事故に関する分析の概要は次のとおりである。

① 高齢死者数が12年振りに増加、高齢者が占める割合過去最高

交通事故死者数を年齢別にみると、高齢者(65歳以上)が2,303人(構成率52.7%)と最も多く、次いで50歳代が420人(同9.6%)、40歳代が395人(同9.0%)の順に多い。

また、過去10年間の推移をみると、若者(平成15年の0.36倍)及び25~29歳(同0.31倍)などに比較して、高齢者(同0.73倍)は、減少率が少ないことから、全体に占める高齢者の割合は年々増加し、他の年齢層と比べて厳しい情勢にある。

② 歩行中死者が6年連続最多

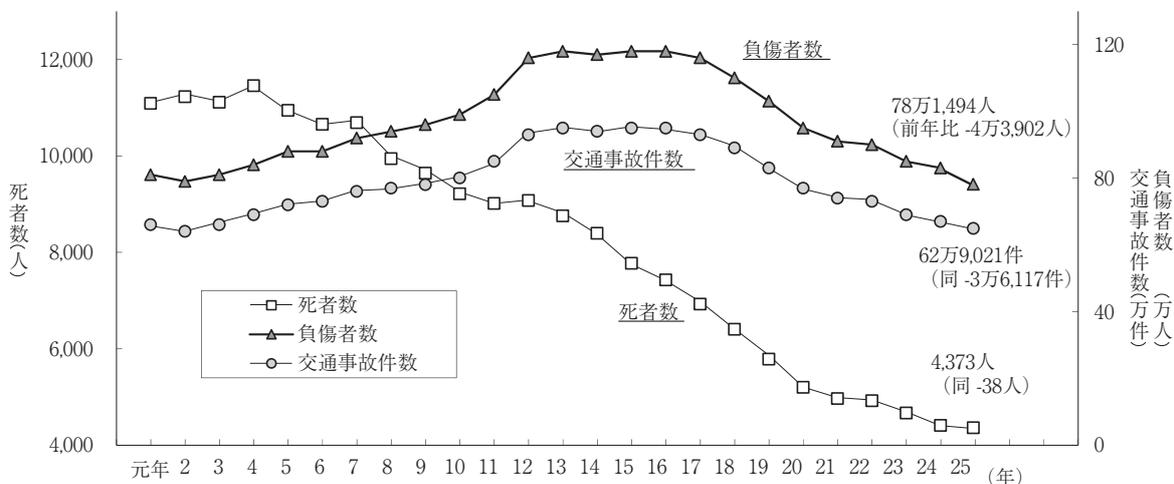
交通事故死者数を状態別にみると、歩行中(1,584人 構成率36.2%)が最も多く、次いで自動車乗車中(1,415人 同32.4%)となっており、両者で全体の3分の2以上を占めている。

③ シートベルト非着用死者が増加

自動車乗車中の致死率(死傷者に占める死者の割合)をシートベルト(チャイルドシートを含む)着用有無別にみると、平成25年の着用者の致死率は非着用者の約15分の1であり、このことからシートベルトの着用が交通事故の被害軽減に寄与していることが認められる。

また、非着用死者の構成率を座席位置別にみると、後部座席は72.6%と他の座席に比べ高くなっている。

(図1) 交通事故の推移



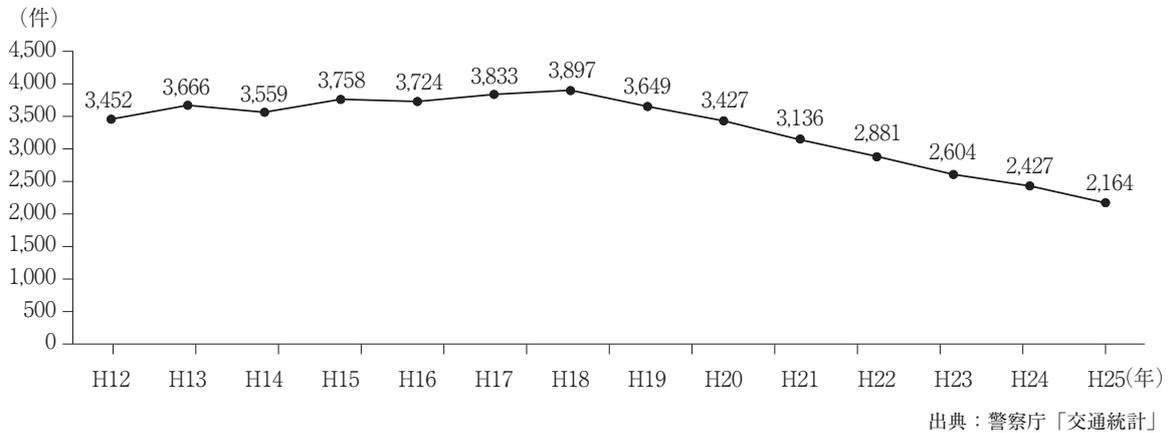
(注) 交通事故件数及び死傷者数は警察庁資料により作成。ただし人身事故のみ。

(2) バス（事業用）に係る交通事故情報

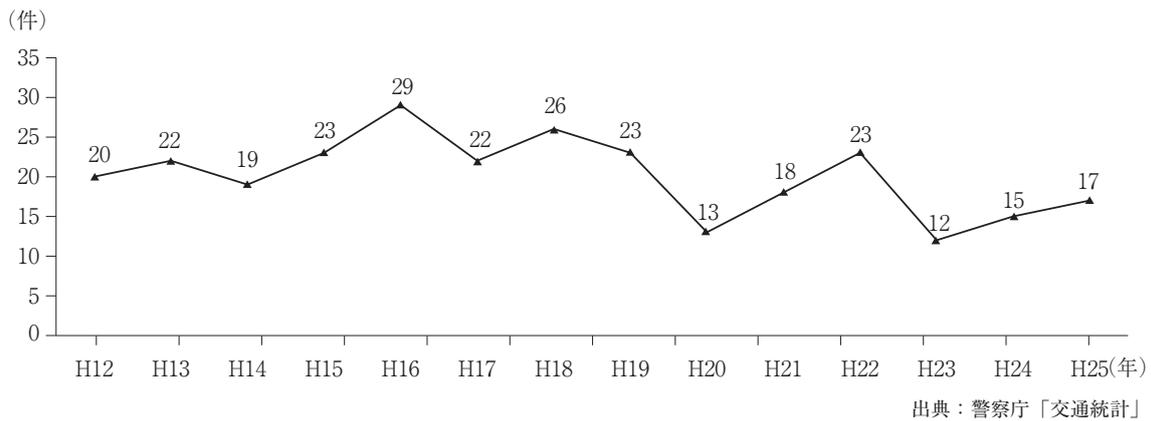
① バスの事故件数・死亡事故件数の推移

平成25年のバスの事故件数は2,164件（対前年比-263件）で、7年連続で減少した。死亡事故件数は15件（同+3件）で、増減が見られるものの、2年連続で増加している。（図1、図2、図3参照）

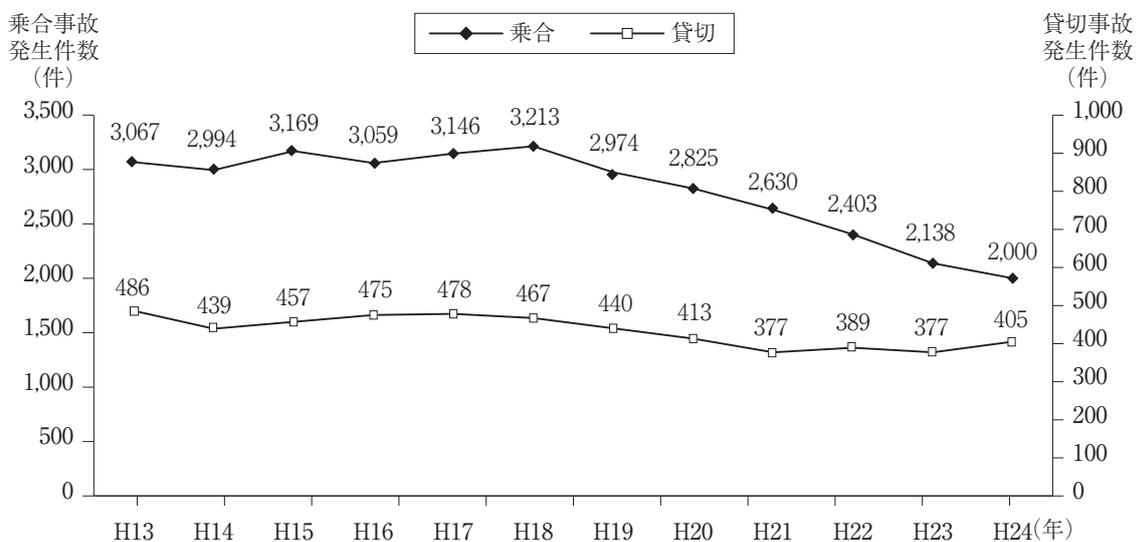
（図1）バスの事故件数の推移



（図2）バスの死亡事故件数の推移



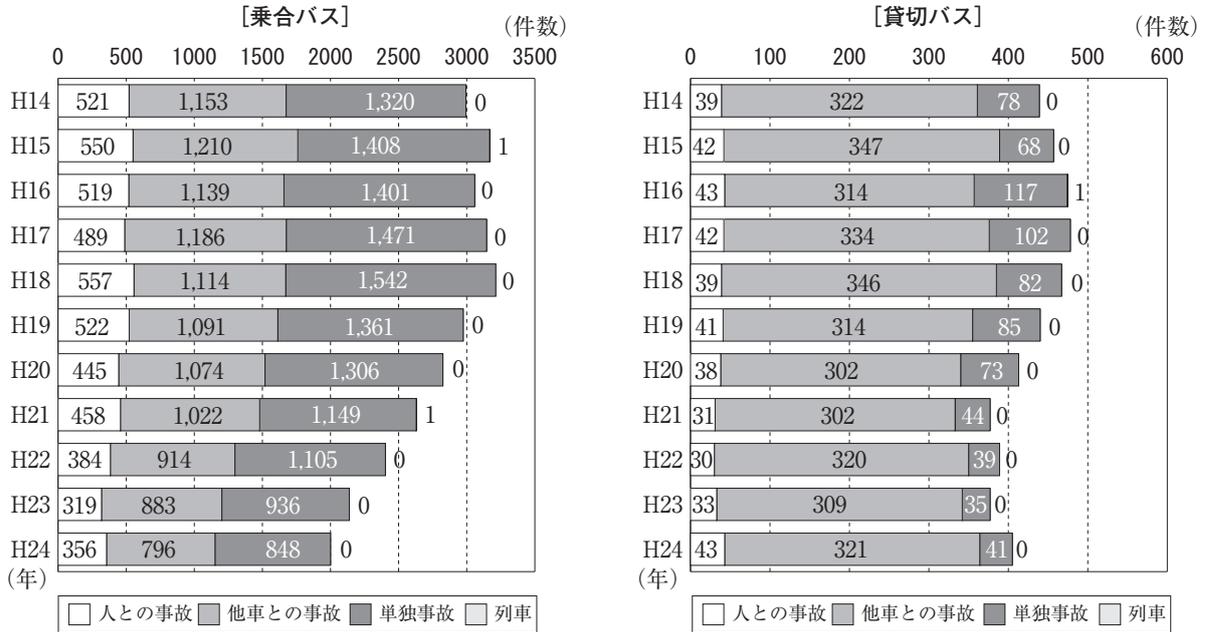
（図3）乗合、貸切バスの事故件数の推移



② バスの事故類型別事故件数

乗合バスは単独事故が最も多く、次いで他車との事故が多い。また、貸切バスは他車との事故が圧倒的に多い。(図4参照)

(図4) バス事故の類型別事故件数

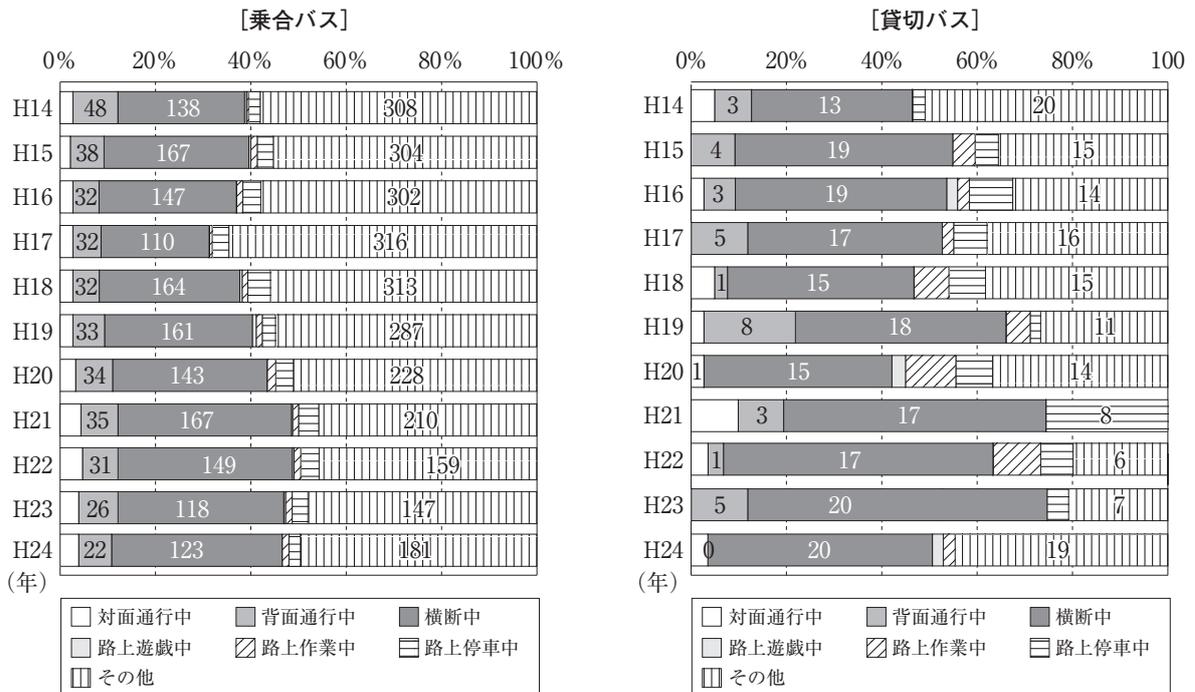


出典：(財)交通事故総合分析センター

③ バスの事故類型別事故件数の内訳 (人との事故)

人との事故は、乗合バス・貸切バスともに歩行者横断中の件数が多い。(図5参照)

(図5) バス事故の類型別事故件数 (人との事故)

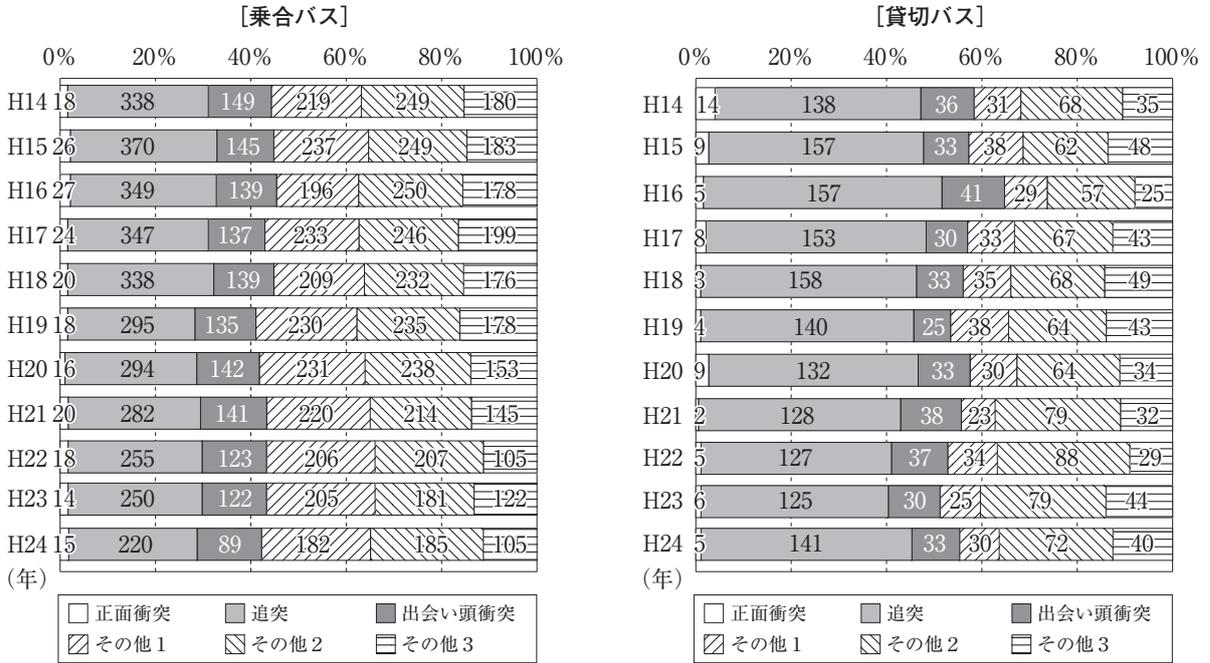


出典：(財)交通事故総合分析センター

④ バスの事故類型別事故件数の内訳（他車との事故）

他車との事故は、乗合バス・貸切バスともに追突が最も多く、特に貸切バスではその割合が高い。（図6参照）

（図6）バス事故の類型別事故件数の内訳（他車との事故）

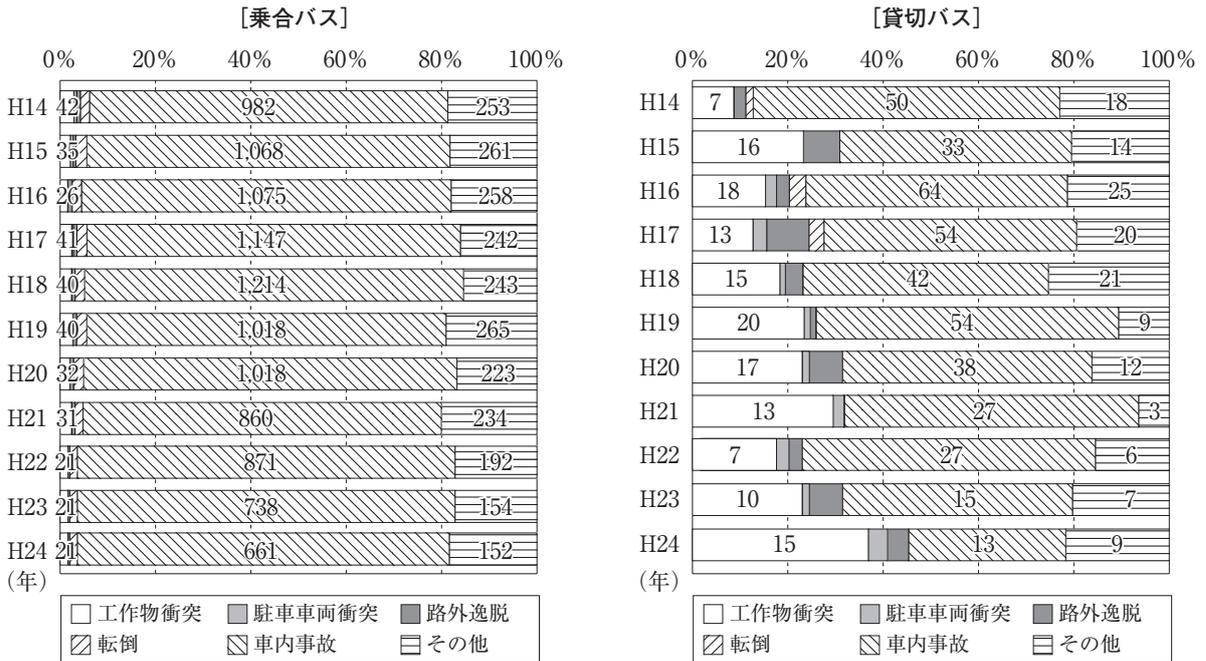


出典：（財）交通事故総合分析センター

⑤ バスの事故類型別事故件数の内訳（単独事故）

単独事故件数は、貸切バスに比べ乗合バスの件数が圧倒的に多い。また、近年減少傾向にあるものの、車内事故の占める割合が乗合バスで特に高い。（図7参照）

（図7）バス事故の類型別事故件数の内訳（単独事故）



出典：（財）交通事故総合分析センター

(3) 事業用自動車の事故

① 事業用自動車の事故発生状況

平成24年中に発生した事業用自動車による重大事故は、国土交通省の調査結果によると3,050件で、死傷者等は次のとおりである。

ア. 全 件 数	3,050件	対前年比 -213件
(うち、乗務員に起因するもの)	1,924件	〃 - 57件
イ. 事故による死者数	833人	〃 - 65人
〃 重傷者数	1,658人	〃 - 118人
〃 軽傷者数	2,103人	〃 + 20人

(注) 国土交通省資料により作成

② 業態別事故発生状況

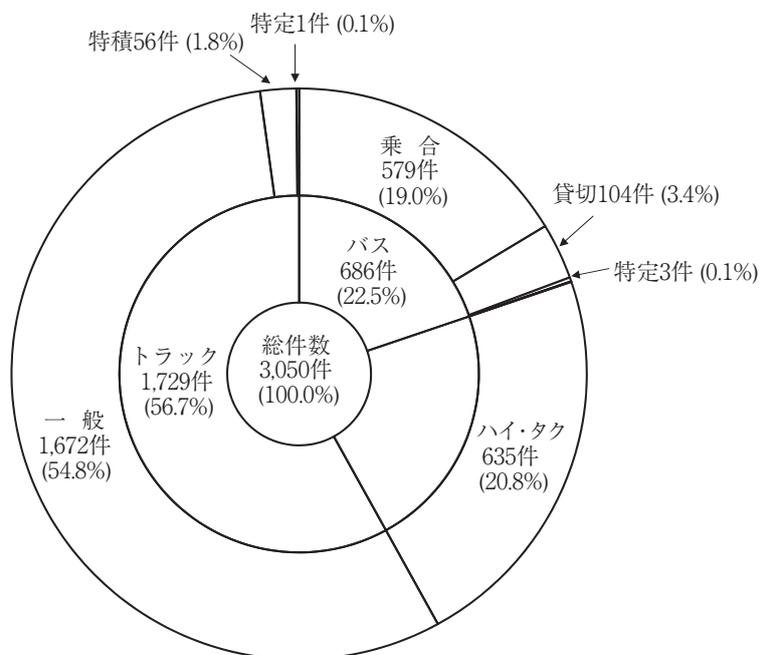
事業用自動車による重大事故3,050件の内、バスは686件、ハイ・タクは635件、トラックは1,729件であった。(表1、図8参照)

(表1) 業態別の重大事故発生状況 (平成24年)

項 目	業 態	バ ス	ハイ・タク	トラック	合 計
重 大 事 故 件 数 (件)		686	635	1,729	3,050
死 傷 状 況	死 者 数 (人)	51	84	698	833
	重 傷 者 数 (人)	392	484	782	1,658
	軽 傷 者 数 (人)	906	216	981	2,103
	計 (人)	1,349	784	2,461	4,594
乗務員に起因する事故件数 (件)		434	467	1,023	1,924

(注) 国土交通省資料により作成

(図8) 業態別重大事故発生状況 (平成24年)



(注) 国土交通省資料により作成

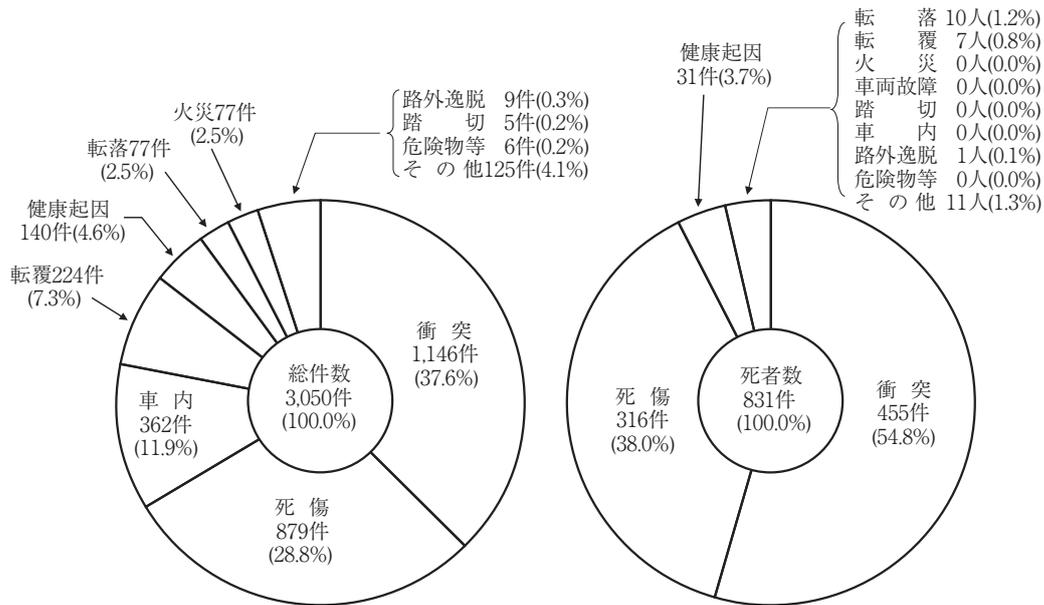
③ 事故発生件数及び死傷者数

重大事故の平成24年中の発生状況と、平成23年中との比較は次のとおりである

状況等	業態別	バス		ハイ・タク		トラック	
		H24	対前年比	H24	対前年比	H24	対前年比
重大事故発生件数	(件)	686	+41	635	-90	1,729	-164
〃 死者数	(人)	51	-8	84	-12	698	-45
〃 負傷者数	(人)	1,298	+37	700	-107	1,763	-27

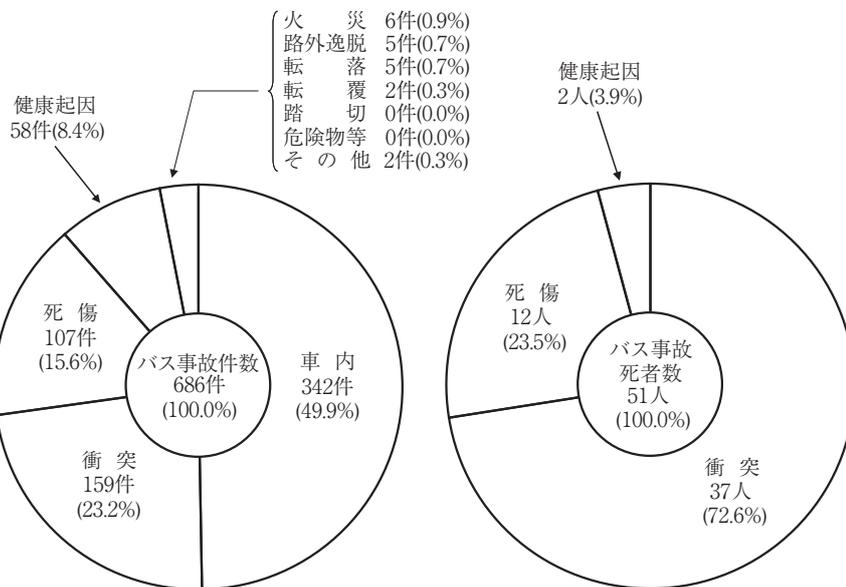
(注) 国土交通省資料により作成

(図9) 事故種類別重大事故発生状況 (平成24年)



(注) 国土交通省資料により作成

(図10) バスに係る事故種類別重大事故発生状況 (平成24年)



(注) 国土交通省資料により作成

8. 安全に資する装置の導入状況

(1) デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー

《調査対象：平成26年3月末現在事業者保有車両数》

項目	調査回答車両数					デジタルタコグラフ装着バス					ドライブレコーダー装着バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	3,106	528	1,775	1	5,410	1,979	490	400	0	2,869	1,637	256	450	0	2,343
青森	788	51	715	0	1,554	11	36	229	0	276	33	1	125	0	159
岩手	685	112	530	13	1,340	166	62	146	0	374	644	112	240	13	1,009
宮城	990	288	678	3	1,959	323	248	195	0	766	405	176	300	0	881
福島	740	202	609	4	1,555	40	102	155	0	297	14	81	174	0	269
秋田	508	73	266	0	847	9	15	33	0	57	28	48	95	0	171
山形	196	81	36	0	313	138	71	29	0	238	3	55	0	0	58
茨城	969	207	1,135	123	2,434	845	170	466	73	1,554	834	195	311	46	1,386
栃木	462	49	777	50	1,338	334	29	278	24	665	406	49	233	24	712
群馬	414	63	548	18	1,043	86	53	251	6	396	188	63	222	6	479
埼玉	2,015	113	1,079	229	3,436	762	69	476	15	1,322	1,735	103	369	83	2,290
千葉	2,107	518	1,458	64	4,147	1,269	311	440	23	2,043	1,169	377	308	17	1,871
東京	5,582	926	1,848	405	8,761	3,711	697	1,092	43	5,543	5,409	846	718	56	7,029
神奈川	5,015	295	1,188	160	6,658	1,903	236	773	18	2,930	5,010	267	758	144	6,179
山梨	227	70	324	3	624	93	67	95	0	255	126	58	63	0	247
新潟	1,012	138	516	0	1,666	363	101	121	0	585	432	111	123	0	666
長野	686	224	652	0	1,562	55	171	319	0	545	140	88	149	0	377
富山	275	45	305	13	638	198	40	117	12	367	130	24	77	12	243
石川	553	66	423	0	1,042	100	65	109	8	282	180	64	104	0	348
福井	253	27	491	0	771	162	27	143	1	333	17	7	111	0	135
岐阜	647	49	767	0	1,463	342	40	342	0	724	505	34	454	0	993
静岡	1,420	144	1,193	0	2,757	991	83	747	0	1,821	588	76	342	0	1,006
愛知	1,949	220	1,470	13	3,652	918	187	651	0	1,756	1,738	194	694	0	2,626
三重	575	159	180	0	914	555	159	202	0	916	566	159	180	0	905
滋賀	531	0	462	0	993	64	0	198	0	262	391	0	151	0	542
京都	1,474	110	787	24	2,395	415	89	256	3	763	1,310	64	168	7	1,549
大阪	1,836	660	1,948	102	4,546	760	477	1,023	5	2,265	1,678	570	982	5	3,235
兵庫	2,694	394	1,280	44	4,412	1,067	235	352	41	1,695	2,154	316	328	41	2,839
奈良	629	19	277	6	931	625	19	158	6	808	59	19	29	0	107
和歌山	340	20	354	5	719	107	0	104	4	215	70	8	46	0	124
鳥取	238	72	145	0	455	0	45	43	0	88	12	0	20	0	32
島根	283	95	290	0	668	15	80	79	0	174	82	88	77	0	247
岡山	619	116	744	54	1,533	346	100	325	42	813	454	103	403	42	1,002
広島	1,597	228	1,130	25	2,980	812	194	368	9	1,383	1,337	202	496	15	2,050
山口	665	69	415	23	1,172	394	37	178	9	618	477	56	134	9	676
徳島	245	107	169	0	521	131	0	67	0	198	131	91	50	0	272
香川	83	49	94	0	226	9	38	72	0	119	83	49	54	0	186
愛媛	421	81	371	0	873	46	51	103	0	200	34	52	52	0	138
高知	286	89	226	8	609	5	64	76	0	145	48	26	11	0	85
福岡	2,687	289	581	24	3,581	2,538	289	412	30	3,269	2,611	289	392	29	3,321
佐賀	340	25	262	23	650	276	25	135	0	436	267	25	72	0	364
長崎	1,435	152	448	0	2,035	1,059	161	61	0	1,281	1	26	0	0	27
熊本	828	104	159	5	1,096	513	97	61	0	671	657	33	34	3	727
大分	539	116	210	0	865	463	116	180	0	759	112	46	49	0	207
宮崎	341	80	339	4	764	94	38	92	0	224	11	21	87	0	119
鹿児島	1,180	116	816	109	2,221	247	46	128	0	421	162	104	58	0	324
沖縄	659	32	328	0	1,019	0	0	0	0	0	538	20	0	0	558
H21.3末	50,301	6,884	26,205	1,286	84,676	15,126	3,315	6,348	127	24,916	8,229	996	1,668	67	10,960
H22.3末	52,073	6,867	29,030	1,437	89,407	19,720	3,700	7,584	133	31,137	11,837	1,679	2,359	122	15,997
H23.3末	51,401	6,926	28,289	1,402	88,018	21,619	4,210	8,303	201	34,333	17,463	2,635	3,129	142	23,369
H24.3末	50,401	6,903	28,554	1,561	87,419	21,715	4,366	8,679	260	35,020	21,968	3,525	4,317	177	29,987
H25.3末	50,898	7,167	29,873	1,562	89,500	23,719	4,802	9,949	289	38,759	30,132	4,834	7,573	488	43,027
H26.3末	51,124	7,671	30,798	1,555	91,148	25,339	5,730	12,280	372	43,721	34,616	5,652	10,293	552	51,113
対前年増減	226	504	925	-7	1,648	1,620	928	2,331	83	4,962	4,484	818	2,720	64	8,086

日本バス協会調べ

(2) 衝突被害軽減ブレーキ等

《調査対象：平成26年3月末現在事業者保有車両数》

項目	衝突被害軽減ブレーキ			車両安定性制御装置 (横滑り防止装置)			ふらつき注意喚起装置 (後付装置を含む)			車線逸脱警報装置 (後付装置を含む)			車線維持支援制御装置		
	高速 乗合 (空 港 連 絡 便 含)	貸 切	計	高速 乗合 (空 港 連 絡 便 含)	貸 切	計									
北海道	57	80	137	25	73	98	25	48	73	25	55	80	4	27	31
青森	10	32	42	1	23	24	1	10	11	8	11	19	0	11	11
岩手	7	33	40	6	29	35	6	26	32	3	19	22	0	5	5
宮城	42	59	101	28	20	48	37	43	80	9	17	26	0	9	9
福島	18	50	68	30	37	67	18	43	61	28	10	38	6	2	8
秋田	8	12	20	9	15	24	11	10	21	10	5	15	5	4	9
山形	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
茨城	31	32	63	9	19	28	9	24	33	8	29	37	8	8	16
栃木	10	41	51	1	40	41	15	42	57	17	20	37	0	20	20
群馬	0	62	62	0	47	47	0	27	27	0	7	7	0	5	5
埼玉	44	86	130	25	82	107	17	54	71	30	70	100	9	11	20
千葉	89	60	149	62	54	116	94	39	133	98	39	137	29	24	53
東京	181	270	451	106	162	268	175	172	347	156	136	292	25	53	78
神奈川	45	67	112	15	35	50	49	52	101	38	35	73	0	1	1
山梨	3	11	14	1	4	5	1	5	6	0	9	9	0	4	4
新潟	21	46	67	5	23	28	7	29	36	0	16	16	0	5	5
長野	52	72	124	37	52	89	31	46	77	29	30	59	0	4	4
富山	15	19	34	0	9	9	6	11	17	6	9	15	0	2	2
石川	5	26	31	5	14	19	27	18	45	24	15	39	0	2	2
福井	1	26	27	1	8	9	1	15	16	1	11	12	1	10	11
岐阜	3	65	68	13	58	71	3	39	42	13	31	44	3	19	22
静岡	20	60	80	4	45	49	1	48	49	12	26	38	0	11	11
愛知	22	89	111	3	58	61	116	80	196	126	58	184	0	1	1
三重	18	15	33	14	7	21	18	0	18	4	6	10	0	0	0
滋賀	0	23	23	0	30	30	0	13	13	0	9	9	0	2	2
京都	20	69	89	15	58	73	40	49	89	38	27	65	6	16	22
大阪	138	247	385	102	178	280	26	155	181	208	163	371	8	48	56
兵庫	64	52	116	36	36	72	85	45	130	66	60	126	12	17	29
奈良	4	35	39	1	29	30	1	23	24	0	10	10	0	10	10
和歌山	1	23	24	0	18	18	1	9	10	1	7	8	0	6	6
鳥取	3	12	15	2	9	11	7	9	16	6	3	9	0	3	3
島根	16	26	42	7	8	15	8	12	20	26	19	45	0	3	3
岡山	11	34	45	12	27	39	13	29	42	29	26	55	0	2	2
広島	17	75	92	16	38	54	15	40	55	53	57	110	0	14	14
山口	5	25	30	4	21	25	4	15	19	8	18	26	0	5	5
徳島	14	7	21	18	1	19	15	1	16	22	0	22	0	0	0
香川	8	13	21	5	9	14	6	5	11	4	1	5	0	0	0
愛媛	14	26	40	8	2	10	18	16	34	12	16	28	0	1	1
高知	8	6	14	6	14	20	12	0	12	11	0	11	0	0	0
福岡	50	24	74	17	25	42	225	16	241	226	17	243	0	3	3
佐賀	2	9	11	0	3	3	4	10	14	25	6	31	0	0	0
長崎	10	14	24	5	10	15	3	5	8	5	0	5	0	2	2
熊本	18	8	26	0	0	0	0	1	1	3	1	4	0	0	0
大分	11	18	29	10	18	28	13	5	18	0	0	0	0	0	0
宮崎	3	1	4	0	1	1	0	0	0	4	0	4	0	1	1
鹿児島	3	13	16	0	18	18	18	16	34	19	9	28	14	3	17
沖縄	0	0	0	0	10	10	0	10	10	0	15	15	0	0	0
H21.3末															
H22.3末															
H23.3末															
H24.3末															
H25.3末															
H26.3末	1,124	2,073	3,197	664	1,477	2,141	1,182	1,365	2,547	1,412	1,128	2,540	130	374	504
対前年増減															

日本バス協会調べ

Ⅳ. バスに係る技術面の向上

1. 中央技術委員会の活動

バス事業における技術の向上、安全や環境等の車両性能の向上、保守費の軽減、整備性の向上等を図るため、中央技術委員会の全国大会及びバス改善要望全国会議において、優良技術の発表・普及、各種技術情報の共有化、事業者間の意見交換等を行っている。

- ① 中央技術委員会全国大会においては、各事業者の日常の整備作業等における作業効率や安全性・経済性等に役立つアイデアを募集した発明考案作品について発明考案審査小委員会の審査に基づき、優秀な作品の表彰及び発表を行い、かつ、各事業者の業務に関する業務改善取り組み事例等の技術業務報告を行うとともに、バス関連用品・部品等の商品展示を行うなど、事業者相互間の情報交換等に努めている。
- ② 中央技術委員会バス改善要望全国会議においては、全国の事業者から寄せられた整備性等に関するバスメーカーへの改善要望について、整備分科会においてバスメーカー毎に検討を行い、この内容を基に特に重要と考えられる主要部位の材質改善や形状変更等の改善項目について発表及び審議を行っている。

2. バス車両の技術開発

- ① 車両の安全やバリアフリー、環境対策に係る新技術について、情報収集及び調査研究を行っている。
- ② 運転者の健康に起因する事故の防止を図るため、運転者が運転操作不能となった場合に安全に停車することのできる車両の開発について、国及び自動車メーカーに要請するとともに情報収集を行っている。

V. 環境対策と交通バリアフリー法への対応

1. 環境対策

(1) バス事業における低炭素社会実行計画

環境問題は、現代社会における最重要課題の一つであり、日本バス協会はこれに対応するため、平成10年6月に環境対策委員会において「バス事業におけるボランタリープラン」を制定し、その後、平成18年8月に「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」（以下、「自主行動計画」という。）を改定し、地球温暖化対策に努めた結果、「2010年度におけるCO₂排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標をほぼ達成することができた。

自主行動計画が終了した平成23年度以降も、自主行動計画に盛り込まれた各種の対策を推進してきたが、今後とも手綱を緩める事なく、温暖化防止に向けた主体的かつ積極的な取組みを一層強化していくため、平成25年8月に「バス事業における低炭素社会実行計画」（以下、「実行計画」という。）を策定した。

この実行計画では、CO₂削減目標を「平成32年度（2020年度）における排出原単位を平成22年度（2010年度）比6%改善する。」とし、エコドライブの全国的推進、低燃費バス等の導入促進等、環境対策の普及促進に努めている。

なお、平成26年3月末での環境にやさしいバスの導入状況は、下表のとおりである。（都道府県別の導入状況は77頁）

（単位：台）

環境にやさしいバスの種類	平成23.3末	平成24.3末	平成25.3末	平成26.3末
① アイドリングストップ装置付バス	25,737	26,105	28,121	29,001
② ハイブリッドバス	817	952	980	1,089
③ CNG（圧縮天然ガス）バス	932	763	746	638
合 計	27,486	27,820	29,847	30,728

また、毎年11月を「エコドライブ強化月間」とし、アイドリングストップ等の取組みを行っており、現在では、国の行う10月のディーゼルクリーン・キャンペーンと連携して、10月・11月の2か月間を「バスの環境対策強化期間」として実施している。

さらに、「我が社（我が営業所）におけるCO₂削減に向けた取組み」をテーマに、各社（各営業所）におけるエコドライブや燃費向上のための取組み事例を募集し、応募のあった事例を日本バス協会ホームページに公開する等、積極的な取組みを推進している。

(2) 平成25年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のとおり助成を行った。

環境にやさしいバスの種類	単 独	
	助成単価（千円）	助成台数（両）
ハイブリッドバス	511	12
CNGバス	511	0
低燃費車	85	909
合 計		921

（日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、78頁参照）

(3) NO_x・PM 対策

平成14年10月の自動車NO_x・PM法の施行、平成15年10月の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神

奈川県)による環境確保条例の制定、また、平成16年10月から兵庫県環境条例でのディーゼル車運行規制の開始、さらに平成21年からは大阪府においても、同種条例により府内の対策地域においてディーゼル車の発着が規制される等、バス事業の経営に大きな影響を与える課題が次々と提起されている。(1都3県の環境条例と自動車NOx・PM法の比較については、本誌2007年版32頁参照)

なお、現時点までの環境対策に関する動きについては、次のとおり。

① 改正自動車NOx・PM法

改正自動車NOx・PM法(平成19年5月公布)が、平成20年1月1日から施行された。

ア. 同法で規定する対策地域内のなかでも、特に状況が厳しいとして指定された区域(交差点等)を年間300回以上運行する者(対策地域の周辺地域に30台以上保有する者が対象)に対する「車両使用計画の作成・報告」の届出が義務づけられた。

イ. 希望者に対し、車種規制に適合する旨のステッカーを公布。

② ポスト新長期規制

自動車排出ガス規制については、これまでも累次にわたり強化が行われてきたが、バス等から排出される窒素酸化物(NO_x)及び粒子状物質(PM)の更なる低減を図るため、平成21年から平成23年にかけて世界最高基準の厳しい規制「ポスト新長期規制」が施行された。

ア. 排出ガス基準値の強化

「ディーゼル車」については、現行の「新長期規制」に比べてNOx・PM基準値は、共に、約1/3に低減される。

イ. 規制適用時期

大型バス(12t以上)は平成22年9月1日、中・小型バス(3.5t以上12t未満)は平成23年9月1日以降、新車販売される車両について規制が適用となっている。

(4) グリーン経営の推進

グリーン経営とは、排出ガスによる大気汚染問題はもとより、コスト削減と安全確保を図ることを目的として、「バス事業のためのグリーン経営推進マニュアル」に基づき、環境保全活動を計画的に進めていくもので、認証基準に適合するバス事業者についてグリーン経営の認証をすることにより、さらに環境保全活動を積極的に進めていくものである。

平成14年8月から、国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団等と共にバス事業におけるグリーン経営推進検討委員会に参加して検討を重ねた結果、バス事業においてグリーン経営を進めるための「グリーン経営の認証制度」が、平成16年4月から開始された。

なお、平成26年3月末現在、バス事業では107社・307事業所がグリーン経営の認証を取得している。

2. 交通バリアフリー法への対応

(1) 交通バリアフリー法の概要

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図るための「交通バリアフリー法」は、平成12年5月17日に公布、同年11月15日に施行された。

この法律により、乗合事業者が新車を導入する際には、

- * 乗降口のうち1以上は幅80cm以上であり、スロープ板等車いす利用者の乗降を容易にする乗降設備を備えること(ただし、リフト付バスはリフト乗降口が80cm以上であれば基準に適合)
- * 乗降口の床面の高さは地面から65cm以下とすること
- * 1以上の車いすスペースを確保すること
- * 手すりを設けること(少なくとも3列毎に床面に垂直な方向の握り棒を備えること)

等の、バリアフリー基準の適合車であることが義務づけられた。

(2) ノンステップバスの普及方策

ノンステップバス等の導入は、バス事業者の努力、国や地方公共団体による補助制度や、日本バス協会の交付金制度の充実等により、ここ数年の間に急速に進んでいる。

「人にやさしいバス」の導入状況は、下表及び図1のとおりである。(都道府県別の導入状況は76頁)

(単位：台)

人にやさしいバスの種類	22.3末	23.3末	24.3末	25.3末	26.3末
ワンステップバス	12,277	13,256	13,753	14,675	14,403
ノンステップバス	13,841	16,594	16,941	17,989	18,851
リフト付バス	1,752	1,838	1,931	2,015	1,909
以上の合計	27,870	31,688	32,625	34,800	35,163
全国会員乗合バス	59,156	58,524	58,350	58,026	57,995
全乗合バスに対するノンステップバスの比率	23.4%	28.4%	29.0%	31.0%	32.5%

(注) 全国会員乗合バス台数は、いずれもその前年8月末現在の台数。

交通バリアフリー法の施行に伴い、ノンステップバスの価格低下と普及を目指して、平成12年6月、日本バス協会に「ノンステップバス標準仕様策定検討会」が設置され、平成13年3月に「(既存) ノンステップバス標準仕様」が策定された。この検討会は、日本バス協会と(財)日本自動車研究所を共同事務局として平成13年6月に設置されたノンステップバス標準仕様策定検討会に引き継がれ、試作車を製作して各地で展示する等数多くの意見を採り入れ、平成15年3月に「次世代(普及型)ノンステップバス標準仕様」を策定し、同検討会は終了した。

国は、これを基に平成16年1月より、「標準仕様」を満たすノンステップバスについて「認定要領」及び「審査要領」制度を導入し、認定された標準仕様ノンステップバスに補助を重点化することによって、着実な普及促進を図った。

その後、平成18年3月に「認定要領」及び「審査要領」を2005年以降標準仕様ノンステップバスについての制度に一部改正した。

2005年以降標準仕様ノンステップバスの主な改正点は、次のとおりである。

- ① 大型バスの乗降口の開口幅を900mm以上とする。
- ② 乗降口のステップ高さを270mm以下とする。
- ③ 標準ピクトグラムの使用。

(2005年以降標準仕様の詳細については、本誌2006年版27頁参照)

(3) 平成25年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のと通りの助成を行った。

人にやさしいバスの種類	単 独	
	助成単価(千円)	助成台数(両)
ノンステップバス	511	168
リフト付バス	511	22
低床スロープ付ワンステップバス	85	220
合 計		410

(日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、78頁参照)

3. 人と環境にやさしいバスの導入状況

(1) 「人にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：平成26年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	調査回答車両数					リフト付きバス					低床バス					
	一般乗 合	高 速 乗 合 (空 港 連 絡 便 含)	貸 切	特 定	計	一 般 乗 合	高 速 乗 合 (空 港 連 絡 便 含)	貸 切	特 定	計	ワンステップ			ノンステップ		
											一 般 乗 合	特 定	計	一 般 乗 合	特 定	計
北海道	3,106	528	1,775	1	5,410	6	0	14	1	21	1,093	0	1,093	500	0	500
青森	788	51	715	0	1,554	0	0	2	0	2	214	0	214	11	0	11
岩手	685	112	530	13	1,340	7	0	3	0	10	208	2	210	51	1	52
宮城	990	288	678	3	1,959	11	0	30	0	41	200	0	200	262	0	262
福島	740	202	609	4	1,555	12	0	3	0	15	98	0	98	107	0	107
秋田	508	73	266	0	847	6	0	1	0	7	122	0	122	18	0	18
山形	196	81	36	0	313	0	0	0	0	0	21	0	21	76	0	76
茨城	969	207	1,135	123	2,434	19	0	9	30	58	178	0	178	218	0	218
栃木	462	49	777	50	1,338	18	0	8	4	30	128	1	129	140	1	141
群馬	414	63	548	18	1,043	23	0	5	0	28	49	1	50	138	0	138
埼玉	2,015	113	1,079	229	3,436	146	0	43	71	260	752	7	759	1,050	1	1,051
千葉	2,107	518	1,458	64	4,147	41	1	8	0	50	672	42	714	902	8	910
東京	5,582	926	1,848	405	8,761	93	0	226	312	631	462	3	465	4,901	7	4,908
神奈川	5,015	295	1,188	160	6,658	54	0	58	46	158	2,446	11	2,457	2,423	1	2,424
山梨	227	70	324	3	624	12	0	2	0	14	40	0	40	56	0	56
新潟	1,012	138	516	0	1,666	9	0	4	0	13	191	0	191	202	0	202
長野	686	224	652	0	1,562	14	0	10	0	24	153	0	153	90	0	90
富山	275	45	305	13	638	1	0	2	0	3	40	0	40	99	3	102
石川	553	66	423	0	1,042	0	0	2	0	2	199	0	199	210	0	210
福井	253	27	491	0	771	18	0	15	0	33	33	0	33	81	0	81
岐阜	647	49	767	0	1,463	30	0	5	0	35	252	0	252	167	0	167
静岡	1,420	144	1,193	0	2,757	13	0	3	0	16	272	0	272	623	0	623
愛知	1,949	220	1,470	13	3,652	29	0	5	0	34	425	0	425	1,394	0	1,394
三重	575	159	180	0	914	19	0	3	0	22	214	0	214	125	0	125
滋賀	531	0	462	0	993	30	0	2	0	32	95	0	95	116	0	116
京都	1,474	110	787	24	2,395	28	0	7	1	36	272	2	274	878	0	878
大阪	1,836	660	1,948	102	4,546	64	0	17	0	81	1,038	28	1,066	687	1	688
兵庫	2,694	394	1,280	44	4,412	27	0	5	0	32	624	17	641	1,044	7	1,051
奈良	629	19	277	6	931	3	0	2	0	5	186	1	187	183	0	183
和歌山	340	20	354	5	719	4	0	2	0	6	25	0	25	106	0	106
鳥取	238	72	145	0	455	0	0	4	0	4	41	0	41	117	0	117
島根	283	95	290	0	668	0	0	3	0	3	81	0	81	87	0	87
岡山	619	116	744	54	1,533	7	0	10	9	26	161	4	165	63	1	64
広島	1,597	228	1,130	25	2,980	9	0	48	1	58	515	6	521	319	0	319
山口	665	69	415	23	1,172	2	0	4	3	9	75	1	76	259	0	259
徳島	245	107	169	0	521	0	0	0	0	0	14	0	14	94	0	94
香川	83	49	94	0	226	0	0	1	0	1	2	0	2	48	0	48
愛媛	421	81	371	0	873	1	0	5	0	6	82	0	82	107	0	107
高知	286	89	226	8	609	6	0	2	0	8	31	0	31	33	0	33
福岡	2,687	289	581	24	3,581	21	0	22	2	45	1,536	3	1,539	170	14	184
佐賀	340	25	262	23	650	1	0	2	0	3	106	4	110	42	0	42
長崎	1,435	152	448	0	2,035	7	0	2	0	9	321	0	321	188	0	188
熊本	828	104	159	5	1,096	3	0	2	0	5	151	0	151	149	1	150
大分	539	116	210	0	865	3	0	0	0	3	138	0	138	31	0	31
宮崎	341	80	339	4	764	0	0	0	0	0	68	0	68	55	0	55
鹿児島	1,180	116	816	109	2,221	11	0	5	13	29	145	14	159	106	0	106
沖縄	659	32	328	0	1,019	0	0	1	0	1	87	0	87	79	0	79
H21.3末	50,301	6,884	26,205	1,286	84,676	851	0	447	385	1,683	12,019	74	12,144	12,768	27	12,811
H22.3末	52,073	6,867	29,030	1,437	89,407	776	0	512	464	1,752	12,200	77	12,277	13,820	21	13,841
H23.3末	51,401	6,926	28,289	1,402	88,018	864	0	552	422	1,838	13,167	89	13,256	16,549	45	16,594
H24.3末	50,401	6,903	28,554	1,561	87,419	909	0	519	503	1,931	13,641	112	13,753	16,904	37	16,941
H25.3末	50,898	7,167	29,873	1,562	89,500	928	0	591	496	2,015	14,574	101	14,675	17,940	49	17,989
H26.3末	51,124	7,671	30,798	1,555	91,148	808	1	607	493	1,909	14,256	147	14,403	18,805	46	18,851
対前年増減	226	504	925	-7	1,648	-120	1	16	-3	-106	-318	46	-272	865	-3	862

日本バス協会調べ

(2) 「環境にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：平成26年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	ハイブリッドバス					CNG (圧縮天然ガス) バス			アイドリングストップ装置付バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	69	2	10	0	81	6	0	6	979	1	8	0	988
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0	0	150
岩手	12	0	1	0	13	0	0	0	240	4	2	4	250
宮城	27	9	19	0	55	22	0	22	536	2	3	0	541
福島	4	0	0	0	4	0	0	0	185	6	1	0	192
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0	0	0	78
山形	1	0	0	0	1	0	0	0	85	0	0	0	85
茨城	4	0	0	0	4	4	0	4	313	0	0	0	313
栃木	3	0	0	0	3	0	0	0	222	0	2	2	226
群馬	1	0	21	0	22	0	0	0	159	0	10	2	171
埼玉	8	1	1	0	10	47	2	49	1,629	3	34	0	1,666
千葉	28	1	6	0	35	13	0	13	1,397	1	120	29	1,547
東京	189	0	16	0	205	143	17	160	5,239	4	86	6	5,335
神奈川	160	0	1	0	161	62	0	62	4,820	11	52	21	4,904
山梨	13	4	3	0	20	46	0	46	45	4	2	0	51
新潟	0	0	5	0	5	6	0	6	443	0	0	0	443
長野	83	12	0	0	95	0	0	0	220	57	54	0	331
富山	30	0	0	0	30	0	0	0	86	0	2	2	90
石川	0	0	0	0	0	1	0	1	213	0	1	0	214
福井	0	0	12	0	12	0	0	0	95	0	8	0	103
岐阜	16	0	0	0	16	0	0	0	346	0	3	0	349
静岡	7	7	0	0	14	7	0	7	744	9	61	0	814
愛知	47	1	5	0	53	63	0	63	1,584	0	28	0	1,612
三重	5	0	0	0	5	8	0	8	303	0	0	0	303
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	172	0	5	0	177
京都	59	0	1	0	60	28	0	28	1,054	0	12	2	1,068
大阪	21	1	0	0	22	38	0	38	1,488	1	72	0	1,561
兵庫	38	22	3	1	64	35	0	35	1,615	0	18	7	1,640
奈良	0	0	0	0	0	4	0	4	362	0	0	1	363
和歌山	2	0	0	0	2	0	0	0	64	0	1	0	65
鳥取	0	4	0	0	4	0	0	0	89	4	0	0	93
島根	1	0	0	0	1	8	0	8	95	0	0	0	95
岡山	1	0	2	0	3	0	0	0	207	0	0	5	212
広島	12	3	3	0	18	59	0	59	717	9	6	0	732
山口	1	0	0	0	1	0	0	0	280	0	0	3	283
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	70
香川	0	0	5	0	5	0	0	0	35	0	0	0	35
愛媛	2	0	0	0	2	6	0	6	150	0	0	0	150
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	20
福岡	18	0	0	0	18	6	0	6	624	0	0	1	625
佐賀	0	0	2	0	2	0	0	0	58	0	4	0	62
長崎	1	0	0	0	1	0	0	0	313	2	155	0	470
熊本	1	0	5	0	6	0	0	0	215	0	1	0	216
大分	0	0	9	0	9	0	0	0	82	0	0	0	82
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	50
鹿児島	18	0	9	0	27	7	0	7	90	0	0	0	90
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	86	0	0	0	86
H21.3末	516	2	39	11	568	930	30	975	21,306	27	312	68	21,713
H22.3末	643	12	38	7	700	938	17	955	23,182	48	364	70	23,664
H23.3末	725	12	75	5	817	905	27	932	25,156	80	386	115	25,737
H24.3末	785	69	94	4	952	729	34	763	25,489	85	437	94	26,105
H25.3末	839	55	84	2	980	710	36	746	27,385	150	497	89	28,121
H26.3末	882	67	139	1	1,089	619	19	638	28,047	118	751	85	29,001
対前年増減	43	12	55	-1	109	-91	-17	-108	662	-32	254	-4	880

日本バス協会調べ

平成25年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業（中古車購入助成）」実施状況（交付金事業）

（単位：両）

都道府県別	事業別等		人と環境にやさしいバス普及事業							地方路線バス及び貸切バス助成事業		
			ハイブリッドバス	CNGバス	CNGバス(改造)	低燃費車	ノンステップバス	リフト付バス	低床スロープ付バス	計	地方路線バス助成事業	貸切バス助成事業
北海道		1				38			31	69	11	1
東	青森	2				14			4	18		1
	岩手	3				5				5		2
	宮城	4										3
	福島	5				4				4	10	1
	秋田	6									6	6
	山形	7				2						5
関	茨城	8				2				2		
	栃木	9				25				25		3
	群馬	10				20				20		1
	埼玉	11				66	5	2	16	89		
	千葉	12	4			59	15	1	6	85		
	東京	13	3			135	28	12	17	195		
	神奈川	14				86	26	3	49	164		
東	山梨	15				9	6		3	18		
	新潟	16				4	1			5	2	
	長野	17				34				34		
	富山	18				16	2			18		
	石川	19				13			23	36	2	1
中	福井	20				6				6		
	岐阜	21				21	11		11	43	2	
	静岡	22				39	1		6	46		
	愛知	23				46	11			57		
	三重	24	5			32	1			38		
近	滋賀	25				1				1	9	3
	京都	26				16	4		9	29		
	大阪	27				31	20		1	52		
	兵庫	28				22	15	1	8	46		
	奈良	29				2	10			12		
	和歌山	30				11				11		
中	鳥取	31										
	島根	32				3				3		1
	岡山	33				9	2			11	3	1
	広島	34				31		2	2	35		
	山口	35				3						3
四	徳島	36				6				6		
	香川	37				10				10		1
	愛媛	38										
	高知	39				2			5	7		
九	福岡	40				68	6		15	89		
	佐賀	41				5				5		
	長崎	42				3	4		10	17		
	熊本	43										
	大分	44				9			4	13		2
	宮崎	45										
州	鹿児島	46				1		1		2		
沖	縄	47										
合	計		12	0	0	909	168	22	220	1,331	45	35

*交付金事業では、平成10年度から地球温暖化対策、高齢社会への対応等、バス業界全体で取り組む事業を支援するため、中央出捐金を財源として、「人と環境にやさしいバス普及事業」を実施している。平成23年度からは「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」、平成24年度からは「貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」を実施している。

Ⅵ. 労務関係

1. 平成25年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果

平成25年度の「バス事業賃金・労働時間等実態調査」（調査は、平成25年8月に車両数10両以上の事業者（公営を含む。）1,388社を対象として調査票を配布して実施）の結果は次のとおりである。

(1) 年間総労働時間の実態（回答数 乗合358、貸切459）

平成24年度の中小バス事業運転者の年間総労働時間は、乗合運転者2,383時間、貸切運転者2,398時間で、前年度に比べ、乗合運転者53時間、貸切運転者は30時間、それぞれ増加している。

職種別年間総労働時間推移

（単位：日・時間）

職 種	乗 合 運 転 者				貸 切 運 転 者			
	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間
平成23年度	269.7	1,969	360	2,330	268.1	2,026	342	2,368
24年度	269.9	2,006	377	2,383	280.1	2,014	385	2,398

(2) 女性運転者雇用状況（回答数267）

女性運転者を雇用している事業者は267者で、1,110人（乗合968人、貸切142人）が雇用されており、平成19年以降1,000人を超えている。

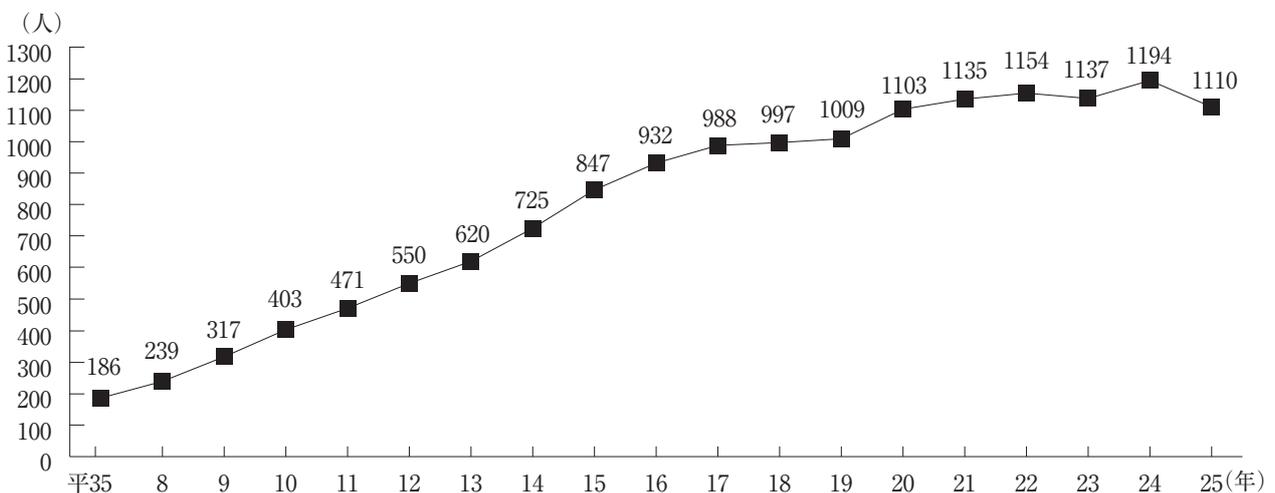
女性運転者雇用状況

（平成25年7月末日現在）

区分	乗合運転者		貸切運転者		合計	
	会社数	人員	会社数	人員	会社数	人員
民間・公営						
民間	179	880	73(16)	142	252	1,022
公営	15	88	-	-	15	88
合計	194	968	73(16)	142	267	1,110

（注）（ ）内は、乗合運転者の会社と同一会社で、外数。

【参考】女性運転者数の推移



(3) 高年齢運転者の雇用状況（回答数648）

満60歳以上の高年齢運転者を雇用している事業者は648者で、13,908人（乗合10,916人、貸切2,992人）が雇用されている。全運転者中に占める割合は17.4%（前年16.4%）と1.0ポイント増加している。

高年齢運転者雇用状況

（平成25年7月末日現在）

区分 民営・公営	調査回答会社		高年齢者雇用数			
	会社数	運転者数	乗合運転者	貸切運転者	計	構成率
	社	人	人	人	人	(%)
民営	629	72,354	9,849	2,980	12,829	17.9
公営	19	8,360	1,067	12	1,079	12.9
合計	648	80,714	10,916	2,992	13,908	17.4

(注) ①「高年齢運転者」とは、満60歳以上の運転者。
 ②構成率＝運転者総数に占める高年齢運転者の割合。
 ③同一会社で、乗合・貸切運転者が雇用されている場合は、会社数は1社で計上。

(4) バスガイドの雇用状況（回答数249）

バスガイドを雇用している事業者は249者で、3,677人が雇用されている。

バスガイド雇用状況

（平成25年7月末日現在）

区分 民営・公営	25年度		24年度	
	回答会社数	人数	回答会社数	人数
	社	人	社	人
民営	246	3,647	257	4,186
公営	3	30	1	33
合計	249	3,677	258	4,219

(5) 障害者の雇用状況（回答数213）

障害者を雇用している事業者は213者で、763人が雇用されている。

障害者雇用状況

（平成25年7月末日現在）

区分 民営・公営	回答会社数		障害者雇用数	構成率
	会社数	従業員数		
	社	人	人	(%)
民営	198	74,835	653	0.9
公営	15	11,022	110	1.0
合計	213	85,857	763	0.9

(注) ①構成率＝従業員総数に占める障害者雇用数の割合。

2. 平成26年度春季労使交渉

(1) 経済の好循環実現に向けた政労使会議の状況

経済の好循環を実現するために経済界、労働界、政府が取り組むべき課題についての共通認識の醸成を図るため、平成25年9月20日以来、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」を5回にわたり開催し、①賃金上昇に向けた取組み ②中小企業・小規模事業者に関する取組み ③非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取組み ④生産性の向上と人材の育成に向けた取組みの5項目に一致協力して取組むとの認識に至り、合意文書が交わされた。

(2) 各労働組合の春闘に関する動向

① 日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）の要求（概況）

ア. 2014春闘方針

私鉄総連は、平成26年2月4日に開催した2回拡大中央委員会において、「14春闘方針」を決定した。

同方針では、今次春闘の要求方式は、昨年と同様、賃金水準維持のため「定昇相当分（賃金カーブ維持分）」プラス「賃金改善原資（ベア分）」の「一人平均ベア方式」であることとした。

具体的な内容は次のとおりである。

イ. 鉄軌・バス組合の統一要求概要

種別	平成26年方針
月例賃金	2.0%（定昇分）5,400円+2,500円（賃金改善分）
一時金	協定月数の維持
非正規労働者	時間給50円以上の引き上げ
最低賃金	産業別最賃要求 現行協定額を最低水準とし、各都道府県の「地域別最低賃金（前年度）+10%

ウ. 2014春闘推進方針（戦術日程）

上記春闘方針決定後、私鉄総連は、2月28日に「第2回中央闘争委員会」を開催し、次のような回答日、ストライキに係る戦術日程を決定した。

○大手組合回答指定日 …………… 3月13日（木）14時まで

○中小組合回答日 …………… 3月17日（日）15時まで

これ以降の戦術日程については、春闘全体の解決状況を見ながら、総・地連で協議し、別途指令する。

② 全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）の春闘要求（概要）

交通労連は、平成26年1月21日に開催した第1回拡大中央委員会及び軌道・バス部会において、「2014年度春季生活闘争方針」を決定した。同部会の要求（概要）は次のとおりである。

種別	平成26年度方針
月例賃金	定昇相当分（1.41%）3,000円+回復向上分（1.27%）2,700円=5,700円
一時金	目標5ヶ月以上、最低3ヶ月以上。 貸切は運転士年間100万円以上、ガイド80万円以上。

③ バス事業者の基本的スタンスの周知・徹底

春季労使交渉においては、バス事業を取り巻く諸問題や軽油価格高騰等の状況を踏まえ、雇用や賃金問題などに対応していくことが肝要であることから、労働問題研究会において、春季労使交渉における基本的スタンスとなる決議「春季労使交渉に当たっての基本方針」（案）を検討した。

同案は第129回労務委員会において審議のうえ決議され、会員事業者に対して周知した。（別紙資料参照）。

(3) バス事業における春季労使交渉妥結結果（公営を除く。）

① 労使交渉妥結状況

4月9日までに春季労使交渉が妥結したとの報告があったバス事業者は143社（昨年同期146社）である。

主な特徴点

ア. 125事業者（87.4%）が何らかの賃上げを行っているが、そのうちベースアップが行われたのは91事業者である。

なお、2事業者が賃上げを行ったが、臨時給を削減している。

平成26年度バス事業春季労使交渉解決状況

（平成26年4月9日現在）

区分	平成26年 事業者数（社）	平成25年 事業者数（社）
1. 解決会社数	143	146
2. 賃上げの有無		
①賃上げ有り	125 (87.4)	94 (64.4)
賃上げ有りのうちベースアップを行ったもの	91 (72.8)	91 (96.8)
賃上げ有りのうち臨時給削減のもの	2 (1.6)	4 (2.7)
②賃上げ無し	10 (7.0)	36 (24.6)
③賃下げ	0 (0.0)	0 (0.0)
④その他（要求無し等を含む）	8 (5.6)	16 (11.0)
合計	143 (100.0)	146 (100.0)

（注）加重平均。

イ. 妥結額の分布をみると、1,000円台（40.0%）が最も多く、次いで、2,000円台（10.4%）、1,000円未満（8.9%）、3,000円台（7.4%）等の順となっている。

これを昨年同期と比較すると、次のとおりである。

- ・4,000円台（2社1.5%←昨年3.9%）
- ・3,000円台（10社7.4%←昨年6.3%）
- ・2,000円台（14社10.4%←昨年8.7%）
- ・1,000円台（54社40.0%←昨年39.4%）
- ・1,000円未満（12社8.9%←昨年13.4%）
- ・賃上げ無し（10社7.4%←昨年13.4%）

なお、賃上げは行ったが賃上げ額の回答のない事業者が33社（24.4%）あった。

また、賃上げ額が明らかにされている事業者の平均賃上げ額は2,084円、値上げ率は0.99%で、昨年同期（2,103円、0.97%）と比較すると、金額で19円の減少となっている。

年	額	賃上げ率
平成 26	2,084 円	0.99 %
平成 25	2,103 円	0.97 %

ウ. 年間臨時給については、昨年同月（額）が115社、87.1%で、前年より増月（額）が15社（本年11.8%←昨年11.4%）、前年より減月（額）が2社（本年1.5%→昨年4.4%）となっている。

平成26年度年間臨時給付状況

(平成26年4月9日現在)

妥結内容	平成26年度			平成25年度		
	企業数 (社)	構成比 (%)	増減月数 (社)	企業数 (社)	構成比 (%)	増減月数 (社)
前年同月 (額)	115	87.1		114	83.8	
前年より増月 (額)	15	11.4	1.0～1.5カ月未満 (1) 0.5～1.0カ月未満 (0) 0.1～0.5カ月未満 (11) 0.1カ月未満 (2) 金額増 (1)	16	11.8	1.0～1.5カ月未満 (0) 0.5～1.0カ月未満 (1) 0.1～0.5カ月未満 (11) 0.1カ月未満 (4) 金額増 (0)
前年より減月 (額)	2	1.5	1.5～2.0カ月未満 (0) 1.0～1.5カ月未満 (1) 0.5～1.0カ月未満 (0) 0.1～0.5カ月未満 (1) 0.1カ月未満 (0) 金額減 (0)	6	4.4	1.5～2.0カ月未満 (1) 1.0～1.5カ月未満 (0) 0.5～1.0カ月未満 (0) 0.1～0.5カ月未満 (5) 0.1カ月未満 (0) 金額減 (0)
合計	132	100.0		136	100.0	

(注) 増減月数欄の括弧内は、該当事業者数。

② バス関係のストライキ実施状況

バス事業者の春季労使交渉は、個々の事業者での労使双方の努力により、大半が解決に至ったが、関東地区の2組合が、3月20日始発からストライキに突入した。

3. 平成26年度産業別最低賃金

平成26年2月10日、私鉄総連からバス事業最賃問題研究会に対して、「平成26年度の産業別最低賃金を①各都道府県の2013年度地域別最低賃金+10%とすること。②1ヶ月の法定労働時間を173.8時間で計算すること。③現行最低水準131,000円を引き上げること。④各都道府県の地域別最低賃金は、本社を基本とすること。⑤協定期間内に地域別最低賃金に変更になった場合、産業別最低賃金もこれに準拠すること。」等の要求書が提出された。

これを受けて、3月3日、第1回団体交渉が行われ、私鉄総連から要求の趣旨及び根拠の説明がなされた。これに対し、研究会側から、バス事業の厳しい経営環境について説明があり、今次労使交渉の結果を十分見極めた上で検討したい旨の回答がなされた。

その後、第2回団体交渉が6月4日に行われ、「平成26年度の産業別最低賃金を①基本賃金月額、各都道府県の平成25年度地域別最低賃金を月額換算したものとする。ただし、131,000円(税込み)を最低水準とする(前年同額)②月額換算に用いる1ヶ月の労働時間は173.8時間とする。③各都道府県の地域別最低賃金は、原則として本社地を基本とすること。④協定期間内に地域別最低賃金に変更になった場合、産業別最低賃金もこれに準拠させることとする。」内容で仮合意がなされた。

7月2日、第3回団体交渉が行われ、第2回団体交渉において仮合意された内容について再度合意に達し、平成26年度最低賃金協定について正式調印し、協定が締結された。

春季労使交渉に当たっての基本方針

我が国企業を取り巻く経営環境は、政府の大胆な経済政策により、大幅に改善してきている。行き過ぎた円高は急速に是正され、低迷していた株価も急上昇して、幅広い消費者のマインドを改善させ、個人消費を拡大した。また、大規模な平成24年度補正予算は、東日本大震災の復興需要と相まって、公共投資を着実に増加させ、雇用情勢も全国的に改善している。こうした中、円高の是正や好調な内需を背景として、企業業績が急速に回復してきている。

こうした情勢の中、政府は、景気回復の動きをデフレ脱却と経済再生へ確実につなげるためには、企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や、投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという経済の好循環を実現することが必要だとして、経済界に賃金の引上げを求め、連合もデフレ脱却のためには月例賃金を引き上げることが必要だとして、5年ぶりにベースアップを春闘要求に盛り込んでいる。

このような中、バス事業においては、一部で企業業績改善の動きがみられるものの、地方部を中心に、多くの事業者は引き続き厳しい経営状態が続いている。また、過労運転の防止、運行管理の強化を含めたバスの安全対策のためのコスト増、更には、円安等による軽油価格の高騰、消費税引上げによる乗客の逸走が懸念されるとともに、運転者の確保育成が喫緊の課題となっている。

今次春季労使交渉では、こうしたバス業界を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、労使がお互いの立場を尊重し、雇用や賃金問題等様々な課題に、以下の事項を基本に取り組んでいくことが肝要である。

- 1 厳しい経営状況が続いている中で、雇用の維持・確保は最重要課題である。このため、これまでに引き続き、中長期的な視点に立った適切な総額人件費管理を徹底していく必要があり、個別企業レベルにおける賃金決定は、自社の支払い能力を基本として、個別労使で決定すること。
- 2 労使が地域の実情や自社の置かれた状況を的確に把握し、経営改善への具体的な取組み、人材の確保育成方策等について真摯に話し合い、賃金その他の労働条件を決定すること。
- 3 事業者は、質の高い安全な輸送サービスの提供を確立することの重要性に鑑み、労使の意思疎通と相互理解の増進を図り、良好な企業内労使関係を堅持することが肝要である。仮に労使紛争が発生した場合は、労使による精力的な交渉により解決に努めることはもとより、必要に応じ第三者機関の斡旋を求めるなどにより、早期解決に努めること。

平成26年3月3日

公益社団法人日本バス協会 第129回労務委員会

Ⅶ. 交付金制度及び事業について

1. 運輸事業振興助成交付金

(1) 制度の創設

昭和51年4月から2箇年間に、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、営業用バス、トラックについては、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保を目的とする「運輸事業振興助成交付金制度」が設けられ、昭和51・52年度に税負担額の15/130の額が、各都道府県から地方自治法第232条の2の規定に基づく補助金として、関係公益法人（公営バスは別途）に交付されることになり、数次の改正（延長）を経て、平成23年度法制化された。

また、中央出捐金として都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）から中央団体に出捐されていたが、平成24年度からは出捐を中止した。

(2) 最近の交付金制度について

① 平成20年4月30日に「地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）」が公布され、5月1日より暫定税率が適用されることになった（10年間延長）ことに伴い、これに根拠を置く運輸事業振興助成交付金制度については、平成20年度においても、交付金措置が引き続き講ぜられることとなった。

② 平成20年12月12日取りまとめられた「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を、軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革まで延長する。この間については、都道府県に対し、交付金基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。

③ 平成22年4月1日、「地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）」が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、「当分の間、その税率水準は維持される」こととなった。

また、運輸事業振興助成交付金については、「平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）」において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされ、平成22年度においても、交付金措置が引き続き講じられることとなった。

④ 「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされ、また、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等の措置を講じるとされた。

そして、第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。

- ⑤ 日本バス協会においては、平成10年度以降は、従来からの融資斡旋事業特別基金の造成に充てていた地方バス協会からの出捐金を、交付金中央事業の財源に充当してバス輸送改善推進事業の拡充を図ることとし、平成10年度には「人と環境にやさしいバス等普及事業」等に対する助成制度を新設するなどバス輸送改善推進事業の大幅な変更を行い、平成23年度まで実施した。

しかしながら、バス事業者の経営環境が大変厳しい折、東日本大震災の影響等も大きく受けて、地方バス協会の会員事業者から、地方事業の充実を通じたバス事業者に対する支援の強化を求める声が強くなり、これを受け、地方バス協会から日本バス協会に対して中央出捐を取り止め、出捐金相当額を地方事業の充実に活用したい旨の要望が多く寄せられた。

このため、日本バス協会の交付金運用特別委員会を中心として、運輸事業振興助成交付金事業の見直しについて検討を行い、平成24年度から中央出捐を中止することとし、理事会承認を経て、各地方バス協会においてそれぞれ地方事業の充実を図って行くこととした。

更に、交付金についての立法化を受けて、助成事業の円滑かつ適切な実施及びその透明性の確保を目的として、平成24年4月1日から「運輸事業振興助成交付金審議評価委員会」を設置し、同委員会を7月及び11月の年2回開催した。平成25年度についても前年同様年2回開催した。

(3) 交付金の額

制度創設以降、各都道府県から地方バス協会に交付された交付金の総額は、次のとおりである。

〔交付金の推移〕

(単位：千円)

年 度	民営バス	左 の 内 訳		公営バス	出捐率 (%)	
		地方事業分	中央出捐分			
昭和51	1,715,936	1,029,651	686,285	297,252	40	
52	2,111,551	1,267,110	844,441	450,889		
53	2,098,261	1,259,029	839,232	407,646		
54	2,911,341	1,921,592	989,749	554,209		
55	2,549,222	1,529,745	1,019,477	461,477		
56	2,431,011	1,458,621	972,390	433,447		
57	2,482,205	1,489,327	992,878	430,772		
58	2,203,499	1,542,465	661,034	376,375		30
59	2,201,931	1,541,370	660,561	371,859		
60	2,040,339	1,428,253	612,086	333,884		
61	1,843,777	1,290,662	553,115	291,628		
62	1,832,184	1,282,540	549,644	289,785		
63	1,872,073	1,310,464	561,609	284,485		
平成 1	1,716,076	1,201,271	514,805	267,615		
2	1,664,860	1,165,412	499,448	230,238	20	
3	1,634,808	1,307,852	326,956	221,959		
4	1,550,021	1,240,031	309,990	207,878		
5	1,390,471	1,112,392	278,079	183,358		
6	1,598,940	1,279,169	319,771	215,402		
7	1,585,233	1,268,204	317,029	217,394		
8	1,446,539	1,157,248	289,291	199,876		
9	1,357,178	1,085,761	271,417	185,193		
10	1,301,982	1,041,602	260,380	177,116		
11	1,353,268	1,082,632	270,636	177,265		
12	1,342,562	1,074,068	268,494	170,894		
13	1,380,347	1,104,297	276,050	169,362		
14	1,410,420	1,128,351	282,069	164,231		
15	1,450,857	1,160,702	290,155	160,728		
16	1,441,840	1,153,433	288,407	147,705		
17	1,449,015	1,159,229	289,786	143,116		
18	1,391,677	1,113,356	278,321	134,993		
19	1,384,260	1,107,427	276,833	134,077		
20	1,380,977	1,104,798	276,179	123,697		
21	1,384,210	1,107,385	276,825	119,904		
22	1,334,234	1,068,096	266,138	99,607		
23	1,324,280	1,069,754	254,526	97,275		
24	1,367,950	1,367,950	-	92,390	0	
25	1,371,789	1,371,789	-	87,073		
合 計	62,935,335	46,011,249	16,924,086	9,024,981		

- (注) 1. 表中の「公営バス」とは、地方バス協会に交付された交付金の額を示している。
 2. 52年度中央出捐分には、51年度の東京都分が含まれている。
 3. 53年度中央出捐分には、日本バス協会において整備した貸切駐車場の事業費22,000千円が含まれている。
 4. 54年度地方事業分には、地方緊急分としての交付金436,933千円が含まれている。
 5. 52年度、53年度、54年度中央出捐分には、東京都から57年度に54年度以前分として交付された補助金200,480千円について当該補助金の額の算定の基礎となった額に基づいて算出された次の額が含まれている。
 52年度 104,500千円 53年度 31,600千円 54年度 64,380千円
 6. 58年度から中央出捐分の出捐率が40%から30%に引き下げられた。
 7. 元年度、2年度の中央出捐分から、大規模事業助成事業分として、出捐金の30%に相当する額の基金が次のとおり取り崩されている。
 平成元年度 154,466千円 2年度 149,853千円 計 304,319千円
 8. 3年度から中央出捐分の出捐率が、30%から20%に引き下げられた。
 9. 10年度から、中央出捐金は基金に繰り入れず、中央事業の財源に充てられることとされた。
 10. 15年度において、ディーゼル微粒子除去装置導入事業分として、基金から925,000千円が取り崩された。
 11. 18年度において、基金から1,800,000千円が取崩され、環境・交通バリアフリー対策引当資産に繰入された。
 12. 22年度、23年度において、次のバス協会より拠出金があった。(次の額は、上記表の額には含まれていない。)
 22年度 大阪バス協会 691千円 (一般会計より出捐金相当分を支出)
 23年度 埼玉県バス協会 10,311千円 (基金より出捐金相当分を支出)、大阪バス協会 1,000千円 (一般会計より支出)
 13. 24年度からは、中央出捐は中止した。
 14. 24年度、25年度において、大阪バス協会については、事業実績は次のとおりである。
 (上記表の交付金の年度合計については、事業実績を集計している。)
 24年度 事業実績 18,664千円 (補正予算計上額 42,105千円)
 25年度 事業実績 41,325千円 (予算計上額 52,732千円)

(4) 交付金事業

① 中央事業

地方バス協会から出捐された平成9年度までの出捐金（当初は交付金総額の40%、昭和58年度から30%、平成3年度から20%）により設置された特別基金をもとに、融資斡旋事業を実施し、同基金の利子収入及び平成10年度以降は出捐金に同基金の取崩し財源（平成15年度以降）をもとに、利子補給事業及びバス輸送改善推進事業を実施している。

ア. バス輸送改善推進事業

バス事業に係る輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を図るため、融資斡旋事業特別基金の運用収益の一部を活用して、地方バス協会が実施する「研究事業」については昭和61年度から、「活性化事業」については平成5年度から助成金を交付している。

平成10年度からは、地球温暖化対策、高齢化社会への対応等バス業界全体で取り組む事業を支援するための財源として、中央出捐金、基金利子及び基金を取崩して「人と環境にやさしいバス等普及事業」を実施している。

平成11年度限りの事業として、「やすらぎバスステーション整備事業」を実施した。

平成15、16年度においては、1都3県のいわゆる環境確保条例に基づくディーゼル車の走行規制が実施され、PMの排出基準に適合しないバス・トラックは初度登録から7年間の猶予期間経過後は、指定されたDPF、酸化触媒を装着しなければ1都3県内を通行できないこととなり、緊急的に対策を講じる必要があったことから、「ディーゼル微粒子除去装置導入事業」を実施した。

平成17年度、平成18年度においては、平成17年10月1日より世界一厳しい自動車排気ガスの新長期規制が実施されたことに伴い、新長期規制適合バスの導入に際して、国の補助を受けられない会員事業者に対して、「人と環境にやさしいバス等普及事業」により助成を実施した。

平成18年度においては、地球温暖化及び大気汚染防止の観点から、エコドライブ管理システム(EMS)普及事業を実施し、車載機器（電子運行記録計）の車両取り付けに対して助成を行った。

平成19年度においては、新たに安全対策事業として、バスの車内事故を防止するための安全対策事業を実施した。

平成20年度においては、「人と環境にやさしいバス等普及事業」及び「エコドライブ管理システム(EMS)普及事業」、「バスの車内事故防止の安全対策」等のほか、新たに「睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策事業」及び「ドライブレコーダー導入助成事業」等を実施し、バス輸送改善推進事業を積極的に実施した。更に、安全対策を促進するため、バスの車内事故防止及びシートベルトの着用等を目的としたポスター等を作成配布する等、安全対策事業を積極的な推進及びバスの利用促進を図るため、ポスター等を作成し「バスの日」を中心として関係機関に配布するとともに種々の広報事業を実施した。

平成21年度においては、従来の事業に加えて、新たに広く一般国民に対しバス事業の公共性・重要性について理解を求め、バスの一層の利用促進を図るため、日本バス協会及び地方バス協会が主体となり「広報及びイベント事業」を実施した。

平成22年度においては、従来の事業について、引き続き実施するとともに、「貸切バス事業者の安全性評価・認定事業」等を実施した。

平成23年度においては、新たな事業として、地方路線バスの充実を図るため、「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」を従来の事業に加えて実施した。

さらに、東日本大震災等に伴い地方バス協会又は会員事業者が行った「災害復旧事業（特に岩手、宮城及び福島各バス協会に重点的に配分）」、地方バス協会が行った中小事業者を対象とした「信用保証料助成事業（平成23年度限りの特例措置）」に対する助成及び風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とした運転資金に対する「融資斡旋・利子補給事業（平成23年度限りの特例措置）」を実施した。

平成24年度においては、中央出捐を中止することに伴い、従来は、実施していたEMS及びドライブレコーダー等普及事業については地方協会事業へ移管を計った上、利用者ニーズに対応した輸送環境の改善に資するための「バス利用者施設等整備事業」、環境対策を推進するとともに高齢者等のバ

ス利用の利便及び安全性の向上を促進するため、「人と環境にやさしいバス普及事業」、地方路線バス及び貸切バス事業の充実を図るため、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」及びバスの一層の利用促進を図るための「バス利用促進広報及びイベント事業等」を実施した。

平成25年度においては、従来の事業について引き続き実施した。

(平成25年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業」の実施状況は、78頁参照)

バス輸送改善推進事業実施状況（総括表）

(1) 研究事業

(単位：円)

年 度	研究テーマ	助成金・支出金
昭和61年度	8テーマ	57,000,000
昭和62年度	10テーマ	57,500,000
昭和63年度	8テーマ	57,500,000
平成元年度	10テーマ	57,000,000
平成2年度	9テーマ	56,662,702
平成3年度	7テーマ	48,000,000
平成4年度	7テーマ	49,000,000
平成5年度	4テーマ	26,421,800
平成6年度	3テーマ	17,500,000
平成7年度	3テーマ	11,200,000
平成8年度	3テーマ	9,000,000
平成9年度	4テーマ	24,940,000
平成10年度	5テーマ	17,750,000
平成11年度	3テーマ	17,000,000
平成12年度	2テーマ	10,000,000
平成13年度	2テーマ	5,000,000
計	88テーマ	521,474,502

(2) 活性化事業

(単位：円)

年 度	活性化事業	助成金・支出金
平成5年度	4事業	28,000,000
平成6年度	5事業	39,000,000
平成7年度	8事業	48,235,000
平成8年度	8事業	58,404,881
平成9年度	11事業	73,438,868
平成10年度	16事業	317,681,143
平成11年度	16事業	495,964,295
平成12年度	15事業	310,356,209
平成13年度	13事業	470,641,216
平成14年度	18事業	540,708,485
平成15年度	18事業	1,331,672,698
平成16年度	16事業	770,046,973
平成17年度	17事業	710,590,198
平成18年度	16事業	799,052,729
平成19年度	21事業	612,175,869
平成20年度	22事業	677,325,583
平成21年度	22事業	579,743,421
平成22年度	26事業	665,965,229
平成23年度	23事業	646,514,359
平成24年度	14事業	294,388,977
平成25年度	15事業	284,288,308
計	324事業	9,754,194,441

(単位：円)

研究事業計（昭和61年度～平成13年度）	521,474,502
活性化事業計（平成5年度～平成25年度）	9,754,194,441
合 計	10,275,668,943

【バス輸送改善推進事業】（平成25年度）

（単位：両、円）

実施主体 (バス協会名等)	事業内容	総事業費	①予算額		②決算額		差異 (①-②)	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額
1. バス利用者施設等整備事業								
秋 田 県	JR 秋田駅西口バスターミナル改築整備事業	177,325,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
栃 木 県	バスロケーションシステム構築事業	3,150,000	1	1,890,000	1	1,890,000	0	0
埼 玉 県	災害用バス案内 WEB の構築事業						0	0
千 葉 県	災害用バス案内 WEB の構築事業	8,064,000	1	6,090,000	1	5,644,000	0	446,000
東 京	災害用バス案内 WEB の構築事業						0	0
神 奈 川 県	災害用バス案内 WEB の構築事業						0	0
静 岡 県	IC カード利便性・サービス向上のためのシステム改修事業	26,915,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
愛 知 県	基幹バス バス接近表示機更新事業	38,615,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
兵 庫 県	三田市 BRT システム導入に伴う連節バス利用者施設等整備事業	10,996,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
島 根 県	バスカードシステム精算機の更新事業	2,100,000	1	1,470,000	1	1,470,000	0	0
広 島 県	広島県公共交通ネットワーク情報提供・移動活発化推進事業	15,823,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
香 川 県	高松駅前バス案内所施設整備事業	8,337,000	1	7,000,000	1	5,836,000	0	1,164,000
高 知 県	IC カード新システム事業	13,594,000	1	4,550,000	1	3,938,000	0	612,000
長 崎 県	佐世保バスセンター施設改善事業	38,059,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
計		342,978,000	11件	63,000,000	11件	60,778,000	0件	2,222,000
2. 人と環境にやさしいバス普及事業								
(環境にやさしいバス)		(助成単価)						
事業者	ハイブリッドバス	511,000			12			
〃	CNG バス	511,000			0			
〃	CNG バス改造	85,000			0			
〃	低燃費車 (平成27年度燃費基準達成車)	85,000			909			
小 計			550		921		△371	
(人にやさしいバス)		(助成単価)						
事業者	ノンステップバス	511,000			168			
〃	リフト付バス	511,000			22			
〃	低床スロープ付バス	85,000			220			
小 計			400		410		△10	
計		(助成率) 0.852	950	200,000,000	1,331	199,187,000	△381	813,000
3. 地方路線バス及び貸切バス助成事業 (助成単価)								
事業者	地方路線バス助成事業 (中古車購入費助成)	50,000			45			0
〃	貸切バス助成事業 (中古車購入費助成)	50,000			35			0
計			100	5,000,000	80	4,000,000	20	1,000,000
4. バス利用促進広報及びイベント事業等								
日バス協	バスの日等中央広報イベント事業		1	20,000,000	1	20,000,000	0	0
〃	安全対策広報事業		1	500,000	1	323,308	0	176,692
〃	乗合・貸切バス利用促進及び適正化事業モデル調査等に関する事業 (調査、広報等)		1	9,000,000	0	0	0	9,000,000
〃	バス創業110周年記念誌 (略年表) 作成・配布事業		1	2,500,000	0	0	0	2,500,000
計			4件	32,000,000	2件	20,323,308	2件	11,676,692
合 計				300,000,000		284,288,308		15,711,692

イ. 融資斡旋・利子補給事業

バス事業者の経営基盤の安定確保を目的とする資金として、融資斡旋事業特別基金をもとにして行う一般融資、災害等特別融資（昭和57年度に創設）及びバス交通活性化特別融資（平成3年度～平成12年度まで）について融資斡旋・利子補給事業を行っているが、平成23年度限りの特例措置として、風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とする運転資金に対しても事業を行った。平成25年度については、融資斡旋・利子補給事業の見直しの一環として、1事業者当たりの融資の上限6億円を導入し、さらに、平成26年度より公募制を導入することとし、融資枠を200億円、年2回公募、融資枠については各都道府県で枠の管理をすることが決まった。

融資斡旋事業総括表

(単位：千円)

融資斡旋区分		融資斡旋実績 (平成26年3月31日現在)	
		件数	斡旋額
一般融資分	24年度末	16,768	468,410,400
	25年度分	241	11,102,000
	25年度末累計	17,009	479,512,400
災害等特別融資分	24年度末	150	8,788,000
	25年度分	-	-
	25年度末累計	150	8,788,000
計	24年度末	16,918	477,198,400
	25年度分	241	11,102,000
	25年度末累計	17,159	488,300,400
合計（バス交通活性化特別融資分含む）		17,229	490,372,400

※上記のほかに、平成3年度～平成12年度まではバス交通活性化特別融資について融資斡旋事業（70件、2,072,000千円）を実施した。

利子補給事業

① 利子補給状況（昭和52年～平成25年度）

（単位：円）

年 度	利子補給額	件 数	利子補給率（％）
昭和52年度	12,420,540	191	2.0
昭和53年度	37,356,257	555	1.6（53年7月期以降）
昭和54年度	57,612,617	984	↓
昭和55年度	80,453,107	1,283	2.0（55年1月期以降）
昭和56年度	122,853,878	1,552	↓
昭和57年度	162,812,597	1,888	↓
昭和58年度	211,528,350	2,185	↓
昭和59年度	256,969,252	2,303	↓
昭和60年度	268,751,885	2,428	↓
昭和61年度	311,142,760	2,607	↓
昭和62年度	300,567,627	2,470	1.5（62年7月期以降）
昭和63年度	298,055,011	2,791	↓
平成元年度	287,494,046	2,750	↓
平成2年度	272,051,071	2,654	↓
平成3年度	304,766,860	2,859	2.0（3年7月期以降）
平成4年度	357,595,695	2,782	↓
平成5年度	395,519,313	2,988	1.8 バス車両購入資金（5年7月期以降） 1.5 その他の資金
平成6年度	355,410,397	2,953	0.9 バス車両購入資金（6年8月1日以降） 0.7 その他の資金
平成7年度	256,343,669	2,939	↓
平成8年度	214,604,228	3,094	0.6 バス車両購入資金（8年8月1日以降） 0.5 その他の資金
平成9年度	150,152,605	2,858	↓
平成10年度	141,730,660	2,982	↓
平成11年度	133,729,609	2,644	↓
平成12年度	111,571,126	2,172	↓
平成13年度	110,751,546	2,043	↓
平成14年度	104,911,352	1,854	↓
平成15年度	96,383,564	1,701	↓
平成16年度	99,911,006	1,560	↓
平成17年度	103,904,872	1,579	↓
平成18年度	103,777,008	1,478	↓
平成19年度	94,065,187	1,378	↓
平成20年度	84,497,121	1,224	↓
平成21年度	81,572,480	1,126	↓
平成22年度	73,897,729	1,061	↓
平成23年度	75,818,926	1,006	↓
平成24年度	69,069,328	862	↓
平成25年度	72,589,223	920	↓
合 計	6,272,642,502	72,704	1.0 災害等特別融資（H12.10.31以降） 東日本大震災特例（H23年度限り） 1.0（対象：岩手、宮城、福島） ↓ 0.5（対象：上記3県以外）

② 地方事業

地方バス協会においては、地方事業として、バス停上屋、停留所標識、案内板等施設整備及び種々の安全対策等を実施しており、乗客のサービス改善、安全運行の確保等に大きく寄与している。

地方バス協会が実施している地方事業の実施状況は、次のとおりである。

平成25年度運輸事業振興助成交付金地方事業実施状況

(単位：千円)

政 令		年 度	24年度①	25年度②	増減額②－①
1	輸送の安全の確保に関する事業		444,810	464,923	20,113
2	サービスの改善及び向上に関する事業		762,707	740,791	-21,916
3	公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業		73,754	103,089	29,335
4	適正化に関する事業		0	5,702	5,702
5	共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業		70,781	45,419	-25,362
6	震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業		0	1,407	1,407
7	経営の安定に寄与する事業		15,898	10,458	-5,440
8	当該事業に要する資金を出捐する事業		0	0	0
9	国土大臣が総務大臣と協議して定めるもの		0	0	0
合 計			1,367,950	1,371,789	3,839

(注) 平成24年度については、従来の事業単位を政令単位に割り付けた。
 その他経費についても、事務費等であり各事業に按分した。

Ⅷ. 税制改正

1. 平成27年度税制改正要望

平成27年度税制改正要望の概要については、平成26年6月17日の総会および同11月12日の全国バス事業者大会において決議した内容に基づき、政府・与党の税制改正の動きに合わせ、主に次の内容を要望した。

税制改正要望の主な内容

- ① 軽油引取税の当分の間の税率（旧暫定税率）の廃止など燃料課税の負担軽減。
- ② 自動車関係諸税における営業用バスへの軽減措置（営自格差）の堅持。
- ③ 自動車取得税の代替として検討されている「環境性能課税」の営業用バスへの負担軽減措置。
- ④-1：エコカー減税制度の延長。
- ④-2：衝突被害軽減ブレーキ搭載車両への自動車取得税・自動車重量税の特例措置（軽減措置）の延長。
- ④-3：バリアフリー対応車両（ノンステップバス・リフト付きバス）への自動車取得税・自動車重量税の特例措置（軽減措置）の延長。
- ⑤ 消費税率10%引き上げ時のバス運賃への軽減税率の適用。

これらの内容について、日本バス協会の会長・役員を中心として国土交通省など関係省庁に要望を行った。他、自民党・公明党・民主党の税制ヒアリングへ参加し、バス業界の現状と税制等の要望について説明を行った。また、平成26年11月7日には自由民主党バス議員連盟の総会において要望・説明を行い、バス業界の要望実現に向けてバス議連の先生方にご支援をお願いした。

特に、平成26年度前半は燃料価格が高騰したことから、①の燃料課税の負担軽減を重点的に要望し、会員の皆様にご協力いただいた約21万人分の署名を国会議員の先生方に提出した。

平成27年度の税制改正大綱は、衆議院総選挙の影響もあり、例年より遅い12月30日に公表された。平成27年秋に予定されていた消費税率10%引き上げが延期されることから、③の自動車取得税の廃止と環境性能自動車税の導入も延期となった。②の営自格差は引き続き維持されることになり、④のエコカー減税など各種特例措置（軽減措置）についても延長されることが決まった。

その一方、①の軽油引取税の旧暫定税率の廃止は、減税に伴う代替財源確保の問題や秋以降の燃料価格の下落などもあり、認められなかった。また、⑤の軽減税率については平成29年度中の導入を目指すことが明記されたが、現在のところ食料品を中心に検討されている模様。

日本バス協会 平成27年度税制改正 要望結果

平成26年12月30日「平成27年度税制改正大綱公表」時点

No.	税目	日本バス協会 税制要望事項	結果	備考
1	軽油引取税 (燃料課税)	燃料価格の著しい高騰がバス事業者の経営を圧迫していることから、軽油引取税の当分の間の税率(旧暫定税率)の廃止すること。	×	当分の間の税(旧暫定税率分)の撤廃は実現せず
2	自動車取得税 自動車重量税 自動車税	自動車関係税制の営自格差について、営業用バスの公共性に配慮し、引き続き軽減措置の堅持すること。	○	営自格差は維持
3	環境性能課税	自動車取得税の廃止に伴い導入が検討されている「環境性能課税」について、バスの公共性とバスがマイカーと比較して地球環境に優しい乗り物であることを考慮し、バスについては負担軽減措置を導入すること。	-	消費税10%引き上げ延期に伴い、自動車取得税の廃止とそれに伴う環境性能課税の導入も延期。
4	自動車取得税 自動車重量税 (軽減措置の延長)	環境性能に優れた新車への代替を促進するため、エコカー減税制度の延長。	△	エコカー減税については基準の見直しを行った上で、2年間延長。 ※バス・トラックは引き続き平成27年燃費準達成車も減税の対象となった。
		バリアフリー対応車両(ノンステップバス・ワンステップバス)への自動車取得税・自動車重量税の特例措置の延長。 【自動車取得税】取得価額から一定額を控除(平成27年3月まで) 【自動車重量税】初回登録時のみ免除(平成27年4月まで)	○	自動車重量税は3年間延長。自動車取得税は2年間延長。 【自動車取得税】取得価額から一定額を控除 ※ノンステップバスは1000万円控除 【自動車重量税】初回登録時のみ免除
		衝突被害軽減ブレーキを搭載したバスへの自動車取得税・自動車重量税の特例措置の延長・拡充。 【自動車取得税】取得価額から350万円を控除(平成27年3月まで) 【自動車重量税】初回登録時のみ50%軽減(平成27年4月まで)	○	車両安定制御装置も特例措置の対象に加えた上で延長。 【自動車取得税】(2年間延長) ※新車に限る 衝突被害軽減ブレーキと車両安定制御装置の両方を装備した車両は取得価額から525万円控除 (どちらか一方のみの場合は350万円) 【自動車重量税】(3年間延長) ※初回登録時のみ 衝突被害軽減ブレーキと車両安定制御装置の両方を装備した車両は75%軽減 (どちらか一方のみの場合は50%軽減)
5	消費税 (軽減税率)	消費税10%引き上げに際して、バスの公共性を考慮し、バスの運賃に軽減税率の適用をすること。	-	平成27年10月に予定していた消費税率10%への引き上げは、平成29年4月へ延期。消費税の軽減税率は消費税10%時に導入し、平成29年度の導入を目指す。 ※但し、軽減税率は今のところ食料品について検討されている。

資 料

1. 自動車関係諸税一覧表	98
2. 地域別旅行業者数	100
3. 日本のバス事業略年表 (19. 4. 1~).....	101
4. 都道府県バス協会名簿	104

1. 自動車関係諸税一覧表

(1) 国税

税 目	税 額 又 は 税 率
揮 発 油 税 (揮発油税法 昭32. 4. 6 法律55号)	揮発油1キロリットルにつき 48,600円 (本則24,300円)
地 方 揮 発 油 税 (地方道路税法 昭30. 7. 30 法律104号)	揮発油1キロリットルにつき 5,200円 (本則4,400円)
石 油 ガ ス 税 (石油ガス税法 昭40. 12. 29 法律156号)	石油ガス1キログラムにつき 17円50銭
登 録 免 許 税 (登録免許税法 昭42. 6. 12 法律35号)	<p>A. 動産の抵当権に関する登記又は登録</p> <p>1. 自動車の抵当権に関する登録</p> <p>イ. 抵当権の設定の登録 債権金額又は極度金額の3/1000</p> <p>ロ. 抵当権の移転の登録 債権金額又は極度金額の1.5/1000</p> <p>ハ. 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録 一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額の1.5/1000</p> <p>ニ. 抵当権の信託の登録 債権金額又は極度金額1.5/1000</p> <p>ホ. 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録 1両につき1,000円</p> <p>ヘ. 登録の抹消 1両につき1,000円</p> <p>B. 自動車道事業の免許 免許1件につき 150,000円</p> <p>C. 自動車ターミナル事業の許可 許可1件につき 90,000円</p> <p>D. 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録</p> <p>1. 優良自動車整備事業者の認定</p> <p>イ. 一種整備工場 認定1件につき 90,000円</p> <p>ロ. 二種整備工場 〃 60,000円</p> <p>ハ. 特殊整備工場 〃 30,000円</p> <p>2. 自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録 登録1件につき 90,000円</p> <p>3. 自動車の登録に係る登録情報提供機関の登録 登録1件につき 90,000円</p> <p>E. 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>1. 一般旅客自動車運送事業の許可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 許可1件につき 90,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃 90,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃 30,000円</p> <p>ただし、個人タクシーについては 〃 15,000円</p> <p>2. 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 認可1件につき 15,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃 15,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃 5,000円</p> <p>3. 特定旅客自動車運送事業の許可 許可1件につき 30,000円</p> <p>4. 一般貨物自動車運送事業の許可 〃 120,000円</p> <p>5. 特定貨物自動車運送事業の許可 〃 60,000円</p> <p>F. タクシー業務適正化特別措置法に係る登録実施機関の登録 登録1件につき 90,000円</p> <p>G. 自家用有償旅客運送者の登録</p> <p>1. 自家用有償旅客運送者の登録 登録1件につき 15,000円</p> <p>2. 変更登録(種別の増加又は区域の増加) 〃 3,000円</p> <p>H. 自家用自動車の有償貸渡しの許可 許可1件につき 90,000円</p>
消 費 税 (消費税法 昭和63. 12. 30 法律第108号)	8% (H26. 4. 1より改正 消費税6.3%と地方消費税1.7%の合計)
自 動 車 重 量 税 (自動車重量税法 昭和46. 5. 31 法律第89号)	<p>(1) 乗 用 車 車両重量 { 0.5t以下 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>{ 0.5tをこえる~0.5t又はその端数ごとに 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>(2) 乗用車以外 車両総重量 { 1.0t以下 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>但し、車両総重量2.5t以下の貨物自動車については、</p> <p>車両総重量 { 1.0t以下 年額3,300円 (2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに 年額3,300円 (2,600円)</p> <p>(3) 小型二輪車 年額1,900円 (1,500円)</p> <p>(4) 検査対象軽自動車 年額3,300円 (2,600円)</p> <p>(5) 検査対象外軽自動車 { 二 輪 届出時一回限り4,900円 (4,100円)</p> <p>{ その他 届出時一回限り9,900円 (7,800円)</p> <p>(注) () 内は営業車</p>

- (注) 1. 揮発油税、地方揮発油税、自動車取得税、軽油取引税については、暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持される。
2. 自動車重量税については、車令13年未満の当分の間税率適用の税率。
3. 自動車取得税免税点については平成30年3月31日までのものである。
4. 四輪以上および三輪の軽自動車税については、平成27年4月1日以後登録した車両。
5. 平成27年4月1日現在

(2) 地 方 税

税 目	税 額 又 は 税 率			
自 動 車 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第147条)	(年額)			
	A. 乗用車	(営業用)	(自家用)	
	～1000cc	7,500円	29,500円	
	1001～1500cc	8,500円	34,500円	
	1501～2000cc	9,500円	39,500円	
	2001～2500cc	13,800円	45,000円	
	2501～3000cc	15,700円	51,000円	
	3001～3500cc	17,900円	58,000円	
	3501～4000cc	20,500円	66,500円	
	4001～4500cc	23,600円	76,500円	
	4501～6000cc	27,200円	88,000円	
	6000cc超	40,700円	111,000円	
	B. バス	(一般乗合用)	(貸切等)	(自家用)
	乗用定員30人以下	12,000円	26,500円	33,000円
	30人超～40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
	40人超～50人以下	17,500円	38,000円	49,000円
	50人超～60人以下	20,000円	44,000円	57,000円
	60人超～70人以下	22,500円	50,500円	65,500円
	70人超～80人以下	25,500円	57,000円	74,000円
	80人超～	29,000円	64,000円	83,000円
C. トラック	(営業用)	(自家用)		
小型四輪および 普通トラック	積載量 1 トン以下	6,500円	8,000円	
	1 トン超～2 トン	9,000円	11,500円	
	2 トン超～3 トン	12,000円	16,000円	
	3 トン超～4 トン	15,000円	20,500円	
	4 トン超～5 トン	18,500円	25,500円	
	5 トン超～6 トン	22,000円	30,000円	
	6 トン超～7 トン	25,500円	35,000円	
	7 トン超～8 トン	29,500円	40,500円	
	8 トン超	1 トン毎に 4,700円加算	1 トン毎に 6,300円加算	
軽 自 動 車 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第444条)	1. 原動機付自転車			
	イ. 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの……………	年額	1,000円	
	ロ. 総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの……………	年額	1,200円	
	ハ. 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの……………	年額	1,600円	
	ニ. 三輪以上のもの(自治省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの……………	年額	2,400円	
	2. 軽自動車及び小型特殊自動車			
	イ. 二輪のもの(側車付のものを含む)……………	年額	3,600円	
	ロ. 三輪のもの……………	年額	3,900円	
	ハ. 四輪以上のもの			
	乗 用			
イ 営業用……………	年額	6,900円		
ロ 自家用……………	年額	10,800円		
貨物用				
イ 営業用……………	年額	3,800円		
ロ 自家用……………	年額	5,000円		
3. 二輪の小型自動車……………	年額	4,000円		
自 動 車 取 得 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第119条)	自動車取得価額の……………	自 家 用 3 % 営業用及び軽自動車 2 %		
	(但し、取得価額が50万円以下の自動車の取得に対しては課税しない。)			
軽 油 引 取 税 (地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第144条の10)	軽油 1 キロリットルにつき……………	32,100円 (本則15,000円)		

2. 地域別旅行業者数 (平成25年4月1日現在)

(単位：業者)

都道府県	第2種 旅行業	第3種 旅行業	旅行業者 代理業者	都道府県	第2種 旅行業	第3種 旅行業	旅行業者 代理業者
北海道	115	127	38	滋賀	26	69	12
青森	33	23	10	京都	57	154	15
岩手	33	24	11	大阪	168	544	78
宮城	37	77	13	兵庫	64	179	25
福島	55	70	19	奈良	17	53	6
秋田	21	29	12	和歌山	33	40	15
山形	45	29	12	鳥取	13	10	3
新潟	56	74	23	島根	20	21	11
長野	105	87	24	岡山	55	69	18
茨城	118	92	14	広島	60	96	17
栃木	75	113	11	山口	22	24	8
群馬	61	97	16	徳島	24	32	4
埼玉	134	257	17	香川	36	32	3
千葉	101	231	15	愛媛	44	32	10
東京	358	1,443	117	高知	15	27	2
神奈川	72	221	24	福岡	55	199	47
山梨	31	75	7	佐賀	11	18	3
富山	51	66	8	長崎	25	30	10
石川	32	63	8	熊本	43	53	11
福井	32	53	5	大分	25	25	10
岐阜	41	89	9	宮崎	27	27	13
静岡	82	133	33	鹿児島	39	46	14
愛知	129	301	46	沖縄	55	56	1
三重	43	69	9	計	2,794	5,679	837

資料：観光庁観光産業課

旅行業者数の推移

	第1種旅行業者	第2種旅行業者	第3種旅行業者	旅行業者・代理業者	計
平成21年	791	2,787	5,957	901	10,436
平成22年	769	2,744	5,891	879	10,282
平成23年	738	2,785	5,837	880	10,240
平成24年	726	2,799	5,749	872	10,146
平成25年	701	2,794	5,679	837	10,011

(注) 各年4月1日現在

第1種旅行業務…海外を含むパック旅行及び乗車船券等の販売等

第2種旅行業務…国内のみのパック旅行及び乗車船券等の販売等

第3種旅行業務…乗車船券等の販売等

資料：観光庁観光産業課

3. 日本のバス事業略年表（19.4.1～）

19. 6. 14	平成19年度春季全国バス事業者大会において、パネルディスカッション「飲酒運転根絶に向けて」を開催。	20. 9. 2	「平成21年度政府予算編成に関する要望について」を地方交通委員会了承後、国土交通大臣、総務大臣に要望。
19. 7. 25	軽油価格高騰について、国土交通省、総務省に軽油価格高騰に伴うコスト増に対応する予算額確保等を要望。	20. 9. 4	「軽油価格高騰対策に関する（緊急重点項目）お願い」について、国土交通大臣・自由民主党バス議員連盟の先生に要望。
19. 8. 2	「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」について、CO ₂ 削減目標として「2010年度におけるCO ₂ 排出原単位を1997年度比で12%改善する。」を設定したものに改定。	20. 9. 20	第21回バスの日
19. 8. 30	地方交通委員会を開催して平成20年度バス予算に関する要望をとりまとめ、同日、国土交通省、総務省に対し要望。	20. 10. 28	高速バスの一部緩和措置を図るため「高速バスの効率的な運行に係る道路運送法の取扱い」の自動車交通局旅客課長通達。
19. 9. 20	第20回バスの日	20. 12. 2	平成20年7月に東名高速道路においてバスジャック事件が発生したのを受けて、平成12年7月に策定した「バスジャック統一対応マニュアル」を8年ぶりに改定した。
19. 10. 19	平成19年2月18日に大阪府吹田市で発生した貸切バス事業者による重大事故を契機に、国土交通省では「貸切バスに関する安全等対策検討会」を設置し、この日に報告がとりまとめられた。	20. 12. 9	政府の追加経済対策の高速道路料金的大幅引下げにあたり、高速バス・貸切バス・空港リムジンバスについても同様の対象にするよう、国土交通大臣及び自由民主党バス議員連盟に要望。
19. 10. 29	首都・阪神高速道路(株)の距離別料金導入について、首都・阪神高速道路(株)及び国土交通省に反対を要望。	20. 12. 12	「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革時までの間延長する。この間については、都道府県に対し、交付金の基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。
19. 11. 14	軽油価格高騰について、国土交通大臣にバス関係予算及び運賃等への価格転嫁および旅行業界との調整を要望。	21. 1. 1	大阪府環境条例による流入車規制が開始。
20. 12. 3	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度が開始。	21. 2. 1	「バス利用促進」の一環として、バスマスクによる広報活動を全国展開した。
20. 1. 1	改正自動車NOx・PM法が施行。	21. 3. 17	「政府の平成21年度経済対策の補正予算に関するお願い」について自由民主党政務調査会長兼議院議員保利耕輔先生及びバス議員連盟に対し、地方バス、バリアフリー対策及び環境対策に資する車両購入費補助の増額等について要望。
20. 1. 17	バス事業100年史刊行	21. 3. 31	「燃料費高騰対策及びバス利用促進対策」として、「バス輸送改善推進事業」の一部変更（増額補正）を行い、低燃費車に対する補助の実施、エコドライブ管理システムの車載器に対する助成単価の引き上げ、新たに同システムの事業所用機器を助成対象とした。
20. 2. 6	一般乗合バス、高速バスの管理の受委託について、系統長または車両数1/2から2/3に緩和。（自動車交通局長通達）	ク	国土交通省は、事業用自動車の事故について自家用自動車に比べてその減少幅が少ないこと等から「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定した。
20. 3. 25	自動車排出ガス規制の強化（ポスト新長期規制）が制定。東名高速道路において、大型トラックのタイヤが外れ対向車線を走行していた観光バスに衝突し運転者が死亡する事故が発生。（運転者は生命の危機に直面したにもかかわらず、バスを安定させるため、ハンドルをしっかりと握り、ブレーキを踏み、サイドブレーキを引いて乗客の安全を守った。）	21. 4. 10	バス産業の課題と今後の向かうべき方向性を検討するため、国土交通省と日本バス協会と共同で開催してきた「バス産業勉強会」の報告書が取りまとめられた。国土交通省において「貸切バス事業者の安全性等評価認定制度検討会」を設置し、利用者が優良な貸切バス事業者を選択できるよう、貸切バス事業者の安全に対する取組状況等について評価・公表する制度を取りまとめられた。
20. 5. 1	平成20年3月31日をもって「軽油引取税の税率に関する特例措置」の期限切れに伴い、同年4月分は暫定税率は適用されなかったが、「地方税法等の一部を改正する法律」が公付され、同年5月1日より暫定税率が適用されることになったことに伴い、平成20年度においても運輸事業振興助成交付金制度は継続されることとなった。	21. 5. 29	貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度の実施主体になる。
20. 6. 1	改正道路交通法の被害軽減措置（後部座席シートベルト着用義務化）が施行。	21. 6. 10	「新型インフルエンザの影響によるバス事業への支援要望について」を国土交通省自動車交通局長に要望。
20. 6. 27	勤務時間等基準告示に定められた運転時間を遵守するため「一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針について」国土交通省より通達。	21. 6. 16	「土・日祭日の高速道路料金的大幅値下げの施策に関するお願い」を国土交通大臣および東日本高速道路(株)ほか高速道路3社に対して要望。
20. 7. 7	地球温暖化対策をテーマとして、世界主要8か国とEU連合が一同に会して話し合う北海道洞爺湖サミットが開催。	21. 6. 17	国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」を受け、10年後（平成30年）における交通死者数ゼロ、人身事故件数を1,800件以下、ただちに飲酒運転をゼロとする、を施策の柱とした「バス事業における総合安全プラン2009」を策定した。
20. 7. 24	国土交通大臣・総務省自治財政局長・自由民主党バス議員連盟の先生等に「軽油価格高騰対策に関するお願い」を要望。	21. 8. 4	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通
20. 7. 28	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。		
20. 8. 6	首都・阪神高速道路の距離別料金の導入について首都・阪神高速道路(株)に対しバス業界としての問題点を具申し、料金制度の改善を要望。		
20. 8. 22	各地でバス事業者に対し供給制限等が行われているため、資源エネルギー庁に対し、供給制限しないよう「バス事業者への軽油供給制限に関するお願い」を要望。		

日本のバス事業略年表

- 省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。
21. 8. 5 車両火災発生等緊急時における乗客の安全確保に万全を期すため、「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」を策定した。
21. 8. 17 「平成22年度政府予算編成に関する要望について」を国土交通大臣、総務大臣に要望。
21. 9. 20 第22回バスの日
「バスフェスタ2009 in TOKYO」を丸ビル・マルキューブで開催
21. 10. 19 「高速道路料金施策の見直しに関するお願い」について、国土交通大臣に反対要望。
21. 12. 4 「平成22年度バス関係予算、税制、高速道路料金施策及び経済政策に関する最重点要望事項」について、民主党の阿久津副幹事に要望。
21. 12. 22 運輸事業振興助成交付金について、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされた。
22. 3. 25 会員事業者が運輸安全マネジメントについて円滑な取り組みが出来よう、主に中小規模事業者を対象とした推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」を作成・配布した。
22. 3. 30 「高速道路料金（統一料金制度及び無料化社会実験）に関する要望」について馬淵国土交通副大臣に反対要望。
22. 4. 1 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持されることとなった。
22. 4. 28 旅客自動車運送事業運輸規則及び関係通達の一部改正され、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が施行される。
22. 6. 18 前原国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。
22. 6. 28 高速道路無料化社会実験を開始。
22. 9. 10 総務省より国土交通省に対し「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が行われた。
22. 9. 20 第23回バスの日
22. 10. 3 「バスフェスタ2010 in YOKOHAMA」をパシフィコ横浜で開催
22. 10. 12 「安全性確保と地域公共交通の安定確保」を目的として、ツアーバス対策、コミュニティバス対策等の検討のため、運営委員会に「企画小委員会」を設置。
22. 11. 5 「ツアーバスに対する規制の強化」、「ツアーバスを容認する通達の効力停止・見直し」、「旅客の安全を確保する観点から法令遵守の徹底」の3項目を主柱とした「ツアーバスの適正化に関する緊急要望」を国土交通大臣に提出。
22. 11. 24 「自動車関係諸税に関する民主党マニフェスト実現要請行動」を自動車輸送関連5団体が参加して決起大会とともに街頭行進を実施。
22. 11. 25 東京駅及び新宿駅周辺における高速ツアーバス実態調査を実施。
22. 11. 26 「バス関係事業規制・制度の見直し、平成23年度予算、税制、高速道路料金施策」に関して民主党に対して要望。
22. 12. 7 馬淵国土交通大臣、池口副大臣、政務三役に高速道路料金政策について緊急要望。
22. 12. 16 運輸事業振興助成交付金については、「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これ」と一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされた。
22. 12. 27 大阪地区における高速ツアーバス実態調査を実施。
23. 2. 9 大畠国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。
23. 2. 16 「高速道路の当面の新たな料金割引について」を国土交通省が公表（マイカー、平日上限2,000円）。
23. 3. 14 「東日本巨大地震に伴うバス事業関係燃料確保に関する緊急要望について」を政府政策本部、関係省庁（国土交通省・経済産業省・資源エネルギー庁）等に要望。
23. 3. 15 私鉄総連、東北地方太平洋沖地震に関し、11春闘は、組合回答日及び未解決組合統一ストライキについては除外の申し入れ。
23. 3. 16 「東北地方太平洋沖地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための緊急対応について」通達（国自安第167号、国自旅第226号、国自整第136号）。
23. 3. 23 当面の新たな料金割引の実施は当面延期し、現在の料金割引を継続。
23. 3. 23 民主党・日本バス議員連盟設立される。
23. 4. 1 貸切バス事業者の安全性評価認定制度の運用が始まる。公益法人制度改革に伴い公益社団法人日本バス協会設立登記。
23. 4. 14 「東日本大震災復旧・復興対策等に関する要望について」を政府与党に要望。
23. 4. 27 平成23年5月1日から、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が実施されることに伴い、日本バス協会策定の「飲酒運転防止対策マニュアル」を一部改定。
23. 5. 9-11 東日本大震災の視察及び被災事業者との意見交換等のため、日本バス協会による被災地視察調査（岩手県、宮城県及び福島県）を実施。
23. 5. 16 民主党日本バス議員連盟による、宮城県及び福島県被災状況視察が行われる。
23. 5. 27 バス事業規制の見直しの方向性などを中心に、今後のバス事業のあり方について検討を行うため、「バス事業のあり方検討会」中間報告が取りまとめられた。
23. 7. 14 ツアーバス問題を解消し、高速乗合バス事業への制度一本化についてを民主党日本バス議員連盟会長等に要望
23. 8. 19 貸切バス事業者安全性評価認定制度がスタートし、はじめて21社が認定された。その後、順次認定され最終的に224社が認定された。
23. 9. 11 「バスフェスタ2011 in TOKYO」を東京・日比谷公園で開催。
23. 9. 20 第24回バスの日
23. 9. 30 第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。
23. 10. 31 ツアーバス問題を解消し、路線バス事業への制度一本化についてを榊幹事長代行、池口企業団体対策委員長に要望。

日本のバス事業略年表

23. 12. 1	被災地支援及び観光復興の観点から、東北地方の高速道路の無料開放を実施。(24. 3. 31まで)	標を概ね達成したことを受けて、引き続き地球温暖化対策の取組みを強化していくため、「平成32年度(2020年度)におけるCO2排出原単位を平成22年度(2010年度)比6%改善する。」を目標とする「バス事業における低炭素社会実行計画」を策定した。
24. 1. 1	首都高速・阪神高速が距離別料金へ移行。	第26回バスの日
24. 2. 24	交通基本法の早期制定について、民主党、国民新党、自民党、公明党の先生方に対し要望。	「バスフェスタ2013 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催
24. 4. 3	高速乗合バスと高速ツアーバスの新制度による新たな高速乗合バスへの一本化に向けて、さらに貸切バス事業の適正化対策を内容とする「バス事業のあり方検討会」報告まとまる。	25. 9. 20 自民党バス議員連盟において「バス事業に係る平成26年度予算、税制等に関する要望等について」を要望
24. 4. 29	午前4時40分頃、群馬県藤岡市の関越自動車道において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡、乗客38名が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より発出された通達を全国の会員に周知。	25. 11. 19 交通政策基本法成立
24. 5. 8	関越自動車道の高速ツアーバスの事故を受けて、日本バス議連を開催。	26. 4. 1 消費税率8%引き上げに伴い、乗合バスの上限運賃を変更。また、関東でICカードに1円単位の運賃が導入される。
24. 5. 11	国土交通省からの要請を受け、長距離夜行便の運転者の実態調査及び二人乗務化の検討など安全対策の推進についての通知を发出。	26. 4. 1 貸切バスの新たな運賃・料金制度を実施
ク	厚生労働大臣からの「バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底。	26. 4. 11 自民党バス議員連盟総会において「バス事業の現状と重点取組事項について」を高橋会長等が説明
24. 5. 15	原油価格高騰のため全日本トラック協会、日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー協会、労働組合主催による「燃料価格高騰による経営危機全国統一行動・関東ブロック総決起集会」が、日比谷公会堂にて開催された。	26. 6. 12 貸切バス事業に関する適正化コンサルティング事業開始
24. 5. 16	国土交通大臣からの「高速ツアーバス等の安全対策強化に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底するとともに、夜間長距離高速乗合バスと夜間長距離高速ツアーバスを運行する会員事業者に対し、交替運転者の配置指針等についての実態調査を実施。	26. 6. 17 バス事業110年の軌跡を作成、全会員事業者に送付
24. 5. 30	国土交通省、「高速バス等の運転時間・乗務距離等に関するアンケート調査」を実施。	26. 7. 26 「平成27年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出
24. 6. 1	日本バス協会として、事業経営の立場から、高速路線バス及び貸切バス等を運行に従事する運転者の勤務上の規則(労使協定等)を把握するため、労働時間等の実態調査を実施。(調査対象は、高速バス委員会、貸切委員会、安全輸送委員会及び労務委員会の各所属事業者。)	26. 8. 12 「平成27年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出
24. 8. 9	「平成25年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出	26. 9. 20 第27回バスの日
24. 8. 22	衆議院国土交通委員会において、「交通基本法案」についての参考人意見陳述を高橋会長が行う。	26. 10. 4 バスフェスタ2014 in TOKYO(代々木公園ケヤキ並木)
24. 9. 20	第25回バスの日	26. 11. 7 自民党バス議員連盟において「平成27年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望
24. 10. 13	「バスフェスタ2012 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催	26. 12. 17 貸切バスハンドブックを作成、会員事業者に配布
25. 4. 2	国土交通省において「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」発表	27. 2. 13 交通政策基本計画が閣議決定
25. 5. 16	平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、「大規模災害基本対応マニュアル」を策定した。	
25. 8. 2	新高速乗合バス、貸切バスにおける交替運転者等の配置基準施行	
25. 8. 2	「平成26年度政府予算編成(バス対策関係)に関する要望について」及び「平成26年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省および警察庁に提出	
25. 8. 2	平成19年に策定した「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」に定めた「2010年度におけるCO2排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目	

4. 都道府県バス協会名簿

協 会	〒	所 在 地	TEL FAX
(一社)北海道バス協会	060-0001	札幌市中央区北1条西19-2	011-621-4161 011-621-1566
(公社)青森県バス協会	030-0843	青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0571 017-739-0573
(公社)岩手県バス協会	020-0871	盛岡市中ノ横通1-9-22 盛岡バスセンター3階	019-651-0680 019-651-0740
(公社)宮城県バス協会	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1-2 猪股ビル3階	022-295-9894 022-295-9896
(公社)福島県バス協会	960-8165	福島市古倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-1478 024-546-1473
(公社)秋田県バス協会	010-0962	秋田市八幡大畑2-12-55 秋田県自動車会館2階	018-863-5349 018-864-4549
(一社)山形県バス協会	990-2161	山形市大字漆山字行段1422	023-686-6135 023-686-6168
(一社)茨城県バス協会	310-0844	水戸市住吉町292-5 茨城県自動車会館	029-247-6603 029-248-3620
(一社)栃木県バス協会	321-0169	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2622 028-658-2923
(一社)群馬県バス協会	379-2166	前橋市野中町588	027-261-2072 027-261-5537
(一社)埼玉県バス協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-2-15 埼玉県交通会館内	048-824-5539 048-831-5416
(一社)千葉県バス協会	261-0002	千葉市美浜区新港212-2	043-246-8151 043-241-0548
(一社)東京バス協会	151-0061	渋谷区初台1-34-14 初台TNビル1階	03-3379-2441 03-3378-9970
(一社)神奈川県バス協会	222-0033	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館1階	045-548-3521 045-472-8008
(一社)山梨県バス協会	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1201 055-262-1202
(公社)新潟県バス協会	950-0088	新潟市中央区万代1-6-1 新潟交通㈱本社ビル内	025-247-8131 025-243-9793
(公社)長野県バス協会	380-0936	長野市大字中御所鶴田560-4	026-226-3288 026-226-3654
(公社)富山県バス協会	930-0992	富山市新庄町字馬場24-2 富山県自動車会館	076-424-9317 076-492-3168
(公社)石川県バス協会	921-8011	金沢市入江3-160 石川県自動車会館	076-291-0197 076-292-1624
(公社)福井県バス協会	918-8023	福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1730 0776-34-1748
(公社)岐阜県バス協会	501-6133	岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館5階	058-279-3700 058-279-3709
(一社)静岡県バス協会	420-0031	静岡市葵区呉服町1-20 呉服町タワー2階	054-255-9281 054-251-5305
(公社)愛知県バス協会	451-0045	名古屋市西区名駅2-21-14 大都名駅ビル1階	052-551-5484 052-551-5488
(公社)三重県バス協会	514-0303	津市雲出長常町1190-1	059-234-1101 059-234-0616
(一社)滋賀県バス協会	524-0104	守山市木浜町2238-4 グリーンルーフ2階	077-585-8333 077-585-8335
(一社)京都府バス協会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6517 075-681-9499
(一社)大阪バス協会	530-0004	大阪市北区堂島浜2-1-25 中央電気倶楽部	06-6341-8006 06-6348-9500
(公社)兵庫県バス協会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-8	078-391-0543 078-331-2495
(公社)奈良県バス協会	630-8244	奈良市三條町511-3 奈良交通第2ビル5階	0742-25-2110 0742-23-0208

(公社)和歌山県バス協会	640-8404	和歌山市湊1106	073-422-8090 073-433-4049
(一社)鳥取県バス協会	680-0006	鳥取市丸山町246-10	0857-22-2724 0857-22-2726
(一社)鳥取県旅客自動車協会	690-0024	松江市馬潟町64-3	0852-37-0334 0852-37-1158
(公社)岡山県バス協会	703-8245	岡山市中区藤原25 岡山県自動車会館2階	086-272-1365 086-273-6308
(公社)広島県バス協会	732-0056	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	082-261-3238 082-261-1743
(公社)山口県バス協会	753-0821	山口市葵1-5-58	083-922-5031 083-925-8242
(一社)徳島県バス協会	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1-6	088-641-3617 088-641-3627
(一社)香川県バス協会	760-0021	高松市西の丸町1-26 大川バスビル3階	087-851-2320 087-821-6161
(一社)愛媛県バス協会	790-0067	松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル2階	089-931-4094 089-931-5054
(一社)高知県バス協会	781-5103	高知市大津乙1879-9	088-866-0505 088-866-0506
(一社)福岡県バス協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-10-17 陸運会館5階	092-431-9704 092-452-3761
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	849-0928	佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 0952-31-2342
(一社)長崎県バス協会	850-0032	長崎市興善町4-6	095-822-9018 095-826-6411
(一社)熊本県バス協会	860-0806	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル9階	096-352-9694 096-352-9670
(一社)大分県バス協会	870-0907	大分市大津町3-4-13 大分県交通会館3階	097-558-3946 097-558-0308
(一社)宮崎県バス協会	880-0902	宮崎市大淀4-5-3 南宮崎駅前ビル1号館3階	0985-51-0158 0985-51-0159
(公社)鹿児島県バス協会	890-0064	鹿児島市鳴池新町12-12	099-252-8670 099-252-8674
(一社)沖縄県バス協会	900-0015	那覇市久茂地1-2-28 よなみねビル3階	098-867-2316 098-863-5926